

平成24年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年3月14日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 議案第 19号 平成24年度御宿町水道事業会計予算
日程第 2 議案第 20号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第 21号 平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 議案第 22号 平成24年度御宿町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第 23号 平成24年度御宿町一般会計予算
日程第 6 発議第 1号 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
日程第14 議案第 23号 平成24年度御宿町一般会計予算（説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大野吉弘君 | 2番 | 新井明君 |
| 3番 | 石井芳清君 | 4番 | 中村俊六郎君 |
| 5番 | 土井茂夫君 | 6番 | 伊藤博明君 |
| 7番 | 大地達夫君 | 8番 | 小川征君 |
| 9番 | 瀧口義雄君 | 10番 | 滝口一浩君 |
| 11番 | 貝塚嘉軼君 | 12番 | 白鳥時忠君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長代理 田邊義博君 係長 市東秀一君

◎大使紹介

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

今日は議会の前に貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

昨晚、メキシコにございます日本大使館大使をお務めをされております目賀田周一郎さんをご紹介いたします。

それでは、目賀田大使様に、一言ごあいさつをお願いいたします。

（大使 目賀田周一郎君 登壇）

○大使（目賀田周一郎君） ただいまご紹介いただきました、メキシコ駐在日本国大使を務めております目賀田周一郎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、御宿町議会にお招きいただき、このような機会をいただきまして、誠に光栄に存じます。御宿は、日本メキシコ友好交流の発祥の地ということで、日本メキシコ関係の、いわば聖地でございます。本来でありますと、メキシコへの赴任に先立ってお伺いすべきところでしたが、私の場合にはペルーからメキシコに転勤ということでございましたので、既に9カ月たっておりますけれども、本日こういう機会によようやく恵まれて、大変うれしく思っております。三国交流の記念の碑でありますとかロドリゴの漂着の地といったものを、先ほど拝見させていただきまして、メキシコのどこかの海岸地帯にも非常にちょっと似た、非常に明るい雄大な海岸風景も楽しんでまいりました。

メキシコは、このような歴史的なきずなに加えて、現在では非常に重要な経済補完関係のある国でございます。特に最近におきましては、経済連携協定を活用して、日本の大手自動車メーカーが大規模な投資を続々と発表し、これに基づいて日本の部品企業が、現在大挙メキシコに進出しつつあります。いずれ、中国あるいは東南アジアと並んで、メキシコが日本自動車産業の一大生産拠点となるというような状況にもございます。

その他の点におきましても、環境分野あるいは発電、鉄道、インフラ分野、あるいは現在大変メキシコでは日本食がブームでございます。日本料理屋が毎月のように新たに開店し、日本のお酒、日本食品についての関心も高まっております。

4月1日から、この経済連携協定が改正されまして、日本からはリンゴやミカン、緑茶の輸出のアクセスが拡大されますので、こういった面でも、今後、メキシコにおけるビジネスのチャンスを生かしてまいりたいと思っております。

3点目に、メキシコは新興市場国の一角であります。大変日本と重要な価値観あるいは外

交政策を共有するところも多うございまして、国際社会の中で非常に信頼できる、責任を共有できるパートナーとして協力関係が構築されつつあります。特に、気候変動問題あるいは核軍縮、核不拡散問題、あるいはポストMDGといえますか、ミレニアム目標、この途上国開発問題等について、今積極的に国際的な場で2国間が協力して取り組むという問題が非常に増えているところでもございます。

そういった重要な2国間関係を有するメキシコが、必ずしも日本国内では、余り十分にその重要性が認識されていないような気もいたしますので、いろいろな機会にこういったお話をさせていただいて、メキシコのみならず、中南米全体の重要性といったことを、日本の皆様にも訴えてまいりたいと思っております。

また、経済関係や政治関係のみならず、一般国民の間の交流といったものを、かつての日本メキシコ関係が非常に急速に緊密化を増した70年代、80年代に比べますと、やや少し不活発になつてゐるような面もあるように見受けられます。

ただ、昨年、一昨年の400周年の記念行事で、ひとつ大きな盛り上がりがありましたけれども、そしてまた昨年の東日本大地震、これに対するメキシコからの、大変さまざまな形での、また多額のご支援、そして連帯の表明がございました。こういったことをさらなる契機として、この2国間のきずなを国民レベルまで幅広く活性化し、またさまざまな活動に幅を広げていくことができればと思っております。

そういうような方針で取り組みたいと思っておりますので、いろいろな面でご支援をまたいただければと存じます。あるいは、また大使館、外務省のほうで何かご協力できるようなことがあれば、ビジネスの面あるいは交流の面でお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） それでは、記念写真をお撮りしたいと思いますので、皆さんこちらへお集まりいただけますでしょうか。

ここで休憩いたします。

（午前 9時54分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時02分）

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手許に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

傍聴人に申し上げます

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第19号 平成24年度御宿町水道事業会計についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、議案書の1ページ、第2条の業務の予定量から説明をいたします。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年実績を基に、戸当たり有収水量を勘案しまして、給水戸数が3,709戸、年間総給水量が90万4,000立方メートルとさせていただきました。年間総受水量は、南房総広域水道企業団との協定に基づきまして、38万8,320立方、1日平均給水量は2,477立方メートルとさせていただきました。

また、主な建設改良事業としまして、浄水場機器改良事業が2,260万円、配水施設改良事業が1,046万2,000円を計上しました。

第3条の収益的収入及び支出と2ページ第4条の資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書にて説明をさせていただきます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と決めました。

3ページの第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費

2,158万8,000円、交際費が1万円と決めました。

第7条の他会計からの補助金額は、2,000万円としました。このことにより、収益的収入及び支出の営業外収益の県補助金も前年同様に増額計上し、より一層の経営改善を図ることといたしました。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を15万8,000円と決めました。

次に、8ページの事項別明細書の収益的収入及び支出を説明いたします。

水道事業収益を2億7,504万4,000円とし、前年度より4万円の増額としました。

営業収益2億3,601万4,000円の内訳といたしまして、給水収益が2億3,580万4,000円、その他の営業収益は、指定工事店登録手数料、回線手数料として21万円を計上しました。

営業外収益は3,903万円とし、前年度より1万2,000円の減額となりました。

9ページの水道事業費用は2億7,885万5,000円とし、前年度より1,345万円の増。営業費用が2億7,232万2,000円、内訳といたしまして、原水及び浄水費の1億4,397万3,000円、主な事業といたしましては、修繕費の浄水場の修理が210万円、委託料の浄水場等の運転管理、水質検査料が2,373万7,000円、受水費が1億379万円は、南房総広域水道事業団への受水費でございます。

10ページの配水及び給水費2,924万4,000円は、人件費が1,274万8,000円、物件費が1,649万6,000円でございます。物件費の主な内容は、修繕費の1,014万7,000円、これは鉛管の取りかえや漏水修理等の費用を計上しました。委託料の412万4,000円は、水質検査、量水器取りかえと配水管の洗浄委託費でございます。

11ページになりますが、総係費の1,838万7,000円の内訳は、人件費が884万円、物件費が954万7,000円で、物件費の主な内容は、使用料及び賃借料の電算リース料399万円、委託料が414万8,000円、これはメーターの検針委託料でございます。

12ページになりますが、減価償却費が8,071万7,000円、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。資産減耗費は、改修工事等に係る有形固定資産の除却損または廃棄損が発生した場合の科目の設定でございます。

営業外費用623万3,000円は支払利息と消費税及び地方消費税、特別損失の過年度損益修正損は10万円、予備費を20万円といたしました。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入は420万1,000円、うち納付金が420万円で、新規加入分を計上いたしました。以下、開発負担金は科目の設定でございます。

次に、14ページの資本的支出ですが、4,081万2,000円。内訳としまして、建設改良費が3,306万2,000円、主な内容は、原水及び浄水費の工事請負費2,260万円、浄水施設の更新工事と配水及び給水費の1,030万4,000円は配水施設の更新工事であります。企業債の償還金は775万円。

それでは、2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入に対する資本的支出の差額の不足分3,661万円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金にて補てんさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑を行います。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。二、三質問をさせていただきます。

この質問の趣旨は、1点だけです。約7億円の、その現金預金、これをどうやって安全で有利な運用をするかという考えがあるかということです。

そういう中で、水は、水道はライフラインということで、3・11を過ぎればというわけじゃないんですけれども、のどもと過ぎれば高いの安いの、滑った転んだと言いたい放題なんですけれども、水道が、蛇口をひねれば水が飲めるというのは日本ぐらいじゃないかなと、大変その金額云々ではなくて、安心・安全な水が飲めるという中で、経費もやっぱりやむを得ないという感じもあります。そういう中で、この水道に関して、二、三質問したいと思います。

前回の議会ですか、停電しても二、三日は、圧で何とか水道は供給できるという話を聞いておりますけれども、本管が破損した場合の対応について、時系列別にちょっとお聞きしたいのと、この御宿町の水道は布設してから何年ぐらいたつのかということにあわせて、経年劣化です、それは大丈夫なんですかという心配があります。それと、勝浦市でもそうなんですけれども、耐震性の管にかえてるという話も聞いております。また、そういう管も今できてるという中で、計画的に交換していく予定はありますかという、とりあえずはこの4点。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 一般会計からの2,000万円のことをお伺いしているんでしょうか。

○9番（瀧口義雄君） とりあえずその本管が破損した場合の、その補修、どうやってそれをやっていくかという、時系列的に、例えばどこが破損したといたら、どうやって管をどけて、どうやってどこの業者が直してくれるのか、大体その管の予備なんかがあるのかどうかという

こと、それと何年ぐらい水道を布設してからなるのかと、経年劣化と耐震性の管にかえることがあるかと。最初に言ったのは、後でちょっとまとめて聞きますから。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 本管の話ということでございますけれども、破裂の状況にもよるといふふうには考えます。

また、本管が破裂した場合には、例えば1つ例をとりますと、御宿台から部田の耕地坂においてくるところに、圧力弁というのがあります。そこが、急激に水道が流水しますと遮断するというような形で、配水池の水をそこから流れないようにする役目をしております。

一応、本管の破裂ということですが、まず場所の特定をしなければいけないということ、あとは交通安全関係の確認。本管というのは、基本的には道路の中を通っているということで、そういう交通安全関係の確認と。管網図を調べて、材料の調達、また破裂による影響区域、近隣の送水管の締め切り等、幾つかの作業がございます。

だれが行うかということですが、基本的には御宿町の指定工事店がございまして、本管につきましては管工事の許可を受けた業者が施工するというのが一番ベストなのかなということがございます。この修繕するのに、一般的には、私のほうから課員の工務係に指示をいたしまして、そこから業者に連絡するというようなことを行っております。

本管の布設年次はいつ頃かということですが、水道事業が実際に供用開始したのは昭和53年ということなんですけれども、当時の認可時は、昭和48年ごろから工事を始めたということで、約39年から40年ぐらいたってるといふことがございます。古い本管の関係については、主に鑄鉄管が多いといふようなことがございます。

また、水道管の耐震化の関係なんですけれども、一部については、ダクティル鑄鉄管というものが使用されておまして、これは阪神・淡路の震災で効果を非常に発揮した実績があるといふことがございます。そういう中、ダクティル鑄鉄管が、比率にすると34%、あとは硬質塩化ビニール管が66%という比率になっておまして、配水管の延長が約107キロございます。その中で耐震化と言われる、その地震に強いと言われてる管については約5キロメートル、配水池から町中を、主に御宿台から下って行って、国道までの中にこのダクティル鑄鉄管が入っているといふようなことがございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 4番のほうで、その耐震性の管に交換する、その計画があるかということがちょっと抜けているんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 本来ですと、年次計画を持ってやっていく、そういうのが一番理想的な形でございます。先ほども申し上げたとおり、昭和48年から水道の事業を開始いたしまして、今のところ、まず水を送るための主要な機械類、ポンプ、あとは電源盤、そういうものを主体として、今修繕を行っているということでございます。

また、この平成24年度の水道予算につきましても、主に浄水場の機械関係、そういうものを修繕したいということで計上させていただいております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、まず本管よりは備品、施設のほうの修理を優先して劣化を防いでいくという話で、よくわかりました。

そういう中で、先ほど言いましたけれども、今年も一般会計から2,000万円繰り入れていると、同額県からも補助があるということと、この水道に関しては、ほぼ全世帯が加入しているということで共同性があるのかと、恩恵に町民全体があずかってるということと、一般会計から繰り入れても、県から同額補助が来てるという中で、これはまあ、よしとしなきゃいけないのかなと思ってるんですけども、特別会計は、ご存じのように、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の支出に充てると、一般の歳出歳入とは区別して経理すると、国保もそうなんですけれども、この場合、その互換性があるのかどうか。木原課長、一般会計から特別、特別から一般会計というのは可能なのかと。例えば、大原が合併する前に、どさくさに紛れて1億円一般会計に来たと。戻してあるかどうかはちょっと調べてないんですけども、そういう事例もあったという中で、国保の場合は、次、国保でお聞きしますけれども、その辺の互換性があるのかというのが1点と。

1億4,000万円借り入れて、総体で約2%の利息が生じています。本年度は291万円、去年は323万円、そしてそのページ、25ページに現金の預金高が7億8,330万円、そういう中でこの利息が2万9,000円、今言われましたが、借入れが1億4,000万円で、利息の支払が約300万円近く、この現金約7億円がいつごろ保有しているのかと、この使途はどうなっているのかということですね。運用といっても、A I Jとか、最近、館山のNTTドコモの事件のようなことがあってはならない。また、小浦みたいな、ああいうことがあってはならないと思うんですけども、どういう形で運用しているのかと。田辺主幹が用意してくれた国債の利率、また大口預金の利息の一覧表がありますけれども、もう少し安全な運用があるんじゃないかと。

この議会が始まる前に、この監査の月例別の検査が届いてますけれども、水道特別会計では

普通預金に4億1,000万円、振替預金が1億9,000万円ですか、別欄預金が6万円、定期預金が9,000万円、合計6億9,000万円、これはこういう形になってますけれども、この内訳と、今後、そういう形でその安全な運用、せめてその利払いと同じぐらいになるような形。7億円持っていて2万9,000円、借金が1億4,000万円で、利息が約300万円というのは、ちょっと持ってる使途としては、あとまた特段、この7億円の使途が緊急にあるのかと、長期でどのぐらい保有しているのかということで、短期に支払わなきゃいけないんでしたら、運用の仕方があるのではないかと、この2点。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 企画課長ということですがけれども、その前に、水道の、この2,000万円を繰り入れていただいている根拠というんですか、それを私のほうからちょっと説明させていただきます。

まず、水道の関係につきましては、地方公営企業法の施行令に基づきまして、資本の取引と損益の取引を区別しなさいという、基本原則の会計制度がございます。その中で、この2,000万円ということですがけれども、基本的に収益事業のほうに繰り入れるように予算もなっているわけでございます。

千葉県に補助制度がありまして、上水道の高料金対策に要する経費というものがございます。基本的な計算のやり方があるわけですが、それは、水道の単価あるいは資産の割合とか、そういうものを計算する中で、1つは約4,000万円ぐらいの補てんは許されますよというような数値が出ています。そういう中で、じゃ町のほうから一般会計に2,000万円というような繰り入れをしていただいているわけですが、それと約同額ですね、実際には1,900万円程度になると思いますけれども、県のほうからも補てんしていただけるということ、そういう千葉県の制度がございます。おかげさまでという言い方は正しいかどうかわかりませんが、2,000万円プラス1,900万円、約4,000万円弱の補てんがあるということで、水道料金にいたしますと、1立方当たり約40円弱の水道料金を下げて皆さんに供給しているという大きなメリットがあると私どもは感じておるわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員のご質問は、町にいろいろ基金がございます。例えば、財調とか、昨年9月にご承認いただいた公共施設の維持管理基金等でございます。一般会計の中では、条例でそれを定めていますので、その中の、例えば公共施設維持管理基金条例については、第6条で振替運用ということになっています。この中で、一般会計が、町長が財政上、

必要だと認めた場合については、確実な繰り戻しの方法、期間、利率を定めて貸すことができるということになっております。理論上、一般会計からその基金を特別会計に貸すことができます。

逆に、特別会計から一般会計に貸すことができるということですが、例えば共同設置で競輪の組合をつくって、そこで収益があつて、それを要すると、そういう定めができるというふうに解釈しております。水道は、内部留保資金を7億8,000万円程度持っておりますが、これについては公営企業の管理者が安全有利な方法でということになると思ひますが、法的には現に旧大原町がやっておりますので可能だということになるかと思ひますが、この経過を調べてみますと、今米本課長が言いましたように、県は知事判断、これは公用金対策というのは、ほかの都道府県ではなかなかないと、千葉県独自の施策というふうに聞いておりますが、そういう中で、やはり県としても県議会を通して市町村に公用金対策として補助金を出しているという中で、その余った資金を、今度逆に出すということについては、その後、町もいろいろ平成18年当時、ほかの例を見て、財源的にも考えた時期もあつたようには聞いておりますが、そのときに照会したときには、やはり課としては好ましくない。要は、県の補助金で一たん出したのを、今度余った資金でも貸すようなことは県として好ましくないんだという通知が来てるということは聞いております。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） ただいま財政課長からもお話がありましたように、地方公共団体の資金運営に関する規定ということがございまして、そういう中で最も確実かつ有利な方法というものが通達で来ております。

一般的に考えますと、金融機関に預金して安全に保管することということになっております。先ほど瀧口議員が言われたように、どこかの町で、電話ですか、N T Tの株を買ったら下がったということで、実質的に損益で計上になるというようなものがございました。そういう中で、私たちも、ペイオフの関係があつてから、取引金融機関、約9行、9の金融機関がございすけれども、そこへ分散して1,000万円ずつ預けてあるというようなことをとっております。現状では、利率が低いために大きな果実とはなっていないというようなものが現状でございす。一応、運用の内訳というのは、その9行に預けてあるということでございす。

それだけのお金が現金としてあるじゃないかということでございすけれども、基本的に、この内容を見てもらうとわかりますけれども、欠損金が約4億円から、実質、帳簿上はございす。何で4億円もあるのかなということなんですけれども、中身的には収益事業で赤字の累

積も1つございます。

そういう中で、やはり一番大きな赤字の要因というものを、事業を始めた当時、加入件数とか、そういうものが低いために収入が上がらないと、反対にそういうときに補てんをしていただければ事業上の効果が非常に出たのではないかとということでございますけれども、その当時にそれなりの補てんをいただけなかったというものも1つの要因にはなってるとは考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 先ほど、最初に質問の中で入っておりますけれども、2,000万円出して1,900万円、県と同額で4,000万円入ると、それは大変いいことだと、別にそれを云々じゃないんですよ。欠損も4億円ぐらいあるという中で、その2,000万円出して1,900万円にして、単価が40円ぐらい安くなっていると、それは全町民が恩恵にあずかってますから、そういう形でいいんですけれども、ペイオフの時代に、その始まった時代に、みんな1,000万円単位でいったというのわかるんですよ。持っているところはそういう形でやったけれども、その7億円というのが、大体何年ぐらい前からずっとこう保有しているかと。

単純に言えば、銀行でも短期と長期、また大口とそれ。また、ギリシャのように日本はならないと思っておりますけれども、国債だって長期の有利で、これは金利、ご存じだと思いますけれども、大変安全、有利なものもあると。ほかの、これが株式とか、そういうのをやれと言ってるんじゃないで、安全な有利なものが2点、銀行預金とその国債、日本人は国債を買って当然、また災害復旧の国債も発行すると。これは個人向けという話も聞いていますけれども、そういうもので担保していくというのも一つの運用の方法じゃないかなという提案でございますので、再度、これだけの現金を保有している中で、国債という形の運用もあるのではないかとという提案ですから、内部で検討していただきたいと。一般会計から補てんするのは、全くそれはいいという中で、限度額があるということも、今答弁がありましたので、ということで再度検討してください。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

1ページの給水戸数3,709ということでございますが、これは営業外で、たしか量水器の購入ということも載っておるわけでありましてけれども、平成24年度の給水戸数の計画上の増減が

どうなっているのかということですね。

それから、その次の年間総給水量ということでございますが、前段で、送水管等の耐震化等の質疑があったわけでありましたが、たしか私が覚えておるところによりますと、この間、御宿町は送水管の清掃、掃除、それから、並びに、同時に漏水のチェックですね、こうしたものをしていただいで、有収率がかなり上がったというような報告をいただいであるわけでございますが、これはちょうど1年前の大地震のとき、この御宿町はかなり超長周期で揺れましたですね。大きく揺れました。その関係で、いわゆる有収率、これの変化があったのかどうかというのを、ちょっと確認し忘れておりましたので、その辺があったのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

そして、直近の中の有収率、これがわかれば、あわせてお答えを願いたいと思います。

とりあえず、以上です。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 給水戸数の考え方でございますけれども、基本的には平成20年度あたりから戸数をチェックしております。3,629から始まりまして、現在のところ、平成22、23、24あたりはほとんど横ばいで、使用水量も大体同じような状態ということです。ということは、出入りがあるということで、移転する方もいれば入ってくる方もいるということで、そんなに上下の大きさが無いというふうには踏んでおります。

漏水チェックをいたしまして、御宿町は非常に有収率が上がったということでございますけれども、現在、直近ですと、93%はいつているのではないかなというふうには考えております。

○3番（石井芳清君） 地震の影響があったかどうかは。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 地震の影響については、非常に長い揺れが続いたということでございますけれども、基本的には本管には影響はなかったというふうには踏んでおります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

たまたま、御宿、最近、今課長がおっしゃられたとおり、漏水のチェック等をして、それはやはり功を奏したのではないかなと、功を奏したというふうに理解をしております。引き続き、93%ということで、多分、私はよく承知していませんけれども、県内でもトップの有収率ではないかと思うんですね。

次に、南房総企業団の受水の関係で質問いたしますけれども、やはりせっかくきれいなお水

を高いお金で購入して、それが無駄になってはいけないわけですので、その辺含めまして、引き続き漏水のチェックを含めた管理体制、これをきちんとやっていただきたいと思います。

それで、この南房総広域水道事業団からの受水費の関係でございますけれども、この間、県は、いわゆる県全体の公用金対策、いわゆる安価で清廉な水を供給するという水道法の1条ですか、その実現のために県内の水道料金の格差是正ということで、大きく言えば一元化を目指して会議を開いているというふうに思うわけであります。たしか、県内幾つかに分かれて、特にこの南房総地域というのは、そのためのモデル事業というような位置づけの中で協議されていたように理解をしているわけでありまして、昨今、そういったニュースがほとんど県からも報道されておらないわけでありまして、その会議の流れがどのようになっておるのか、その内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 県内水道の統合ということで、委員会から、そういう諮問機関からお話が出ているということでございまして、それに基づき動いているということです。

今、石井議員がおっしゃいましたように、まず前段としまして、南房総広域と九十九里の水道企業団の水平統合もやっていこうというような方針に基づいて協議を行っているわけでございますけれども、現在のところ、課題を取りまとめ確認ということで、財政的なもの、財産的なもの、あとは人事または財政スキームについて、また用水の供給料金の検討ということについて、事務レベルで協議をしているという話は聞いていますけれども、その後、統合に向けての進展はさほどないというようには伺っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 統合に向けての進展はないということですが、これは現在の協議内容というのは、例えば御宿町の水道料金に対して、いわゆる縮減というか、安くなるというんですか、町民の水道料金の負担が軽減するという方向での協議になっているんですか。それとも、希望的観測でもいいんですけれども、どういう状況なんですか、今の協議状況、方向性というのは。例えば、県内全体だと、都市部はこの村に比べて相当に安いですね、歴史的に。そういう分の格差が非常に激しいということがあるわけですが、この南房総、それから九十九里水道事業団の中で、今の話し合いの中では、最終的に結論が出てないわけなんですか、見込みとするとどういう方向性になるというふうに感じてらっしゃるか、それで結構なんですけれども、ちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 基本的に、県内の水道料金を一本化したいと、それが大きな命題であるというふうには認識しております。しかしながら、それをやることに対して、それが一番の問題になっておりまして、なかなか統合は進まないというものが1つあります。

どういふことかといいますと、例えば千葉市と柏市とか、向こうのほうが面積当たりに対する経費が非常に安いと。要は、その中に人口が集中しているということは、設備投資が少なく済むということでございます。反対に、外房地域みたいに人口の少ないところは、それだけの同じ人数に供給するためには何倍もの管の配置とか、そういうものが出てくるということで、非常にリスクを負っているということでございます。

たしか、私の記憶ですと、千葉県で県営水道は1立方当たり110円とか160円程度ではなかったかなというふうに思います。うちの方は、つくる水が約280円、そして供給している水が210円ということで、言いかえると赤字覚悟の経営をやっていると、こんなところが現状でございますので、そういう中で今後の見通しということでございますけれども、個人的な見解ですと、なるべく早めに統合していただいて、県民が平等に恩恵を受けられるというような状態になってほしいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に、10ページであります。原水及び給水費、8節修繕費の中で「鉛管取替」ということが載っておりますが、これはずっと年次計画を立ててと申しましょうか、毎年一定数、やっていただいているというふうに思うわけでありましてけれども、今年度、これは何カ所に予定されておるのかということです。

それから、ちなみに、残数ですね、当初でもいいし、これを終わっても結構なんですけれども、幾つになるのかと。

それから、12節、水質検査ということですが、現在の御宿ダム及び広域の受水の関係での水質検査の特徴的なもの、特に放射能においても、今、検査いただいていると思いますので、最新の状況があればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 修繕費の鉛管ということですが、平成24年度は約40カ所程度を見込んでおります。箇所数も残箇所ということですが、残念ながらまだ1,400カ所以上存在していると考えております。

また、放射能の関係でございますけれども、基本的には、まず南房総広域水道企業団の放射

能に対する検査頻度ということですのでけれども、現在は、土日を除く平日は、毎日放射能の検査をしているということで、うちの方に来ているデータは不検出ということで、放射能は見られないというふうになっております。また、うちの方の水道水につきましては、1週間に1回、放射能の検査をやっておりまして、不検出というような状況が続いております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

最後になりますが、14ページ、資本的収入及び支出の中の総係費ということで、量水器の購入費ということで15万8,000円、口径13ミリ、口径20ミリということですが、これは、総数幾つ購入するのか、購入した中では、在庫数とすると幾つになるのかということですね。それから、先ほど給水戸数の関係でありますけれども、これは近年は具体的には伸びてないということのご回答であったというふうに思いますが、そうしますと、先日、いわゆる人口増減の中で、この数カ月、県内では高いということがあったというふうに思いますが、これは、水道会計というのは非常に厳密な会計だというふうに、逆に言うと理解をしております、あまり希望的な数量というのは計画としては入れないという、やはり実数に合わせた予算づくりをしているというふうにも理解をしているわけでありまして、新規も含めた中で、いわゆる定住人口増加策という中での水道事業というのは、そういう面では受け身と、考え方というところ、ちょっと言葉では語弊があるかもわかりませんが、そういう内容ということによろしいでしょうか。それについて、再度確認したいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 量水器の購入につきましては、一般家庭用の13ミリ、これを10個、あとは20ミリの大きいやつを30個と見込んで、一応計上はしてあります。そういう中で、先ほども申しましたように、転出する方もいれば転入する方もいるということで、現状では横ばいではないかなと考えてはおります。

○3番（石井芳清君） 在庫数はどうですか。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 在庫数については、13ミリが20ぐらい、あと20ミリが、これをまぜると40ぐらい、購入した場合、40ぐらいになるというふうには思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

23年度の損益計算書、最終的には4億2,000万円近くのお金が欠損で計上されているわけですが、これの償還というのは、どのように今後、返していくかということ、ちょっと説明していただけますか。20ページですね。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 20ページの損益計算書のことということですが、繰越欠損金が4億1,380万円あるということで、この23年度もその欠損金の上に同年度の純損失ということで、残念ながら予定だと580万円からの赤字があるということで、それを足すと、未処理欠損金が4億1,900万円になるということですのでございますけれども、これは、何しろ営業収益が上がらなければ、補てんが基本的には無理だというふうには考えております。

ちなみに、22年度は、いろいろ補助制度等がございまして、黒字決算になって、繰越欠損金が減額になったというふうに、記憶しておりますけれども。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） この次年度も見ますと、もう予定が511万円、また借金ですよ。累積で、4億2,400万円ですか、また増えていくわけです。これも、先ほど280円から210円にしている。これは、町民にとっては確かにありがたいわけなんですけれども、やっぱり後年度負担になっていくというのは赤字の垂れ流しじゃないかなと私は思うんですけれども、この償還計画みたいなものもあわせて考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、どのように考えていますか。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） そうですね。たしか、記憶では平成13年度か14年度あたりに料金の改定をしたのではないかなというふうには、年度についてははっきりとしませんけれども、基本的にこれを解消していくということになると、一番の方法としては、企業会計上は水道料金を値上げするというような方法が一番正当性があるのかなというふうには思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 確かに、料金を上げればいいんでしょうけれども、何か企業努力というものを、ここで見せていかないと、単なる料金値上げでは、これはやっぱり町民は納得しないと思うんですけれども、あわせてそういう、ただ料金だけではなくて、支出を減額するような方法を、何かしらこの中に入れられないものか、そういうことも含めて、やっぱり水道料金の値上げというものを考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（中村俊六郎君） 米本課長。

○建設環境課長（米本清司君） 確かに、・井議員のおっしゃるとおりでございます。企業努力ということでございますけれども、例えば人員の配置をとっても、この水道に携わる人間が、3名でやっているというような状況でございます。

また、一番の赤字の要因と言え、おかしい言い方になるんですけれども、南房総地域の広域水道企業団の給水量、あと受水費、これが営業経費の中の、たしか73、4%を占めているというふうに思っています。これは御宿町だけではなく、全体計画の中でこういう設備投資をしているわけでございますけれども、一つのやり方とすれば、受水費を下げるというやり方も一つにはございます。しかしながら、当時の構成団体の水利権、そういうものを勘案した中で、どうしても落とせない部分があるというものは理解していただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第20号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第20号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、予算概要書の1ページをご覧いただきたいと思えます。

本年度の予算編成に当たりまして、国の状況などを記載いたしました。所得の減少に伴う保険料収入の減や被保険者数の増加により、運営の厳しい状況が続いております。

1 ページ下段から 3 ページまでが、歳入歳出の事項別の説明を記載しております。

4 ページをお開きください。

今回の予算編成につきましては、過去の傾向や県から示されました算出方法等から、必要最低限の歳出と、それに充てる財源として歳入を見込みました。予算総額は歳入歳出ともに11億9,234万4,000円で、23年度当初と比較いたしまして、1億3,913万9,000円の増となっております。

平成23年度と金額が大きく異なる科目といたしましては、歳入では国庫支出金、前期高齢者納付金でございます。どちらも、歳出の保険給付費の増加に伴う増でございます。歳出では、保険給付費が対前年度費で1億1,636万9,000円の増となっております。保険給付費は年々増加傾向にあり、平成23年度においても当初予算額を上回る支出があり、補正で対応させていただいたところでございます。

平成24年度予算では、前年度決算の見込みから伸び率を見込み、算出いたしました。予算の構成比は、5 ページのグラフのとおりでございます。

歳入では、国民健康保険税25%、国・県支出金27.8%、交付金38.32%、繰越金で8.9%となっております。歳出では、保険給付費が全体の68.1%を占めております。

6 ページから 7 ページは、加入者医療費の推移で、加入者や加入者の減少とは反対に、医療費は右肩上がりとなっております。

8 ページから 9 ページは拠出金、税率、課税状況の推移となっております。

続きまして、新年度予算の内容につきまして、ご説明いたします。

平成24年度国民健康保険特別会計予算書の 8 ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額 2 億7,139万6,000円、退職被保険者国民健康保険税として本年度予算額2,724万1,000円、合計いたしまして、2 億9,863万7,000円、前年度と比較いたしまして、771万3,000円の減となっております。保険税の現年度課税分と滞納繰越分で、明細は説明欄のとおりでございます。

9 ページに進みまして、2 款使用料及手数料、1 項手数料、1 目保険税督促手数料、本年度予算額は17万円でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、本年度予算額 2 億2,408万2,000円で、前年度と比較いたしまして、2,532万6,000円の増でございます。1 目療養給付費等負担金は各保険会計からの国庫負担金で、給付費の増加により増額となっております。高額医療共同事業負担金は、高額医療が増加傾向にあることから増額となっております。3 目特定

健康診査等負担金は、受診者の減少による減額でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金は、本年度予算額4,847万6,000円、前年度と比較いたしまして、570万5,000円の増でございます。財政調整交付金の増額によるものでございます。

10ページをご覧ください。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額3,810万2,000円、前年度と比較いたしまして、1,642万6,000円の増でございます。退職被保険者の保険給付費の増加が見込まれることから、交付金も増額となっております。5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額2億8,191万7,000円、前年度と比較いたしまして、3,097万4,000円の増でございます。交付金の精算と医療費の増加によるものでございます。6款県支出金、1項県負担金、本年度予算額792万6,000円、前年度と比較いたしまして、71万4,000円の増でございます。1目高額療養費共同事業等、2目特定検査等の負担金でございます。6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、本年度予算額5,090万9,000円、前年度と比較いたしまして、2,234万2,000円の増でございます。交付金率の変更により増額となりました。

11ページに移りまして、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、本年度予算額1億3,659万5,000円、前年度と比較いたしまして、2,085万8,000円の増でございます。1目高額医療費共同事業及び2目保険財政共同安定化事業に関する交付金でございます。8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,237万9,000円、前年度と比較いたしまして、507万2,000円の増でございます。一般会計からの繰入金で、財政安定化支援事業繰入金と税の軽減区分を変更したことにより、保険基盤の安定繰入金が増額となる見込みでございます。8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、基金からの繰入金として、本年度予算額1,000万円でございます。前年度と同額を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、本年度予算額2,214万7,000円、前年度と比較いたしまして、1,941万5,000円の増でございます。1目療養給付費交付金繰越金は、科目設定の1,000円でございます。2目その他繰越金は、前年度繰越金でございます。10款諸収入、2項延滞金加算金及過料、1目延滞金は本年度予算額1,000円、前年度と同様に科目設定となっております。10款諸収入、2項雑入、本年度予算額100万3,000円、前年度と同額を計上いたしました。1目から4目の第三者行為の納付金及び医療費の返納金等、主な雑入は、特定健康診査徴収金でございます。

13ページからは、歳出となります。歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、本年度予算額1,013万8,000円、前年度と比較いたしまして、89万9,000円の減でございます。職員と臨時職員各1名の人件費と国保事務にかかる費用や国保連合会に納付する負担金でございます。納付書などの印刷製本費の削減を図りました。1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費、本年度予算額91万3,000円、前年度と比較いたしまして、47万9,000円の増です。納付書にかかる郵便料や振込手数料による増額でございます。14ページに移りまして、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費は、国保運営委員の報酬として7万円、前年度と同額でございます。2 款保険給付費、1 項療養諸費、本年度予算額7億1,189万9,000円、前年度と比較いたしまして、9,721万4,000円の増です。1 目から4 目の療養給付費及び療養費は、平成21年度以降の医療費が増加傾向にあるため、加入状況や23年度見込み、伸び率から算定といたしました。5 目診査支払手数料は、国保連による医療費の審査手数料でございますが、単価改正により減額となりました。

15ページに移りまして、2 款保険給付費、2 項高額療養費、本年度予算額9,330万9,000円、前年度と比較いたしまして、1,915万5,000円の増でございます。1 目から4 目の高額療養費と高額介護合算療養費となりますが、医療費の伸びによるものでございます。3 項移送費、本年度予算額2,000円は、1 目被保険者移送費、2 目退職被保険者移送費で、前年度と同額の科目設定でございます。

16ページへ移りまして、2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額630万4,000円、前年度と同額の15件分を計上いたしました。5 項葬祭諸費、本年度予算額75万円、前年度と同額の15件分を見込みました。3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金等は、本年度予算額1億5,811万3,000円、前年度と比較いたしまして、1,457万1,000円の増です。後期高齢者支援金、及び事務費拠出金でございます。4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、本年度予算額19万1,000円、前年度と比較いたしまして、22万8,000円の減です。1 目前期高齢者納付金等、2 目事務費拠出金となります。

17ページに移りまして、5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、本年度予算額1万1,000円、前年度と比較いたしまして、99万9,000円の減でございます。平成19年度末をもって保健制度は廃止されておりますが、精算による拠出が考えられますので、計上しております。6 款介護納付費、1 項介護納付費、1 目介護納付費、本年度予算額7,293万円、前年度と比較いたしまして、649万5,000円の増でございます。介護保険の給付費の伸びなどから、増額を見込みました。7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、本年度予算額1億2,043万4,000円、

前年度と比較いたしまして、239万9,000円の増です。1目から3目の高額療養費共同事業費や、その他共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。

18ページをお願いします。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、本年度予算額264万円は、前年度と比較いたしまして、23万1,000円の増でございます。短期人間ドックの補助金として、88名分を見込みました。2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,118万6,000円、前年度と比較いたしまして、75万3,000円の増でございます。特定健康診査及び保健所に係る健康診査の手数料ですが、24年度からは心電図などの検査項目を増やしました。9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、科目設定の1,000円でございます。10款公債費、1項公債費、1目利子は、科目設定の1,000円でございます。

19ページに移りまして、11款諸支出金、1項償還金及還付加算金、本年度予算額55万6,000円、前年度と同額を見込みました。保険税の還付金及び還付加算金と国庫負担金の返還金でございます。12款予備費、1項予備費は前年度と同額の2,000円でございます。

以上、平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,234万4,000円とさせていただきます。

なお、本新年度予算につきましては、平成24年2月22日開催の第4回国保運営協議会においてご承認をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより10分間、休憩します。

（午前11時05分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

昔は困ったときの神頼みと言いましたけれども、今は困ったときの福祉が頼りです。私も、今回、その保健福祉課に実際ご厄介になりまして、多賀課長また職員初め、大変迅速で丁寧な対応に感謝しました。大変感心しています。そういう中で、自信と気概を持って、この福祉行

政に当たってください。大変ありがとうございました。

そうしましたら、質問に入りたいと思います。

この質問の趣旨は1点だけです。国保の安定経営には、平成6年からの未収金、滞納金、約10億4,000万円の精算が不可欠ではないかと、これが質問の趣旨です。360件ぐらいあるということですが。

そういう中で順次聞いていきたいと思いますが、23年度は10億5,000万円ですか、そのうち保険税が3億円、24年度が11億9,000万円、うち保険税が2億9,000万円、2.6%の減という中で、高齢化率40.1%の中で、保険給付が年々増加していると、総務課長がおっしゃっています。そういう中で、税収も下降線をたどっていると。23年度は、一般会計から3,000万円繰り入れております。今年度は繰り入れてありません。法定の繰り入れはちゃんとしてありますけれども、一般会計からの繰り入れについて、その限度の規制があるのか、規約があるのかと。一般会計から繰り入れる、法定外の内容は別としても、今年はないという中で、3,000万円、去年繰り入れたなんて、これは公平性に欠けるのではないかと。健保と国保。水道の場合は、全世帯が恩恵にあずかると、これは健保と国保の違いがあつて、40%ですか、国保が加入しているのは、60%が税の公平性の恩恵にあずからないと。命の問題と言いながらも、なかなかこれは問題があるのではないかなという中で、ちょっと今の質問だけお答え願えればと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員のご質問のとおり、23年度3,000万円、それについては国保の長期経営の安定化ということで、財政の安定化ということで、一般会計、法定外で繰り出ししました。国からの市町村への交付団体の指示は、安易な法定外の繰り出しについてはやめなさいというのが、まず1点あります。枠はどうかというのは、最終的な判断、国保運営の判断の中でするわけですが、幾らかという枠はないというふうに認識しております。

ただ、先ほど申しましたように、国からの指導については、当然尊重していかなくちゃいけないということと、今、健保も含めて、その辺のことも充分勘案した中で、最終的な判断をするべきだというふうに認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議員ご指摘の、国保と健保の差があるじゃないかということでございますが、制度的には、国民皆保険ということで、最後の砦というような言い方をされておりますが、こういった中で、今健保の方も、最終的には国保へ、あるいは、おやめになれ

ば国保に入るということで、そういった意味では、制度的に弱者救済ということだけが言われておりますが、最終的な国民皆保険という、最後の砦だというふうには理解しております。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後の砦ですから、砦はしっかり守ってください。

そういう中で、この資産割についてお聞きしたいんですけれども、医療分に関しては39から23パーに落ちてます。介護は9%ですか、後期分は6%。資産割というのは、これは不動産という意味だと思うんですけれども、これを町外に持っている人、例えば御宿でアパートに住んで、町外に過大な資産を持っている人もたくさんいます。マンションに住んでる人も、御宿に住所を持ってきて、町外に過大な資産を持っている、これは担当課長、税務住民課長ですか、これは把握できるのかということと、町外に資産持っているのは課税されないという中で、単純に、税収は目標とするものに運用していかなきゃ、資産割を運用して、資産をなくしたとしても、今度は平等割と均等割で上げていって目標額に達するというので、資産割を云々しても総額は変わらないという話はわかりますけれども、この平均年収300万円ぐらい、大人2人、子供2人が大体標準という中で資産割、また資産割がない場合というのを、ちょっと試算していただきたいこと。この近隣で資産割を運用しているところがあるのかと、また郡市の、この国保の平均はどのくらいかという、この4点を。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 町外の資産についての把握ということでございますが、そちらのほうについては、やはり町外ということですので、把握し切れない状態でございます。

それから、個別の事例ということで、資産割がある場合、ない場合、例えば300万円の所得で、大人が2人、子供が2人の4人家族の場合、固定資産税を持っていない場合は平成23年度の国民健康保険税は45万500円となりますが、年間6万円の固定資産税を、納めていただいている世帯であれば47万2,700円となり、2万2,200円の違いとなります。資産割の率が、医療・支援・介護分合わせて37%ですので、すべてに加入されてる方は、固定資産税が1万円上がるごとに3,700円の増という形になります。

それから、郡市の状況ですが、いすみ郡市はすべて資産割を採用しており、23年度の税率でいきますと、いすみ市が34%、勝浦市が15.5%、大多喜町が26%となっております。

資産割の率につきましては、各団体、状況に応じてまちまちで、全く資産割のない団体から最高41%の税率をしている団体までであるというような状況でございます。ちなみに、資産割を

採用していない団体としては、県北が多いんですが、33団体、資産割を採用している団体が21団体という状況になっております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 国保税の平均ということで、全体の平均というのをちょっと確認していないんですけれども、例えば平成22年度の実績でいきまして、1世帯あたりの調定額が、勝浦市でいきますと17万2,299円、夷隅市で16万3,529円、大多喜町で16万6,921円、御宿町が17万3,526円となっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 御宿も、平均で勝浦市と同じぐらい、17万円ぐらいと、それほど給付が増えているという認識でいいんじゃないかなと思っております。

これを下げるとか、どうのこうのと言ったって、現実的に、多賀課長が言ったように、最後の砦ですから、しっかりとそういう形をとっていかなきゃいけないんですけれども、あと2点質問は、未収金、滞納金が1億4,000万円ある。払うのも大変ですし、徴収に当たる人も大変苦勞なさってるという中で、24年度は滞納繰越分が1,660万円計上しています。実際には、先ほど言ったように、1億4,000万円あると。毎年1,200万円ぐらい繰り越しているという中で、これをどうするかによって国保の健全経営が変わってくるんじゃないかなと。平成6年からですから、いつかこれを区切りつけなきゃならないんじゃないかなと。お互い苦しい中で、11億9,000万円の、この予算額の中で1億2,000万円未収金があると、これは一般の企業でしたら、経営的に大変厳しい状況になっていっちゃうと。命の砦ですから、その辺を全庁挙げて考えていただきたいと。急激な伸びに対して、税収の確保が大変難しいと。医療の適正化 保健事業の推進等、医療費の抑制を図りながら、給付と負担を均衡を持ちながら健全財政に努めると、これはガイドの1ページに載っています。

そういう中で、これは一般会計のところへちょっと入ってしまいますけれども、児童医療補助491万円、システム導入291万円と、これは国民皆保険と言ってる中で、小4から中3まで無料化、所得制限なしと。子育て支援と言いながら、保険制度の根幹にかかわる案件ではないかなと。皆保険と言いながら、保険を負担していくと、所得制限もないと。県のほうは、小学校6年まで今年度予定しているという話も聞いてますけれども、これは単独事業でやっていくと、保険給付が大変だと。税収も、保険税の税収も大変だと言ってる、これが制度化すれば、もうエンドレスで続いていくという中で、言ってることと実施していることに、この保険制度の根

幹にかかわるものがあるのではないかなど。ただではいいと。小学校3年生までは、国もそう、県もそう、町もそういう形で追随していると。これを、今度は小学校4年から中学校3年まで無料化するという中で、その保険制度というものに対する考えを再度ここでお聞きしたいのと、政策だと言いながら、全員ただという話でいいのかと、やっぱり応分の負担があつてしかるべきではないかなど。

御宿町もそうですけれども、ほかの市町村、国もそうなんですけれども、大変な人にはそれなりの制度があります。そういう中で、所得制限も設けなくて、これでいいのかと。保険の関係ですから、今聞いてますけれども、一般会計でも結構なんですけれども。その辺の、この兼ね合いをどこでとっていったのかと、この2点を。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、児童生徒との関連という児童医療につきましてのご質問でございますが、これについては新年度に計上させていただいておりますので、一般会計のほうでもまたご説明をさせていただきますけれども、現在、所得制限等を設けた中で基本的には子育て世代の保護と申しますか、補助をしていくことによって、次世代育成を図っていくという政策的なものでございます。また国保のほうとは、ニュアンスが違いますので、あわせてご説明はしたいと思いますが、現状で、確かにお話のように、県のほうは所得制限がある中で、私どものほうは、昨年議会のほうへ提出させていただいた際に所得制限をなくしたという経緯はございます。それが、政策的に子育て支援という形で、ご承認いただいた中で今進んでいるという状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 未収金についてということでございますが、未収金については、徴収強化をして削減に努めているところでございますが、景気の低迷に加えて、制度改正などもございまして、結果としては、ご指摘のとおり年々増加している状況でございます。この状況を改善しなければならず、現在夜間も含めまして、電話催告や隣戸徴収など、日々の徴収業務に取り組んでいるところでございます。また管理職徴収や県職員の派遣なども受け入れを行って、体制の強化を図っているところでございます。この結果、現年度分の徴収率や滞納金の徴収額は上向いており、一定の効果をj得ているものと思っております。

国民健康保険税は、原則、毎年課税されるものでありますので、一旦滞納となりますと、納める側も大変になり、それだけ徴収も難しくなってまいります。早期の着手や口座振替を勧め、現年度分の繰り越しの抑制をしまいたい。また、既に滞納となっているものにつつま

しては、分納の管理の徹底や滞納処分の強化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後です。大変、担当課も苦勞しているし、払うほうも苦勞している中で、やっぱり平成6年からというのが、ここに問題があると思うんですよね。新しいほうから取り崩していってるといふ話は聞いてますけれども、大変難しいその状況の中で、これをいつまでも積み残していくわけにはいかないんじゃないかなと。町を挙げて、ちょっとその辺を考えていかなきゃいけないかなと。

一般会計で出てますから、そのときに再度お聞きしたいと思っておりますけれども、保険税だということで、保険税だけを取り上げました。ちなみに、22年度決算で、国保税の医療分が1億2000万円、介護分が約2,000万円、後期が1,600万円、医療分が、退職者のが170万円で、介護等と合わせて60万円で、1億4,000万円です。これを収納できれば、国保税も少しは楽になると。これによって一般会計の町債分も減っていくという中で、大変楽になる状況なんですけれども、払うほうも大変だということ、集金のほうも大変だということは、再三言ってますけれども、特別会計と言う中で、ちょっとその辺を再度考えていただきたいと。

それと、先ほどの児童医療の助成ですよね、これについては、保険制度のあり方について、再度見通していかなきゃいけないかなと。確かに、ただになれば、それはいいけれども、昔、だって以前は病院が老人であふれてたと、年寄りが来なくてどうしたんだと言ったら、病気で寝てるといふ冗談も出たような時代がありました。応分の負担は、これはやむを得ないと思っておりますけれども、その辺で、制度内で改正が必要ではないかなと、皆保険という意味が崩れるんじゃないかなという疑念を持っております。

以上です。答弁はいいです。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

国保会計当初予算、これをご説明いただきまして、何点か議論ございましたけれども、歳入、いわゆる保険税、それから療養諸費ということで、給付金、この関係の中では、保険税が予算としては減額になっているのに対しまして、給付費が大幅な増となっているというようなことだろうと思います。

それで、1つは、今、税、それから収納率の問題等、議論されておりましたけれども、国保税そのものが、やはり今の国民の中で、非常に町民の生活の中に大きな割合を占めていると、

負担が大変大きくなっているというのが実態であろうというふうに思います。これに、政府が、いわゆる社会福祉、毎年2,000億円ですか、どうも減額をしているというところに、1つの大きな原因があるというふうに理解をしているところでございます。

それでは、この中でどう対応していくかというのは、先般一般質問でも取り上げましたけれども、事実、大変難しいところとは思いますが、1つは、この保険税であります。これも、最終的には、先般も伺いましたが、いわゆる税の確定、これをもって最終的には決められるということではありますが、この2億7,139万6,000円という金額で調定をしておりますが、これを割り込む可能性があるということなんでしょうか、1つはですね。

例えば、これを超えるならば、要するにこの予算書でいくわけですから、都合上、プラスになるわけですから、基本的には税率等はいじらなくてもよいということになるのでしょうか、それを1つ確認をしたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 現状では、まだ1回の事務費等の支払も残っておりますし、今、精算事務に入っておりますけれども、どのくらいの繰越金が出るかという見込みで検討しておりますので、これが増えることによって、このままの状態にいけるという感じはしておりますが、ただ今後の支払関係によって、基金残高も5,600万円、多少上乘せになっております。そういった中では支払いが非常に厳しい場合も想定はしておりますが、今のところは恐らくこのままいけるのかなとは思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

それで、9ページであります。特定健康診査等負担金ということで、国庫支出金、これは減額の事案になっております。一方で、支出のほうでは、特定健康診査等事業費ということで、昨年度と比して、全体ではありますけれども、増額措置になっているわけでありまして。それで、先ほどの説明の中では、検査項目を増やすというようなご説明があったかと思いますが、これは先般も質問をしておりますが、いわゆる今般、国保会計は詳細な資料も提示していただいておりますけれども、医療にかかる人、人数、毎年増えておりますね。それと、1人当たりの医療費も増えているというのが、この資料を見ますと理解できるわけでありまして、それと、もう一度この、いわゆる健康診断、こうしたものについての考え方で伺うわけでありまして、それからあと同ページで、18ページで人間ドックということで、これは88人分ということで、金額とすると前年増額対応というふうになっているわけでありまして、この辺の考え方に

ついて、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 健康診査のほうでございますが、今まで、基本9項目というものを検査としておりました。いわゆる既往症、身長、体重、それから血圧測定、血中脂質というふうな項目で、この9項目が基本項目でございました。それに、特に一定基準といいますか、前回の検査の状況を見まして、新たに心電図、眼底、貧血というような検査を医師が必要とした場合ということで対応しております。24年度からは、この心電、眼底、貧血につきましては、検査項目に入れましたので検査が増えたということでございます。これが、歳出増につながっております。

歳入につきましては、基本的に前回、今までの動向を見ますと、国保の受診率が32.7%でございまして、パーセンテージ的には少しずつ下降しております。そういった中では、検査項目を増やし、あるいは前回お答えいたしましたけれども、医師会等のポスター掲示とか、啓発活動ということを踏まえまして、受診率を伸ばしていきたいというふうに思っております。歳入のほうとしては横ばいの状態で組まさせていただいてるので、やや減額的になっており、歳出のほうでは、検査項目を増やしたので、その分だけ多く見ているので、受診者が増えたら、当然この辺は、また歳入のほうも増えてくるだろうというふうに思っております。

それから、人間ドックにつきましては団塊の世代の方がリタイヤして、その方たちが国保に入ってきたときに、今までずっと企業にいた方は、人間ドック等を受けるような習慣といえますか、そういう形があったのではと思われます。非常に人間ドックの受診者が増えておりますので、その動向を見据えた中で積算をさせていただいたということでございます。

人間ドックと、健診との関係といいますと、検査項目が違ってきまして、脳ドックを受けられる方もいらっしゃいますし、そういった意味では広く健康に対して関心をお持ちの方、一般の健康診断を受ける方がそうじゃないというわけではございませんが、特に近年、そういうことを気にされる方が増えてきているというふうなことはうかがえると思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

この国保会計につきましては、国のほうが、先般、閣議決定で、いわゆる広域化したもの、国保の広域化ですよ、県内一本化ですか、そうしたものの方向性を示したというふうに理解をしております。

水道会計等、先ほど予算案の中で論議もいたしました、町としてはメリットになる分が、

現状では多いのかなというふうに、私は理解をしているわけでありますが、この国保会計の、いわゆる一元化と申しましょうか、一本化については、先般、大分前でありましたが、町長の答弁の中で、そうした広域化を推進をしまいたいというような答弁もあったやには聞いておるわけでありますが、県の中で、今御宿町の国保税、調定額というのがどの程度のところに今いるのかということとあわせて、町としてどのような考えがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 広域化ということが取りざたされておりますが、もう一つ、後期高齢の問題もございまして、これが基本的に、この国保の会計のほうへどういう形で入ってくるのかということによりまして、その試算的なものは、確かに違ってくると思われまます。平成25年に一応制度は廃止の方向だということで、この後、基本的に廃止の方向というものが出てきますと、国保会計の組み立て方がどうなっていくのかなということが1つございまして、それにつきましては、県は、いわゆるそれにつきましては、その協議会といいますか、会議を設置しまして、千葉県内で保険者を集めまして一つの方向性を検討していきたいという情報もございまして、そういう中で今後、検討されてくるので、今のところまだ細かなことは、関係機関から伺っておりません。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第21号 平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第21号 平成24年度御宿町後期高齢者特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

上段の予算骨子の欄では、医療制度の仕組みにつきまして記載しております。県内の市町村で設立いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして、運営を行います。市町村での取り扱いにつきましては、保険料の徴収と窓口業務となります。

下段から2ページにかけまして、予算の概要について記載いたしました。

平成25年度を目途に、廃止の方向で検討されている制度となっております。

2ページ、歳入の保険料につきましては、前年度3.1%の増、8,995万4,000円が、新年度御宿町保険料還付見込額といたしまして、後期高齢者医療年度より示された額でございます。歳出につきましては、保険料のシステム管理が主なものでございます。

3ページには、保険料の軽減にかかる措置を説明をしております。

以後、保険料につきましては、均等割は前年同様の3万7,400円、所得割も前年同様の7.29%となっております。

4ページをご覧ください。

前年度と予算の比較表をつけております。平成24年度予算は、保険料の徴収事務の経費と保険料で1億1,605万4,000円となりました。加入者の増加によりまして、344万7,000円、対前年度と比較いたしまして、3.1%の増額となっております。

続きまして、新年度予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算、予算書の6ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入をご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額8,995万4,000円、前年度と比較いたしまして、267万1,000円の増でございます。加入者が納付する保険料でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、本年度予算額2,559万3,000円、前年度と比較いたしまして、77万8,000円の増でございます。1目事務費繰入金は、郵便料や消耗品代でございます。2目保険基盤安定繰入金は、4分の3が広域連合から一般会計に補てんされております。3款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、前年度と同額の1,000円は科目設定でございます。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、2目還付加算金は、前年度同額の50万1,000円でございます。3項雑入1,000円は科目設定です。

7ページに移りまして、4款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険料督促手数料3,000

円でございます。1件当たりの督促料は1,000円となっております。5款繰越金1,000円は科目設定です。

8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額68万2,000円、前年度と比較いたしまして、保険証等の郵便代として2万1,000円の増でございます。需用費、委託料は、前年度と同額でございます。2項徴収費、本年度予算額22万円、前年度と比較いたしまして、17万6,000円の減でございます。納入通知書や封筒の在庫があることから、需用費は削減いたしました。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億1,465万円は、前年度と比較いたしまして、360万2,000円の増でございます。被保険者1,730名分の保険料と基盤安定拠出金分でございます。被保険者数が、対前年度比5%の増によるものでございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額50万円は、歳入同様、前年度と同額を見込みました。

9ページに続きまして、2目還付加算金1,000円は科目設定でございます。同じく、3款諸支出金、2項諸支出金、2目一般会計繰出金1,000円は科目設定でございます。

以上、平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,605万4,000円とさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ただいま説明にもございましたが、後期高齢者医療制度につきましては、民主党政権は、たしか廃止というような公約であったかというふうに思います。この段におきましても、具体的な方途を示せないと、大変不誠実な対応だということを言及させていただきたいと思います。

その中で、1点だけ伺いますが、8ページ、総務費、徴収費であります。いわゆる普通徴収にかかる分だというふうに理解しておりますが、御宿町は、後期高齢者の普通徴収というのは何人ぐらいであるのでしょうか。あと、この徴収事務内容、具体的なものも含めて、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君）今年度は、先ほど申し上げましたが、特別徴収者1,466人、普通徴収者が270人の1,736人です。徴収率は100%となっております。

○議長（中村俊六郎君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君）挙手多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

○議長（中村俊六郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君）日程第4、議案第22号 平成24年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第22号 平成24年度御宿町介護保険特別会計予算について、ご説明をいたします。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

平成12年に始まりました介護保険制度も12年が経過いたしまして、本年は第5期介護保険事業計画が新たにスタートすることになりました。今回の計画における制度改正といたしましては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指しまして、介護サービスの基盤強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律が制定されました。第5期介護計画、保健事

業計画策定におきましては、過去3年間の、3カ年の介護給付費及び認定者数の推移をもとに人口推計、サービス利用料などから、介護報酬改正を勘案いたしまして、保険給付費を見込みました。高齢化が進み、平成23年12月末現在、65歳以上人口が3,238名、高齢化率40.5%となっております。また、平成23年12月末現在の65歳人口に占める認定者の割合は14.9%となり、認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用されている方が74%と増加しております。

予算規模及び内容説明につきましては、1ページ下段から5ページにかけて記載をさせていただきます。

また、6ページから7ページにかけましては、前年度との比較を表にしております。

新年度の予算編成に当たる基礎的数値につきましては、9ページをお願いいたします。

資料4、被保険者数の状況は、年々増加し、総人口のうち、65歳以上の人口の割合が40%を超えました。

下段の資料5、要介護認定者の状況は、18年から20年の第3期計画では出現率が13%弱、21年度から第4期計画時では15%の状況となっております。

10ページをお願いいたします。

資料6、サービス受給者の数の状況は、居宅介護者、介護が255人、施設介護が105人です。

その費用は、下段の資料7の表のとおり、居宅介護費が4億円、施設介護費も3億円を超える状況となっており、給付費について増え続ける傾向がございます。

11ページの資料8及び資料9は、保険料の推移となっております。このようなことを踏まえまして、平成24年度からスタートする第5期計画に基づく保険給付費を算定いたしました。

続きまして、新年度予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

平成24年度御宿町介護保険特別会計予算書の8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入より説明いたします。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億6,513万3,000円、前年度と比較いたしまして、4,320万3,000円の増となります。65歳以上の保険料で、保険給付費への充当財源となります。2款の使用料及び手数料、1款手数料、1目保険料督促手数料は、前年度と同額の8,000円でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護保険給付費等負担金、本年度予算額1億3,374万2,000円は、前年度と比較いたしまして、1,110万7,000円の増です。保険給付に対する法定負担分で、施設サービス以外は20%、施設サービスは15%でございます。

8ページから9ページにかかる2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2目、3目の地域支

援事業交付金、本年度予算額4,530万7,000円、前年度と比較いたしまして、463万6,000円の増でございます。介護予防や包括センターなどの事業に対する国からの法定交付金です。4款の支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金、2目地域支援事業交付金、本年度予算額2億3,100万4,000円、前年度と比較いたしまして、1,590万9,000円の増でございます。国の交付金に伴い、2号被保険者と言われる40歳から64歳までの方の保険料で、診療報酬支払基金からの交付金でございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金、本年度予算額1億2,198万2,000円、前年度と比較いたしまして、1,386万9,000円の増でございます。保険給付費に対する法定負担分で、施設サービス以外が12.5%、施設サービスが17.5%でございます。

9ページから10ページにかかる2項県補助金、1目地域支援事業交付金、10ページ、2目地域支援事業交付金、本年度予算額298万2,000円、前年度と比較いたしまして、39万9,000円の増でございます。介護予防、包括支援事業に対する県の交付金でございます。6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業）、4目その他一般会計繰入金、本年度予算額1億2,894万5,000円、前年度と比較いたしまして、955万1,000円の増でございます。まず、一般会計からの保険給付費に対する法定負担分で、介護給付費及び介護予防が12.5%、包括支援事業が19.75%でございます。その他一般会計は、介護保険事業を行うための職員人件費や一般事務費用分でございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金、本年度予算額403万3,000円、前年度と比較いたしまして、1,914万8,000円の減でございます。介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

11ページに移りまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金として、29万7,000円になりました。8款諸収入、1項雑入は、科目設定で、前年度と同額の2,000円でございます。2項受託事業収入、1目認定調査費等受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として、前年度と同額の1万2,000円でございます。3項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金は、科目設定で、前年度と同額の1,000円でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,725万3,000円、前年度と比較いたしまして、79万3,000円の減でございます。事務担当者2名分の人件費の減額によるものでございます。一般事務費は、昨年とほぼ同額でございます。

13ページにかかりまして、2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額92万9,000円、前年度と比較いたしまして、31万7,000円の増でございます。保険料の賦課分に係る印刷代や郵便料でございます。3項介護認定審査会費、1目認定調査費、2目介護認定審査共同設置負担金、本年度予算額924万8,000円、前年度と比較いたしまして、55万8,000円の増でございます。介護認定にかかわる医師の意見書の手数料や、広域市町村圏事務組合で行っている認定審査会の負担金でございます。

14ページをお願いいたします。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費は、パンフレット等普及に関する消耗品代金として、前年度と同額の3万2,000円といたしました。5項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額6万円、前年度と比較いたしまして3万円の減でございます。本年度は、計画策定年度ではないことから、会議回数を減らしてございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、本年度予算額7億4,113万3,000円、前年度と比較いたしまして、7,511万7,000円の増でございます。第5期介護計画事業策定におきまして、過去3年間の介護給付費及び認定者数の推移をもとに、事項推計、サービス利用料などの介護報酬改正を勘案して、保険料給付を見込みました。

15ページに移りまして、2項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額64万8,000円、前年度と比較いたしまして、3万8,000円の減です。給付に関する支払事務を国保連が代行しておりますが、手数料の単価が値下げされましたので、減額となりました。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額1,237万2,000円、前年度と比較いたしまして40万8,000円の減です。一定の介護サービス金額を超えた方への補助でございます。4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額248万円、前年度と比較いたしまして、66万5,000円の増でございます。医療保険と介護保険の自己負担が一定を超えた場合に、利用者に還元するものでございます。5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額3,021万3,000円、前年度と比較いたしまして、151万円の増でございます。低所得者に対して、食費や住居費の一部を補助するものでございます。

16ページに移りまして、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費、本年度予算額972万3,000円、前年度と比較いたしまして、223万1,000円の増でございます。運動機能の向上、栄養改善、とじこもり予防など、現状の生活を維持していくための事業で、転倒予防や生活機能を維持するため、及び認知症対策として脳トレ事業を実施しております。

16ページから17ページにかけまして、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、本年度予算額895万9,000円、前年度と比較いたしまして、39万7,000円の増でございます。介護予防のための、専門職によるケアプランの作成や総合支援、権利としての事業を実施します。任意事業といたしましては、在宅介護用品の支給を行ってまいります。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、2目第1号被保険者還付加算金、本年度予算額29万8,000円、前年度と比較いたしまして、6万6,000円の増でございます。死亡や転出などの保険料の還付金でございます。

18ページをお願いします。

6款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度同額の10万円を計上いたしました。

以上、平成24年度御宿町介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,344万8,000円とさせていただきますのでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井でございます。

今般の議会では、いわゆる介護保険料の改定、そうした議案の審議もございまして、その中で大枠としては伺っているところでございますが、13ページ、総務費、認定調査等費ということでございますが、介護保険を受けるには認定を受けなければならないというふうに理解をしておりますが、この認定を受けるための、いわゆる事業所と申しまししょうか、窓口というのは町内には幾つあるというふうになっておるのでしょうか、その中で町としてはどの程度行っているのかということについて伺いたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、認定を受けるに当たりましては、基本的に直接ご連絡をいただく方、あるいは入院されてるときに、病院のほうにケアを担当されてる方がいらっしゃいますので、そういう方を通じましてご連絡をいただくということになります。あるいは、民生委員からの連絡等もございます。窓口は地域包括センターへ行くという形になっております。センターでは、状況等をお聞きいたしまして、医師の診断書をつけて、広域で行います審査会にかけまして認定を行うという作業でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

これを見させていただきますと、これまでと比べて大幅な増額と、各項目なっておるわけ
でございます。それにつきましては、最終的には介護保険料としてあらわれるわけであり
ますが、先般の中では、郡内でも比較的保険料が安い状況があるという中で、これは、た
だいま報告がありました包括支援センター、職員の皆さんのご努力のたまものであろうと
いうふうに理解をしているわけでありますが、その中で幾つかお聞かせ願いたいん
ですが、介護予防事業ですね、16ページ、地域支援事業費、その中の13節委託料
介護予防普及啓発事業委託、地域介護予防活動支援事業が150万円ですか、合
わせて453万6,000円の委託料となつてございますが、この具体的な事業内容、
それからこれは前期と比べて違いがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思
います。

それから、次のページの、これは地域包括支援事業の中で、これは20節扶助費
でございますが、紙おむつ等給付ということで、270万円という予算であり
ますが、この内容もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護予防につきましては、23年度では、
介護予防といたしまして、鶴亀教室あるいは鶴亀クラブという教室を実施して
きたものでございますが、これにプラスいたしまして、今年度から二次
予防として元気いきいき教室というものを計画してございます。対象者
といたしましては、65歳以上の介護保険被保険者で、日常生活圏内の2
次調査等を行いまして、二次予防対象者となりました約460名ぐらいが
対象という形で予定しております。期間といたしましては、全20回程
度のプログラムを用意してございます。プログラムの内容といたしま
しては、運動機能向上プログラム、ストレッチ体操とかバランス運動、
それから口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムというような
ことで行う予定でございます。開催には、その専門の業者をお願い
します。ヘルパー等の養成等を行っているような業者を対象として、
教室の開催ということをして予定してございます。

それから、紙おむつにつきましては、在宅介護サービスを利用されて
る方が、現在208名いらっしゃいますので、この方に対するおむつ
等の支給でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

介護予防普及啓発事業ということでは、元気いきいき教室とおっし
やいましたか、65歳以上で年20回という調査を行うと、対象者は
460名を予定されてるというご報告だったかと思いますが、これは
2次調査ということなんですけれども、先ほどの介護の認定のお話
ではありませ

んけれども、一定の条件がないと参加できないということなんでしょうか、それとも参加したいとかしたくないとかということのレベルでよろしいんでしょうか。

それと、狭い町ではありますけれども、やっぱり、65歳以上、高齢者の方々、足の確保ですね。どこでやるのかはちょっとわかりませんが、場所はどこなのかと、それに対する足の確保。特に、この間、さまざまな健診等においては、町は移動のサービスをしていただいているということで、多分これもそういうサービスをつけていただけるのかなというふうに思いますが、それも含めてどういう内容、どこでどういうふうにするのかと。

それから、20回で、回数は結構多いかなというふうに理解をいたしますが、大体午前中行うとか、昼をまたいで行うとか午後から行うとか、要するに1回何時間程度、結構今、メニューをたくさん用意されているというお話がありましたが、どの程度その時間なのか。一般的に、高齢者、20回ですから、月2回はないんじゃないかなと思うんですね。そうすると、だんだん年をとるに従って、機能が自然に低下しますよね。それと機能回復との関係では、20回ではちょっと足りないのかなというふうにも一般的には思うわけでありまして、これが一つのステップになって、健康づくりの意識づくりとかいう考え方の中での実施だろうなというふうに思うんですが、この趣旨に沿った形で、最終的には元気なお年寄りが暮らす町というふうになればいいなと。それが最終的には保険料のほうにも関係してくるというふうに理解をしているわけですが、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、紙おむつは、208名ということでありまして、それが、この間、ごみ袋の関係でお聞きはいたしましたけれども、重ねてお聞きいたしますが、1人当たり年間幾つぐらい支給されるのか、この金額で。それもあわせてお答えいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、元気いきいき教室の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今、チェックリストと、それから調査表を用意してございますが、町の65歳以上の介護保険者、被保険者の方々に2次調査と基本チェックリストというものを用意しまして、本人にチェックしていただくんですが、それをこれから発送いたしまして、その調査によりまして、予防的に対処すべき人という人を絞り込みまして、その方を対象として実施する予定でございます。

それから、期間でございますけれども、20回を、大体半月ぐらいのスパンで実施をしていきたいというふうに考えております。時間的には、10時ごろから、午前中の2時間から2時間半、余り早い時間ですと、やはりお年寄りですので、寒かったり、いろいろありますので、今予定

しているのは、大体10時ごろからを予定しております。

送迎につきましては、私どものほうで臨時職員さんをお願いいたします。個々にすべて回るということではなくて、地区の大体集合地点を見つけまして、通り道であれば、当然そこで拾っていただくということになると思うんですけれども、現状では、臨時職員によるバスの運転ということを考えております。

それから、おむつのほうにつきましては、基本的には申請された中でご用意させていただくという形しております。具体的には、46件ということでよろしく申し上げます。

○3番（石井芳清君） 場所は。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） B&Gか役場の保健センターを利用する予定になっています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

重ねてになりますけれども、元気いきいき教室であります。保健センターで行われると。先ほど、460名というのが最終的になると、対象者。この中から、チェックリストで絞り込むと。

（発言する者あり）

○3番（石井芳清君） それで、およそ計画的には、何名ぐらいの、逆に聞きますと。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） これから調査をするわけでございますが、恐らく20～30名じゃないかなというふうには思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第23号 平成24年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

本案につきましては、9日に担当課長より提案の説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと多少ありますけれども、まず第一に、一般質問で町長に対して姿勢の質問がありましたけれども、今回はその予算執行者ということで、その任期4年の、24年度当初予算に対して町長の政策課題、これを具体的にどうやって対応したか、社会保障、高齢者の問題、教育等々、いろいろとありますけれども、この予算でどう反映されているか、姿勢じゃなくて具体的に、それはどういう気持ちでどういう姿勢でこの予算をつけたかと、具体的なその形で答弁を願えればと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、新年度予算について、主要事業という形でご説明させていただきますが、議員の皆様方からご意見、ご要望をいただきました。また、私がお示しをいたしましたマニフェストの内容等に考慮いたしまして、予算編成にあたった次第でございます。

まず、行財政改革に関してでございますが、3年間の取り組みについて、内容を申し上げますと、人件費につきまして、平成20年度決算における人件費は7億7,382万5,000円でございます。22年度決算においては、6億9,516万円と、7,866万5,000円、およそ10%削減をいたしました。財政調整基金を初めとする積立金の現在高は、平成20年度末の5億800万円から、23年度決算見込みでございますが、7億5,600万円と、今後の計画的な財政運営に資するために、2億4,800万円の積み立て、積み増しを行いました。

各政策でございますが、教育振興につきましては、24年度は教育施設建設委員の皆様のご指導、ご協力をいただきまして、長年の懸案でありました中学校の屋内運動場、柔剣道場の建設にかかわる予算を計上させていただきました。また、各教室の教育環境を充実させるために、大型扇風機の設置費用を計上いたしました。

子育て支援につきまして、マニフェストに示しました中学生までの入通院に関する医療費の無料化を計上いたしました。地域子育てセンターを保育所に設置してございますが、子育ての不安や悩みに対する相談、情報提供など、臨時職員人件費を計上しております。

福祉政策といたしまして、きめ細かな福祉政策を実施するため、障害者福祉計画策定費、障害者通所支援事業を計上いたしました。

がん検診として、24年度から新たに前立腺がん検診を実施いたします。また、検診を充実するために、心電図、腎機能、眼底検査を実施し、拡充を図ります。

防災政策といたしまして、地域防災計画の見直し、災害時の浸水対策として、清水川上流部の河川整備計画の策定、本事業は総合計画の中で計画を立案し、一步一步進めていく予定でございます。また、橋梁長寿命化修繕計画策定費を計上いたしました。また、安心・安全な明るいまちづくり事業といたしまして、町内防犯灯LED化が新年度で完成いたします。

産業政策、地域振興活性化政策につきましては、中山間地域総合整備事業の推進、イノシシ対策の拡充、御宿漁港防波堤改修事業、住宅耐震リフォーム補助、定住化策といたしまして、定住化促進体験ツアーの実施、またご当地ナンバーの導入やフレンド企画作成委託費を計上いたしました。

建設環境政策といたしまして、ごみ指定袋の導入、太陽光発電設備導入費用、ミヤコタナゴ棲息地環境保全、月の沙漠通りや砂丘橋周辺の手すりの補修費用、町道の排水及び舗装整備工事費などを計上いたしております。

また、文化の振興につきまして、400周年記念事業にかかわりますカカクノホシ、ニホンの広場へのモニュメントの設置につきましては、議員の皆様方には繰越明許の措置によりご理解をいただいておりますが、2月中旬に工事が着工されまして、5月中旬の竣工の予定でございます。今後とも、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

全町公園化構想につきましては、先に一般質問をいただきまして、お答え申し上げましたが、ボランティアの皆さんによる、一步一步緩やかに事業を進めていきたいと考えております。

また、最後に、先に補正予算によりご承認をいただきました旧御宿高校の跡地購入に関しまして、まず防災対策の一環としての活用、また起業者による事務員や先生方の雇用促進効果、生徒が来町することによる地域経済効果、また各施設の補修等にかかわる地元中小企業の活力の増進、当初の目的を実現すべく、全力を傾注してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今、町長の政治姿勢というよりは、この本予算に対しての政策、投資的な話ですね、それを伺いましたけれども、特に3・11を見て災害に重点を置いたと。それと社会保障の中で子育て支援の中で、小学校4年から中学校3年まで、独自財産で、町の財産で

やっていくということを伺いましたけれども、再度細かく聞いていきたいと思えます。

まず、その予算面ですけれども、毎年厳しい予算編成の中で、町税や固定資産税は評価替えのため4,600万円マイナスだと、そして金の繰り入れ、それは2億1,700万円、町債が4億6,000万円、構成13.3%。中学校の建設が大変大きいという中で、この景気の低迷、3・11においていろいろとありまして、住民は大変苦しんでおります。今後、電気料の値上げ、消費税の値上げ、国保料の見直し、社会保障費の増大と、上げることは枚挙にいとまないんですけれども、先ほどとかぶりますけれども、特別会計では、その税の滞納が多いと、また一般会計でもそうだと。町民税700万円、法人税30万円、固定資産税1,000万円、軽自動車59万円、国保医療分が2,397万円、介護が217万円、国保を入れて234万円、概略、滞納分で、24年度の予算編成に上げたのと、例年とほぼ同額でやっています。収納見込みで、実績で計上していると思うんですけれども、この実態をどうやって改善して正常な形に戻していくのか、これが1点です。

次なんですけれども、そういう中で、古いのは平成6年からという中で、不納欠損の手続き、処分の仕方、これはどうやってこの制度を運用していくのかと。過去3年間の欠損額ですね、不納欠損処理したのがあったら。時効がないということなんで、古いのは、先ほども言いましたけれども、じゃ科目別にどのくらいあるのかと、一番大きい金額でそのくらいなのかと。本来なら、この平成24年度の決算に2億8,000万円計上できれば、町債のほうも上げなくて済むという中で、先ほども言いましたけれども、払うほうも徴収のほうも大変苦勞なさってると。型通りの税務住民課長の答弁もございましたけれども、大変傷んでると。以前は、滞納リストがございましたよね、広報に発表した。それがこのごろ出てないんですけれども、木原課長のときですか、そういうリストをやって、私たちが努力してますと、町民も協力してくださいというようなメッセージが出ていましたけれども、それは出てないということなんですけれども。

それともう1点は、先ほどの水道のときもそうなんですけれども、これは基金の取り扱いですね。ページ、26ページ、利子及び配当で15万円です。財調の利子が10万2,000円、減債のほうで3万2,000円、活力あるふるさとの基金の利子が1,000円、地域福祉の利子が2,000円、学校建設、今年で取り崩すんでしょうけれども、1万4,000円です。A I JとかN T Tドコモの話もしましたけれども、これをどのように活用、運用しているのかと。僕が提案したいのは、その大口定期とか国債とか、そういう形で運用していただければなど、安全でよいという中で、今年は7億円と、2億円計上したという話ですから、その辺をどうするのかと。

以上、それだけちょっとお答え願えればと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 税の滞納分の予算につきましては、徴収実績を踏まえての予算計上とさせていただいているところでございます。先ほど、国民健康保険税の関係で未収入金についてご説明をさせていただきましたが、税の公平性や一般財源の確保のために、現在徴収強化を図っているところであります。先ほどと重複しますが、今年度、県の派遣も受け入れて、効果を上げているところでございます。経済状況や雇用環境が不透明であり、税の徴収には厳しさが増している状況であります。今後も税の公平性と財源確保のために、徴収知識・技術が継承できる体制づくりを図り、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、滞納となっています理由には、個々の生活状況が千差万別であり、100人いれば100人違うといった状況です。それぞれの状況の聞き取り調査に時間を要することもございますが、調査徹底による財産状況の把握と徴収強化により差し押さえや換価、執行停止など、さまざまなケースへの的確な対応に努めて、未収納金の削減を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、不納欠損につきましては、地方税法第15条7の規定によりまして、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分によってその生活が著しく窮迫されるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明なとき、こういったときに該当するときは滞納処分の執行を停止することができ、その停止が3年間継続した場合には、地方税を納付する義務が消滅されるとされております。また、特例として、解散した法人等が、将来、事業を再開する見込みが全くないなどについては、この執行停止と同時に、即時に納付の義務が消滅できるとも規定されております。

また、地方税法第18条には、地方税法の執行として、法定納期限から5年間、確定した地方団体の徴収金の履行を求める権利を行使しない場合、徴収金の徴収を目的とする権利が消滅されるとされております。そのため、町といたしましては、呼び出しによる分納誓約書の提出や差し押さえ、交付要求など、権利行使を行い、時効の中断に努めているところです。しかし、居所不明や死亡などにより面会ができず、分納誓約の提出がないとか、財産調査を行っても換価価値のある財産が発見できないことなどによりまして、5年を迎えてしまう案件もございます。不納欠損につきましては、この地方税法第15条の7と第18条の規定により、債権が消滅したものについて行っているところでございます。

広報につきましては、ご指摘のとおり、滞納抑止を目的に、平成18年や19年度、また21年度に差し押さえ件数を広報掲載した実績がございます。差し押さえにつきましては、県の派遣等により、滞納整理の知識の高揚を図り、今年度4件となっておりますが、交渉しながら滞納整

理を進めている経緯や、また呼び出しにも応じない滞納者については、調査を行っても、無財産や既に優先される債権のある物件も多く、件数が伸びない状況となっております。

ご指摘のとおり、差し押さえ件数を増やし、その数を広報することは滞納の抑止力となると考えておりますので、そういった面からも、今年度得た知識、技術、経験を継続し、悪質滞納者の調査を徹底し、抑止効果につながる差し押さえ件数が維持できるように努めてまいりたいと考えております。

それから、不納欠損の関係ですが、平成22年度の不納欠損の内訳といたしましては、執行停止により3年を経過したものの、15条の7に該当したものが町・県民税で5万2,000円、固定資産で37万円、軽自動車で2万9,000円、国民健康保険税で44万9,000円ございます。納税者が既に死亡していたり居所不明により納税折衝ができないなどによりまして、18条に該当したものが町・県民税で76万4,000円、固定資産で243万5,000円、軽自動車で4万2,000円、国民健康保険税で857万4,000円となっております。

あと、一番多い額ということでございますが、ちょっとこちらの一番多い額というのは個人でということでしょうか。過去の額については、ちょっと今把握してないんですが、過去には開発やリゾート施設の営業目的に固定資産税を取得したものの、経営が行き詰まった法人が倒産……。

(発言する者あり)

○**税務住民課長（渡辺晴久君）** 処分してない額ですか。現在、一番多い額。申しわけないですが、そちらはちょっと把握していません。申しわけありません。

○**議長（中村俊六郎君）** 佐藤会計室長。

○**会計室長（佐藤昭夫君）** それでは、国債等の有利な基金の運用ということでございますけれども、基金の設置目的によりまして、安全かつ有利、それに加えて、財調のように、直ちに現金化をしなければいけないというような基金もございます。そういったところで、その基金の流動性を確保しながらというところもございますので、基金を管理する担当課のほうと確認をしながら、長期保有可能な基金がございましたら、その分につきましては、国債、県債等の運用についても検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○**議長（中村俊六郎君）** 9番、瀧口義雄君。

○**9番（瀧口義雄君）** 予算編成上、この滞納繰越で入れていくと、中で、やっぱりこれをどういう形で改善しながら新年度予算に対して、今年は決まっておりますけれども、人から金を集め

るんじゃないか、あなたがどうやって対応していくかじゃないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今のご指摘ですけれども、予算編成は、例年だと、年明けて、大体12月25日ぐらいまでに、こうまとまりましたというのでやりました。ここ二、三年前からそれを早めまして、12月中については、まず税務課を中心に歳入をやっております。徴収率、または滞納についてもそうです。今回、かなり厳しく、お互いの意見のぶつかり合いがありまして、それは当然事情があつて、これ以上はというのも理解しながらの話ですが、暮れではもう解決つきませんでした。年明けて、最終まで、この徴収率については決定に至らなかったというのが現状でございます。

それについて、単に税務課の話だけではなくて、当然全庁的に向かなきゃいけないものと。そうはいつても、所管の中で努力すべきところ、見直すべきところというのはかなりあるという指摘の中で、お互い協議を進めてまいりました。当然、町の未収金というのは、税に限らず、私どもの所管の貸地料も当然そうです。ですから、当然、人に言うからには、私どもも自分たちの所管についてはここまで努力すると、そういう意気込みの中で、全体の徴収を上げていくというのを、ここ数年、かなり厳しくやっていると。

ただ、現実的に、やはり景気の動向とか、また貸地料等を含めると、宅地を買われる方がかなりご高齢になってる方々も多くなってるというので、徴収環境も含めて、税もあわせて、厳しくはなってますけれども、その中で努力するんだという認識の中で、査定の中で向き合つて、やっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、それは後で調べてください。通告してありますから。そういう中で、大変苦勞しているという中で、やっぱりこの予算執行していく中で、2億8,000万円というのは大変比率が高いという中で、全庁挙げて体制をとっていかなきゃいけないということを申し添えておきます。

それに続く話なんですけれども、次の質問ですけれども、一言で言えば、行政内部の機構改革をしてくださいと、これが質問の趣旨です。

そういう中で、御宿町は、早くから行財政改革に取り組んでいるのは承知しています。また、県内でも、大変行革の進んでいる町だと思っています。隣の町、 にしても、大分たるんですけれども、御宿は大分成果が上がっていると思います。職員の意識も大変すぐれています。無駄を省き、予算の効率的な執行にも努めていると、これはもうこの地域の人は大変認めてい

るものだと思います。毎回言っているように、鉛筆一本までもというのが総務課長の考えで、職員全体がそういう意識で職務についていることは承知しております。

しかしながら、その機構改革が、この数年間、行われておりません。それがいいかどうかは別として、各課の権域がありますね。こういう今のような話も、そういう障害があるのではないかと。例えば、雇用者の一元管理、そうすれば事務の効率と、支払い、あるいは効率的な配車ができます。また、施設管理の中で、警備委託、浄化槽維持管理費、清掃委託、消防施設の保守点検、電気保守業務、電算機保守、こういうのも一元化で管理したら、全くその経費が省けるし、その人件費が省けていくと、それと効率がいいと。それと、需用費の中で光熱水費、これは端的に言って、前の議会で月の沙漠のときのインフォメーションセンター、あれは月の沙漠で払わせていると、施設は別でもそうしているという答弁が藤原課長からありましたように、では全体でその光熱費を一括で払うということも、この事務の省略化につながっていくと。

それと、また一番問題は入札事務の一元化、これはいろんな問題は生じますけれども、指名業者もそうですし、どこでやるかは別としても、そのすべての入札を一元化するという方向をどうかというのが1点。とりあえず、これで。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、機構改革について、ご説明を申し上げます。

定員適正化計画の見直しにあたりまして、その前に、平成22年度で課長補佐、主査クラスの職員で構成する機構改革検討委員会を設置いたしまして、1年間検討いたしました。今後、5年間、10年間における課の統廃合について諮問したわけでありますけれども、その答申といたしましては、地域主権の進められる状況下、これ以上の課の統廃合については、逆に行政サービスの質の低下を招くおそれがあるのではないかという答申でありました。

その中で、現在、2階、3階に窓口が分散しておりますに福祉・介護・医療・保健・予防衛生、この分野を2階に集中させたらどうかという答申はございました。ワンフロアによって手続が可能となりますし、ワンストップサービスにはなりませんけれども、住民サービスの向上になるんだということで、具体的に電算から含めて準備に入ったわけでありましたが、先ほど多賀課長からご説明がありましたように、今後、広域高齢者医療の制度改正等が控えておるといようなことで、それとあわせて、窓口のさらなる検討を進めていきたいということで、これについては現在保留となっておりまして。しかしながら、今、議員さんご指摘がございましたように、まだまだ見直しのできる、業務等ございますので、その辺は検討をしてみたいということでございます。

公用車についての一元管理というようなご質問もいただきましたけれども、職員定数の絶対数が不足していることから実現に至っていないという状況でございます。現在、公用車は47台所有しておりますけれども、事故防止のために、乗る前に車両に傷がないか、ブレーキやハンドル、タイヤ、空気圧などの車両点検を各課に義務づけて、適正な管理に努めておるところであります。購入にあたりましては、購入台数が複数にわたる場合、この場合は一括して入札を行うなどの競争原理に配慮をした対応をしております。また、車両の事故等の損害保険対応、裁判等に至った場合には、総務課で対応をするということになっております。燃料費の購入等については、各所管課ごとに購入店を決めて、1店舗に集中しないような、そういう配慮もしておるところでございます。

公用車購入については、以上のとおりであります。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 入札の一元化というご質問でございまして、大きい市、また近隣で見ますと、勝浦市もいすみ市、また町でも、大多喜町も企画財政課のほうで入札については所管していると聞いています。

ただ、構成的に見ますと、仮にいすみ市とか勝浦市ですと、財政課があつて、そこに管財係がいて、それを担当していると。大多喜町の場合は、企画財政課があるんですが、そこに管財契約ということで3名の職員が配置されているという状況だそうでございます。

振り返って、私どもの町が、指名の受付とか、担当をあわせて行っておりますが、実際に申しますと、うちのほうの財産管理の職員が兼務しているわけですが、電算管理、また緊急雇用なり、その庁用車の管理等、含めて1名が、電算管理も含めてという状況でございます。将来的に、そういう他の団体と同じように、一元化の方向に持っていければというふうに考えておりますが、正直申しまして、やっぱりマンパワーが当然ありますので、それはわかるんですが、今の私の所管課の課長としての段階では、はい、そのとおりやりますという段階ではまだないというふうには認識しております。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） あと、各委託関係を含めて、この辺も一元管理というようなお話がございましたけれども、先ほどもありましたように、管財課というような、もしくは係、そのようなものが設置できれば一元管理できるのかなということなんですけれども、そういう中で、やっぱりその管財係として係を置くことによって、ほかの課の減数にもつながってくるというふうなことの中で、なかなかその辺の調整ができてないと、見通しが立たないという中で

実現に至っていないというところであります。今後も、検討は進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 要するに、僕は、課を新たにつくれとか課を統廃合しろというのではなくて、要するに社内関係委託料、需用費、これは一元管理したほうがより効率的じゃないかと。査定は査定でしているというお話は課長から聞いておりますけれども、それは別として、そういう形で。どうせ公用車を買うのも税金で買うんですよ。必要なのは、そういう形で全体で協議して買うと。だれがどの車というわけじゃない中で、配車の関係もそうです。一元化したら、全くこの定数、職員定数がもう決められている中で、予定で、こう言ってますけれども、これは全く非効率、そう変えていったほうがより効率的になるということだけは、提言を申し上げておきます。

そういう中で、次に入りますけれども、次のあれは、要するに職員が少ないという中で、世の中は行革です。国のほうでも、国家公務員の給料削減を言っています。行革で言えば、議員も職員も世間の嫌われ者です。そういう中で、正当な業務には正当な報酬を払っていただきたいと。特に、御宿町は職員の休日出勤が多いという中で、週休2日制になって、先般申しましたけれども、土曜日に休みになると、1万9,200時間、もう職員ができないという中で残業をやっていると。いろいろと休日出勤も多いという中で、やっぱりそれは、休日手当もちゃんと出していただきたいと、残業手当も出していただく。それは、正当な業務に対しての、やっぱり総務課長としての判断じゃないかなと。今年にはどういう対応で臨むのかということがもう1点と。

もう1点、そういう中で、今、ここで確定申告が行われてますけれども、2月16日から3月15日、実質22日間、うち休日ですと、土日がよくあると。これは税務課長に聞きたいんですけども、確定申告の件数はどのくらいあるのかという中で、毎年来るのは、待ちが長くて嫌になっちゃうという中で、せっかくサンデーオープンという、8万円ついてはいますけれども、こういう制度を活用して土日運営していただけないかと、開いていただけないかと。これは、大変、その申告が義務だといっても、なかなか待ち時間が多くて嫌になっちゃうと、これは毎年のことです。そういう中で、ここでできるのか公民館でできるのかはわからないんですけども、これはこの制度を利用して、ぜひともやっていただきたいと。そういう中で休日出勤のときには正当な報酬を払っていただきたいということです。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 時間外手当についてのご質問でありますけれども、時間外手当につきましては、極力時間外手当削減の方向で、これまでは進んでまいりました。しかしながら、数年前から、予算編成時に各課のヒアリングを行いまして、新年度の事業スケジュールによりまして、要求を取りまとめております。ほぼ満額を手当てするような方針で進めております。

また、事業によりましては、予定外の事業が入るといようなことで、時間外予算に不足が生じることもございますので、3月補正でもお願いをいたしたところでありますけれども、その都度、補正予算で対応をさせていただいております。参考までに、平成24年度の当初予算では、601万円を計上させていただいております。選挙事務等については別途となっております。これらは含んでございません。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 確定申告の取り扱い件数ということでございますが、今年度、3月9日金曜日までの集計となりますが、相談の受け付けを行った件数は590件でございます。また、もう既に書き終えて、提出だけの方というのが379件という形になって、昨年度の同時期に比べまして、受け付け件数については110件の減。それから、提出可能が……。

（発言する者あり）

○税務住民課長（渡辺晴久君） 昨年でございますと、御宿町のほうで相談いただいた方が750件いらっしゃいます。あと、提出だけについては500件程度ございますので、町へ提出された申告が1,200件程度だというふうに認識しております。

それから、サンデーオープンについてでございますけれども、確かにご指摘のとおり、申告の内容によっては1時間以上もかかる方もいらっしゃいますので、そういった方が集中してしまいますと、お待ちいただく時間が長くなってしまいう形になります。受け付け時間が長時間になってしまうという理由といたしましては、譲渡取得などの複雑な申告受け付けが主な場合ですけれども、申告相談時に資料の整理から始めなければならなくて、そういったものに時間を要することもございますので、こういった方へ、次回から医療費の集計や経費の仕分けなど、事前準備を行ってから相談に来ていただくようお願いしており、そういったことで待ち時間の短縮に努めているところでございます。

また、申告期間の受け付け体制を整えるために、町・県民税の出張申告を昨年度から土曜日に行い、平日の人員確保を図り、確定申告への受け付けへの影響を極力抑えています。

サンデーオープンでの確定申告の受け付けが可能かというご質問でございますが、職員のローテーションの問題もございまして、最近の申告の傾向といたしまして、株式や土地の

譲渡など複雑な案件も増えており、また医療費控除などもさまざまなケースがございます。該当の可否について、役場職員では判断ができず、税務署へ問い合わせを行いながら申告を受け付ける案件も多くなってきております。茂原税務署の閉庁日における申告相談については、こういった対応ができなくなり、またその他、控除の内容や経費などについても関係機関に問い合わせる、そういったこともございますので、実際の運用にあたってはクリアしなければならない課題も多いとは考えます。

現在、休日の確定申告の受け付け対応といたしましては、インターネットを使用できる等の条件がございますが、申告の作成がインターネットの画面上でできる、または法的個人認証を得れば、直接申告もできるという形で、日曜日でなければお越しいただけない方は、一般的には給与所得の方が多いと思われそうですが、インターネットも利用できる環境が整っている方も多いと思われしますので、このような申告方法の周知に努め、申告の利便性の向上を図るとともに、申告相談の待ち時間の短縮にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時08分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今、そのサンデーオープンの話で、税務住民課長の答弁がありましたけれども、後ろ向きの答弁じゃないですか。せっかく申告して、何時間も待ってる。何時間とは言わないけれども、1時間ぐらい、あるいはそれ以上待ってるという中で、せっかく申告にという、義務だとは言いながらも、待つ身になってください。

それと、土日、その茂原税務署に云々と、税務署に行かなきゃわからないんですか、はっきり言って。税務住民課じゃないですか。そういう中で、施設の制度があって、それを運用できない、そのことだったら、こんな制度やめればいいんだよ。だれも夜、夜中に離婚のために書類なんかもらいに来る人いないよ。住民票必要なら、もう今の人は事前に住民票を取ります、戸籍も取ります。こういうときに使うのがこの制度であって、それを運用する気がないのなら、だから税金の収納率も悪いんだよ。町民の立場に立って考えると、それが行政の立場じゃないんですか。これは茂原税務署がやっているからと、それなら今まで税務住民課にいた人を招集

して、この申告の期間だけずらっと並べなよ。そんなじゃなきゃやってられるわけじゃないか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） サンデーオープンということで、住民票、印鑑証明と、そういったものを、今現在出させていただいてるところですけれども、今年度、昨年度よりも実績も上がっております。利用される方も、徐々に浸透して増えておりますので。

（発言する者あり）

○税務住民課長（渡辺晴久君） 今のところ、先ほども申しましたけれども、後ろ向きというご指摘もございましたが、確定申告自体は国税ですので、税務署とのやりとりをやらないと、かえってお客様に迷惑をかけることもございます。間違っただけ申告を受け付けて、延滞税とか、そういうものが発生する場合もございますので、確実にやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（中村俊六郎君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 申しわけありません。先ほどちょっと答弁漏れがございまして、平成22年度の未収入金ということでございます。

各科目ごとで申しますと、町民税、個人分で3,151万円、法人税で11万5,000円、それから固定資産税で9,541万円、軽自動車税で14万5,000円、国民健康保険税で1億4,000万円という形になっております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、次に移ります。

行政として、内部の話なんですけれども、先ほどは委託とか需用費は一括という話を出したんですけども、そういう気はないという話なんですけれども、例えばミヤコタナゴも、その複数回にわたります。イノシシの関係も、その複数回にわたって予算が出ております。パソコンの場合も、備品で購入する場合とリースの場合とあります。物によってなんですけれども、行政として統一基準をつくる必要があるんじゃないかと。また複数回にまたがるものに対して、前は調整役は助役みたいなのがいたんでしょうけれども、それは現在いないという中でこれはどうするのかと。先ほどの需用関係、委託関係は、そういう状況いないと。かえって定数の関係で難しいという答弁なんですけれども、僕は逆にこれをやってしまったほうがより効率的じゃないかなと。民間企業は当然そうしてます。そういう中で、この統一基準、また調整はどのようにや

っていくのかということですね。それは、また続けて答弁いただきます。

次に、ページ36、定住化促進について、細かくはお聞きしていきますけれども、放課後児童クラブ、それと住宅のリフォームもそう、太陽光発電もそう、あと光ファイバーもそうなんですけれども、これは政策すべてが定住化に向けた一体のものだと思うんですよね。定住化一つとっても、それは1つの課だけでは無理と、全体の中で定住化策がどうなっていくかと。難しいのは、少子化の中で、これは日本全体がそういう中で、人口が減っていく中で、御宿町だけその人口を上げようというのもなかなか難しい話。

もう1点は、どこに標準を合わせて定住していただけるのかと。やっぱりターゲットを絞っていかないと、下手な鉄砲数撃ちや当たると、たまには当たるでしょうけれども、そうしてはなかなか難しいんじゃないかなと。そういう中で、この企画財政課でやったアンケートも拝見いたしました。回答率23.1%ですか。回答されたほとんどが、不便の一言ですね。交通、医療、買物等々、全部不便だという、これが都会のものをそっくり持ってきたって、これは御宿町のよさがありますから、そのよさをどうやって引き出して御宿町に住んでいただけるかというものの違いを出していくのがいいんじゃないかなと。1つの課ではなかなか難しいという中で、この定住に関して、トータルで政策を組んでいかなきゃいけないという中で、これは最後に町長にお聞きしたいんですけれども、この定住化促進のチーム、それは行政だけじゃなくて、町全体でそういう形のチームを組む気はありませんかということですが、一つずつ、ちょっと具体的に聞いていきたいと思います。

定住化、137万のツアーの話は、後で担当の課長、説明してください。

それと、どうしても若い人というのは共働きします。あるいは、シングルでもいいんですけども、働かなきゃ食っていけないという中で、この放課後児童クラブ、289万円ついておりますけれども、小3以下ということで、定員が25名。

昨年、品川の日野学園に議会のほうで視察に行きまして、石井委員長がこの議場で報告してありますけれども、何年も前から私はその放課後児童クラブの改善を申し入れてありますけれども、ベルリンの壁より厚くて、なかなか実現に至らないんですけれども、品川では、ちょっと長くなりますけれども、読ませていただきますけれども、スマイルスクールという名前で、放課後子ども教室推進事業、小学校1年から6年まで、全児童を対象とした放課後対策事業、希望者、希望する児童、全員が参加できます。スマイルスクールは平成13年に発足しましたが、その当時は週休2日制の直前で、学力の低下等が懸念され、児童が巻き込まれる犯罪が多発し、地域で子供を遊ばせられない社会背景がありました。

スマイルスクールと学童保育の違いは、学童保育は就労家庭の対策とした定員制です。大体小学校3年まで。スマイルスクールは、全児童が対象で、放課後、学校施設全体の使用が可能であり、教員や保育など、いろんな資格を持った人を配置していると。それで、フリータイムにはいろいろと社会学習もしていると、いろんな教室も開かれてると、これだけの違い。これは、石井委員長として、この議場で報告してあります。

そういう中で、御宿町も、定住していただく、また現に御宿町で住んでる人、私たちも含めて、やっぱり小学校3年までではなかなか難しいと。それと、1年生があそこの児童館まで移動する意味がどこにあるんだと。小学校6年までやって、同じところでやって、希望する人全員にやっていただきたいと。

それと、土日を、今休むようなパートは雇ってくれないですよ、大変経済状況厳しい中で。そういう中で、日曜日までやれとは言わないんですけども、希望する父兄、子供、これが全員入れるようならば、それこそこの教育の機会均等、または行政の施策としての当然の話だと思う。

そういう中で、学校空き教室とか、そういう意味じゃなくて、授業は、あれは全部の教室があいてるんですよ。それはクラブやっているかもしれないけれども。学校の先生にやれと言ってるんじゃないんですよ。そういう職員を配置するという形の中で、お子さんがいても、安心して御宿町に住めますと、また今住んでる人も安心して働けますという形の施策があって当然ではないかなと。そういう中で、なかなか御宿町ではそういう形がとれないと。今後、そういうことを、町長の施策として検討することはできないのかと、制限の解除と、場所は小学校とは言わないんですけども、公民館でもいいんですけども、そういう形で、できれば移動しないほうが、子供の安全のためにはいいという中で、学校の施設を利用してやるという形も定住策の一環であると思うんです。

それと、もう1点は、子供、児童医療対策費1,634万円、これは、先ほども言いましたけれども、小学校4年から中学3年まで、医療費の自己負担、全額町負担という中で、今まで小3までだった。小3までのやつ、今までの、去年の実績、それから小4から中3までの今後の見通し、それと所得制限はなぜつけなかったのかと。すべて一律が平等ではないと思います。そういう中で、先ほどは答弁がなかったんですけども、この保険制度、応分の負担をすると、社会保障の中で、これら1割、3割の自己負担がある中の医療費を設定してあるのが、現在の保険制度です。これを全部チャラにしちゃうというのは、ちょっとなかなか難しいんじゃないかな。応分の負担をするのは、これは民主主義の原則である。

例えば、保育所、これは所得によって保育料が違います。でも、高い人にいい給食が出るわけじゃない。所得の低い人に、じゃ牛肉を抜くかといったら、そうではない。全部一律のサービスです。そういう中で、所得が違ってたって何だって、サービスは一緒ですけれども、この場合は、所得のある人には応分の負担をしていただけると、それが通常の考えではないかなと思っています。

それで、国保の場合はそうなんですけれども、全額無料というのは、ちょっとこれが制度としていけば、もう投資の経費でなくて、経常経費に変わっていくというので、財源的にもうずっと裏づけしていかなきゃならないということです。収支のバランスをどうするんだと。子育て支援というのはわかるんですけれども、過度に過ぎると、なかなか難しい面があるんじゃないかなと。

これは定住策の一環、あるいは子育ての一環というとらえ方をしております。そういう中で、最初に戻りますけれども、1つの課だけでは難しいと。一番その定住で苦しむのが、衣職住、シヨクは職業の職です。それと住居ですね。住居は大変高くなっております。御宿町は、アパートもマンションも借りるのも大変、5万円、6万円と高いと、3万円、4万円はないという中で、私たちは長野の下條村に視察へ行ったときに、村営住宅、大変立派な村営住宅ですけれども、ほぼ全員入っていましたけれども、若者の定住が多いと、働く場所も近郊にあるという中で、定住化策の成功した例ではないかなと感心しております。

それと、先ほどに戻りますけれども、ぜひ教育長、教育課長、また執行部の人で品川のスマイルスクールに視察へ行っていただきたいと、それから答えをいただきたいと。大変すばらしい施策をやっておりますので、ぜひ行っていただきたいと。

そういう中で、ページ、35ページ、測量596万円、区画整理とありますけれども、切り売りとか細切れの販売をしないで、どうやってこの町に定住していただけるような政策で住宅販売、あるいは不動産屋じゃないんですけれども、そういう形で取り組んでいただきたいと。できれば、町営住宅の建設を目指していただきたいと。建設環境課ですか、岩和田のほうの団地の話、岩和田団地ですね、業務用アパート、劣化してひどいという中で、改修もやらない、建てかえもやらないと。それは補助金のあるかもしれないけれども、それはひどい話だと思う。あそこは、場所はともかく、建てかえてやらないと、これはちょっと、言葉で言っちゃうと問題になりますけれども、と思っています。そういう中で、早めの計画を立てて、定住化策の一環も含めて、ぜひ建てかえの検討をしていただきたいと。そこに限らず、町有地がございますから、その町営住宅の建設、それとそういう中で定住化を目標とした形でやっていってもらい

たいと。

先ほどのアンケートですけれども、大変不便だということは、それは御宿独自のものがあるかもしれない、魅力でもあるかもしれないけれども、方向性、目的を定めて定住化の促進をしていただきたいと。例えば、何らかの形で御宿町に魅力を感じて、御宿台に別荘地を買った、別荘を買った、あるいはマンションを買った。投機もあったでしょう、当時は。そういう中で、マンションですか、それが今、1,217室あると、定住が235と、空きマンションが982。御宿台が、今大体970戸建っています。定住が520人、別荘が450。この別荘の人、空きマンションの人、これで約1,300、1,500ぐらいですか、この人たちにやっぱり定住していただくという形のアプローチのほうが、ほかにやみくもに行くよりはより高いのではないかなと、確率は。なぜ来ないんだとは言わんけれども、これはとってありますけれども、もう少し確度の高いアンケートをとっていただきたいのと、どうして来ないんだという、ここにも書いてありますけれども、そういう形の中でターゲットを絞ってやっていただくのも、一つの定住化策ではないかなと。約1,300、空いてる部屋があって、別荘地があると、ぜひそういう形でやっていただけないかなと。

とりあえず、そのくらいで。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 放課後児童クラブと、それからスマイルスクールというお話がございますが、放課後児童クラブは私どもが担当課でございますし、スマイルスクール、小学校6年生になると、また違ったシステムで組んでおられるようですので、これは見学してからというお話だったので、放課後児童クラブの現状だけ、ちょっとお知らせしたいと思います。今、放課後児童クラブの運営につきましては、児童福祉法の第6条2項に規定されておまして、昼間の保護者のいない家庭など、小学校の低学年、おおむね10歳未満の児童について、政令で定める基準に従い、児童施設などを利用して適切な遊びを与えるということで、放課後児童クラブが開設されているわけでございます。

私どものほうといたしましては、小学校の、平常時は、終了時の午後2時ごろから6時半までを開設しております。また、土曜日や、夏とか冬、春、いずれもお休みのときですね、こちらにつきましては、午前8時から午後と、6時半までを開設してございます。中には早く来られる方もいらっしゃいますので、場合によっては7時からというふうなことも、何名かの方は受け付けたりはしております。来年の状況からいたしますと、議員からもご指摘がある25名の定員ではございますが、残念ながら現在のところ、20名となっております。減っている理由と

いたしましては、子供たちが非常に塾とかで忙しいので、こちらに参加しないで塾のほうに行かれていますのではないかと思われますが、今後、確認をさせていただきたいなというところがございます。小学校のスマイルスクールというのは、課題としてということでございますので、また後日になるのかなと思います。

医療費の関係でございますけれども、児童医療につきましての所得制限、あるいは経緯につきまして、若干述べさせていただきます。

児童医療に関する事業計画ということでございますけれども、本事業は、当初は平成15年から乳幼児医療ということで、県の施策で3歳児未満の乳幼児の医療費及び小学校の入学前の入院費をゼロ円から200円ということで、町でも実施をいたしたわけでございます。現行の森田知事が就任されたときに、医療費の無料化にむけ、対象年令を段階的に引き上げるという政治的な裁量がございまして、22年12月には対象年齢を小学校3年生まで引き上げまして、今後、平成25年12月からは中学3年生までの入院費について無料となるという状況もあるわけでございます。

所得制限につきましては、当初15年から昨年の22年12月までは設定されていたわけでございますが、12月の議会に中学生までの医療費の無料化を提案させていただく際に、近隣の市の状況等、所得制限を設けていないかということで確認をさせていただいたところ、近隣のほうで医療費の無料化について、所得制限をなしにしてございましたので、近隣が設けてないという状況から、所得制限を廃止するというようなことで議会に提案し、ご承認いただいたところでございます。

医療費の支払いにつきましては、窓口で医療費の領収証をお持ちいただきまして、償還払い対応という形で、進めていきたいと思っております。

議員ご指摘の中にもありましたけれども、少子化対策や定住対策ということも含めまして、子育て支援対策として政策的に取り組むというものでございますので、昨年所得制限を撤廃したばかりでございますので、状況を少し確認したいというようには考えてございます。

それから、もう1点の、子供医療費のほうの経緯でございますけれども、23年度は0歳から小3までが390人、受件件数4,869件、金額につきましては800万円程度ということで見込んでおります。また、小学校から中3までの入院対象者309名、こちらの、見込みといたしましては、114万円程度になる見込みにしております。

24年度の医療費助成ということでございますけれども、0歳から小3まで395名、小4から中3が305名で、約700名程度が対象になるように試算してございます。

受診件数でございますが、こちらにつきましては、予算上は概ね4,700件を見込んでございます。1人あたり医療費としては、大体前年度平均値の2万1,500円という数字を、根拠数値として計算してございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 私の所管のところについて、お答えいたします。

まず、行政として、いろんな面で統一的基準をつくるべきではないかという、1点、ご質問がございました。例えば、公用車の購入、一元管理というご質問が前提としてありましたけれども、現状では、まず購入については、新車については、12年以上経過したものについて、予算の対象となると。あわせて中古についても積極的に購入するというような基準があります。また、もう1点で、予算査定の前に予算方針出しますけれども、各費目について一定の基準を出した中でやっている。充分ではありませんが、そういう対応はしているという状況でございます。

また、複数課にまたがる事業の調整ということですが、役所の中の課のグループ分けを一たんはしてありまして、例えば総務グループ、これは去年、婚活、大多喜町と連携で行いましたけれども、私の課と税務住民課のほうの連合でやると。もう一つが、プロジェクトチームという体制もございます。定住化に向けては、私どもと産業観光課と、それと税務住民課のほうで、一たんは調査の段階に入っております。例えば、そのほかに、全課にまたがることについては、総務課が調整しまして、定額給付金の、例えば交付事業とか、途中から入る事業については、そこから課の中の調整をつけて、町として対応するというような状況で対応しております。

また、36ページの定住化に向けて委託金、これはご指摘のとおり、ただ単に企画でやるとか観光でやるとかという話ではなくて、総合的にやらなきゃいけないというのは当然だというふうに認識しております。また、現状の町の体制で、徐々にやってはおりますが、例えば新年度に要求しています定住化のバスツアーだけで済むのかというご指摘ですが、当然それだけでは済まないというふうに認識しております。今までは段階的にやっておりまして、その中でも議会から提案いただいた、その別荘をお持ちの方もアンケートしてみようというのも、その中で、今までやってきております。

近隣で見ますと、やっぱり行政だけではなくて、不動産の方、また商工・産業、あと既にもうお住まいになったアドバイザーを入れた中で、受け入れの協議会をつくって、アプローチと

一緒にやっているというのが見受けられます。その辺については、今後、当然検討していかねばいけないというふうに認識しております。

1点、うちのほうでも、空き家バンクという制度がございまして、行政が入ってやるのは、ほかの市でもやっていますけれども、例を見ますと、契約に至るところにやっぱり問題が、行政が立ち入れないという問題がありまして、なかなか功を奏していないというのがおおむねの例ですから、前回の前年度のバスツアーの反省を踏まえますと、やはりいらっしゃる方は物件を見たいとか、行政の話もそうですけれども、買物ツアーと違うんだというような認識もございしますので、その辺も加味した中で実施していかねばいけないというふうには認識しております。

それと、当然アンケートをやった中で、1,800名のアンケートをやりまして、ご指摘のように、23%の回収率でございました。その中では、やはり当初は、医療とか、介護施設の充実というのが一番になるだろうと思いましたが、結果としては公共交通、バスとか、そういうのを含めた充実という声が一番大きくありました。

また、429名の回答があったわけですけれども、188名が、今後、御宿町の定住を検討していると、あと考えてない方が、やっぱり203名いらっしゃいました。半数までは至りませんが、ある程度はお考えになってるのかなという認識の中で、先ほど言ったバス等も含めた中で、議会等でもいろいろご指摘ありますけれども、その買物難民という問題を含めて、今後の基本計画の中では、当然検討していく課題だという認識の中で作業に入っております。

御宿町には、マンション13棟、部屋数で言うと1,217戸があり、大半が別荘としての使用でございまして、また、御宿台についても別荘が450軒あるということになっております。その別荘を持っていると、住民税で言いますと、当然均等割がかかるということで、そういう例で、比率で見ますと、御宿町には、町民も含めまして納税義務者の方が5,470人いると。そのうち、町民でない方、住民票を持ってない方で、別荘等をお持ちの方で地方県民税均等割をお支払いいただいている方が1,838件ございます。これは、全体の比率で見ますと33.6%、千葉県でダントツの状況でございます。そういう中で、ターゲットについても、あわせてそこにも当然目も向けて検討していかねばいけないというふうには考えております。

また、町有地の有効活用ということでございまして、町有地については、評価委員会に諮問しまして、地価鑑定額に基づいた価格について、まず検討いただいて、現地を見ていただいた中で諮問をいただくということをやっております。ただ、ほかの例を見ますと、やはり初期の動機といいますか、若者の定住化と、そのある程度の条件をつけた中で、一定の価格を配慮す

るといふ施策も行っている自治体がございます。これについて、今後また評価委員の皆様ともよく検討していきたいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 先ほどの岩和田団地の件について、ちょっとお話をさせていただきます。

前にもお話ししたのは、建てかえしないというお話じゃなくて、こういう問題があります、ということで話させていただきました。

今後の予定ということなんですけれども、平成25年度に町営住宅の長寿命化計画というものの策定を予定しております。これは、補助金、策定そのものに補助金が約45%ぐらいつくということで、それを考えています。その中で、方策として、じゃ改善をするのか建てかえをするのかと、その検討に入るわけでございます。また、建てかえについていかになくちゃいけないだろうという方針が出てきた場合に、今度は住生活基本計画というものを、県と町で協議をしながら作成していき、その中で住宅の安全性等を考えながら建てかえ、改修を行っていくという考えになっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これは、先ほど庁舎内の状況につきましては、木原課長からありましたけれども、定住化政策については、非常に重要な問題でありますので、貴重なご提言と受けとめまして、民間を含めたチーム編成はこれから考えていきたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、続けて3つ。

この定住化策の一環の施策なんですけれども、ページ69、住宅リフォーム、これはどのように申請してどうやるのかと、また現在新築中のものでも可能なのかということと、今までバリアフリーの補助はあったんですけれども、これはどうなっているのかと、ページ50の太陽光発電、これも申請とか、そういうものはどうするのかと。前、石井議員が言ってたけれども、即日完売したという話の中で、機会均等をどうやって持っていくのかと、もし、言葉は悪いんですけども、売り切れちゃったら補正があるのかというような話と、要領もありましょうけれども、その申請の方法ですね。

それと、もう一つは、光ファイバー網の運営経費なんですけれども、たしか歳出が253万円、歳入が226万円で、これは赤字ではないかと。これは数字の確認なんですけれども、700件が限度だと言っている中で、加入者がね、たしか前、そういうことを言ってなかったですかね。言っ

てない。これは、運用をN T Tに任せてあるという中で、これはこの数字で合っているのかという、この3点を。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 今の住宅リフォームの関係について、お話をしていきたいと思えます。

平成24年度につきましては、これは新規事業として、1戸10万円の補助ということで、20戸分を予算計上をさせていただきました。

また、要綱等については、今後詳細に決めていくということですが、基本的には申請書を提出していただいて、幾つかの要件に合致した場合に承認するというような考えでいます。幾つかの要件ということですが、基本的には町内の工務店、大工さん、そういう人たちが活用していただきたいと考えております。

また、バリアフリーの補助等ということですが、この制度でも対応することは可能ということに判断できますけれども、それ以外のバリアフリーの制度もあるというふうに考えますので、その活用も考えていただきたいということです。どちらにしても、有利なほうを選択することがよいのではないのかということですが、基本的に1つの事業で両方から補助金をいただくと、そういうものについては該当はさせたくないと思っております。要するに、二重採択ということでございます。

それと、太陽光発電の関係ですが、基本的に自然エネルギーの活用というところで、うちのほうで環境省関係でやって、所管しているということでございます。そういう中で、内容的には、県の補助と町の補助を合わせまして、最高で約4万円で10基を予定しております。いずれにしても、これは半分が県の補助金ということで、今後の事業の進捗状況はよると判断はしていますが、現時点では追加は考えていないということでございます。状況によりまして、県のほうで追加できるということで、発生した場合にはそれを有効活用できたらと思えます。これはいずれにしても、申請の方法は2年目になりますけれども、申請書を提出いただいて、決まった事務で進んでいくということです。

ただ、前後になりましたけれども、リフォームの関係で、現在やっているものに対して補助対象になるのかということですが、基本的には申請が出てからということで、申し訳ないですが、今手をつけているものに対しては申請の対象にはならないと認識しています。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 光ファイバーの運営費については、ご指摘のとおり、使用料、

歳出のほう、管理費ですね、保守が33万9,000円、設備使用料が218万4,000円で、ご指摘のとおり523万円、これは予算書の36ページでございます。

また、貸付の収入が226万円で、27万円マイナスではないかというご指摘ですが、これにつきましては、予算当初で600件の加入を見込んでおります。月、大体、今のペースですと20件ずつ増えてるとというのが現状でございます、町としての採算ベースについては、ご指摘のとおり、701件からは、それ以上になると町が収益になると、貸付ですね。暮れから、NTT側も、事業者側も町の広報を使っているいろいろ加入促進のほうもやっております、できる範囲でそれをやっていきたいのと、見込みですと、24年度中には700件を超えるんじゃないかと、そういう認識ではおります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 先ほどのリフォームの話なんですけれども、これは築何年から可能かというのを1点と、明治時代のやつも可能なのかという、端的な話なんですけれども、リフォームですね。

それと、この光ファイバー、これも定住する人には必要な人もいるでしょう。そういう中で、町として光ファイバーを利用した活用方法が多分にあると思うんですよ。それを、今後検討していただきたいというので、その2点はちょっと次に答弁いただきたいと思っておりますけれども。

次に移ります。ページの55、56。この指定ごみ袋制にて移行するという中で、今のごみ出しの方法は何十年とかかった、もう習慣になっております。それを、新たな制度を導入するというので、お年寄りがほとんどごみ出しをしております。丁寧な広報と、その説明をお願いしたいと、これがこの質問の趣旨です。

後からいろいろ伺いますけれども、そういう中で、4月に入札予定と。どういう方法で入札するのか、制度、何社ぐらいで、契約したら、これは長期なのかと、周知期間ですね。住民に対して。フローが載ってございましたけれども、住民に一番密着した、ごみ出しにかかわるルール的大幅変更です。住民説明会等々、またマンション、アパート、御宿台の別荘等々。

それと、再度これはお願いなんですけれども、販売店の、どこで販売しているかというのも広報していただきたいと。ちなみに、御宿台はごみ集積場のところに掲示板がありますから、そこを利用したらよろしいんじゃないかというご提案を1つ申し上げておきます。

それと、燃えないごみについて、これは資源ごみですね。袋代のみで、処理料はなしということで、これは了解してます。そういう中で、事業所は第3条どおりでいいのですよねという確

認と、もう一つの確認は、リサイクルボックス及び御宿台の集積場は袋なしでオーケーという確認です。

続けていっちゃっていいですか。

予定されるごみ袋の販売枚数と、この収益ですね。従来なら、その個別2,400円いただいておりましたけれども、これと比較してどうかということですね。

これは、石井議員が前も聞いていましたけれども、一般家庭、標準家庭で負担はどのぐらいになるのかと。事業者に関して、今までどおり搬入と、87社あると。そういう中で、店舗兼住宅は一般家庭と同じ取り扱いでいいという、これも確認です。事業所87件のうち、搬入が1,424件、去年の実績で。トン数が、キロで載ってましたけれども、14万キロ。事業所と言いながら、減量に対する指導また協力体制をどうするのかと。一般家庭においては数値目標が設定されておりましたけれども、事業所は全く手つかずで、全町挙げてこのごみの量の減量に取り組まなきゃいけないと、これが広域に対する負担料の軽減になると。またエコだというのはわかりますけれども、事業者に対して、営業とは言いながら、事業所も協力していただくと。それはどういう形で協力していただくんだという、その説明がなかったんです。

それと、住民のほう、一般家庭のほう指定袋になったけれども、事業所を1万円免除した根拠、全く変わらないなら変わらないで、条例そのままでもよかったんですけども、その1万円免除、87万円ですけれども、これはどういう意味があるのかな。何で87万円を、ここをカットしたのかな、同じなら同じでもよかったんじゃないかな。

以上、まとめて7点。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 先ほどの住宅リフォームの関係で、何年からかというところですが、基本的に木造住宅を対象としております。何年からのものというような設定は、考えてはおりません。というのは、例えばエアコンをつけたりとか、そういうものも、一応リフォームの中に入っているのかなというようなこともありますので、何年からということは、一応考えてはいないということでございます。

指定ごみ袋の関係ですけれども、入札の予定ということですが、業者の決定に関しては、できれば4月から5月ごろを予定していきたいということです。

また、選定方法等に関しましては、製造・配送業者が結構限られているということもございますけれども、入札あるいは見積もり合わせ等を検討していきたいと考えます。

また、方式、性能等につきましては、袋の製造業者から袋の小売店、販売してくれる小売店

へ直接納品してもらおう方式を考えております。そういうわけで、町ではまず在庫を抱えない、要するにそういうスペースを省略したいということを考えております。

また、指名参加が出ている業者については、現在4社程度が指名参加が出ているということでございます。

また、契約関係につきまして、複数年、例えば2年から5年ぐらいでやっているところが多いとありますけれども、このところ、化石燃料を使った材料ですが、袋とかビニール袋とか、そういうものの値上がりの変動が非常に激しいというところで、業者の中には、お話を伺いますと、長期的な契約についてはちょっと難があるというようなお話を伺っています。

また、袋の販売店ということですが、現在販売してくれているところが約20軒ございます。重複するところもあるんですけれども、業種別に拾ったところでいきますと、大体可能性としてやってくれるところは37軒ぐらいあるのかなとは踏んでおります。その中で、全部が全部参加していただけるかどうかは、これは説明等に伺いまして、ご理解を得たいと考えております。

また、説明会等につきましては、まず袋の小売業者、あとは町内の事業者等、それぞれ5月ごろに行えたらなと考えております。また、6月ごろから住民説明会を予定したい、そして各区ごとに行うと同時に、数カ所、公共施設で、例えば公民館とか役場の大会議室等々利用して、各区ごとのほかに実施していきたいということです。

また、広報の関係等になりますけれども、袋製の導入については、広報の2月号でお知らせをしたところです。また、広報の詳しい内容等については、広報お知らせ版、ホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

また、あわせて別荘などの周知等に関しましては、基本的に24年度の上半期分の納付書を発行するという作業があります。そういう中で、指定袋制度移行通知文を同封して周知を行うということです。

最近、新しくごみのほうに加入をしてくれる方もいます。そういう人には、その都度、窓口で、10月からこうなります、というようなお知らせはしているつもりでございます。

また、燃えないごみについて、袋代のみの処理料ですね、事業所は第3条どおりでいいのですかということですが、これは廃棄物処理法の第3条で事業者の責務という部分にあたるわけでございます。この中身については、事業者については、みずからの責任において処理することになっていきますということですが、基本的には、町の許可業者に依頼するか、あるいは自己搬入していただきたいということが基本原則でございます。

また、民宿等は、店舗併用、そういうものと重複はしますけれども、現在の条例の中の規則がございますので、規則の中で、例えば1日10キロ未満、反対に10キロ以上のものを常時出す方については、できれば持ち込みをお願いします、というお願い事をしていることがございます。逆に考えますと、一般家庭あるいは民宿、季節民宿とか、店舗併用住宅については、1回あたりの排出量が10キロ未満ということであれば、ステーションに出すことも可能じゃないかなと、これは現行の制度等ということですから。ちなみに、約10キロということになりますと、45リッターの袋がいっぱいぐらいが10キロぐらいかなと。生ごみと紙ごみの比重にもよりますが、基本的には1回の排出量が45リッターの袋1つぐらいは、そういうものに該当するのかなというふうには考えています。

また、リサイクルの御宿台の集積場等は袋なしで大丈夫ですかということなんですけれども、基本的には指定袋で統一をしたいということで考えています。これは、越境ごみの防止対策、あるいはリサイクルステーション及び御宿台集積所に排出する場合も、燃えないごみ指定袋を購入してもらいたいということです。ただし、瓶、缶、ペットボトルなどがきちんと分別され、清掃センターに排出者が直接持ち込まれた場合には指定袋は必要とせず、無料ということに考えております。

なぜ、指定袋以外の袋、建屋内だから無駄じゃないかと、燃すのに無駄じゃないかと、そういうお話もあろうかと思えますけれども、基本的には、地区以外の住民による排出、要するによそから持ってきてどんと捨てちゃうようなことも考えられる。あるいは、1本とか2本を、そのまま無責任な人が投げ捨てによる散乱等が発生するのではないかと。また、1つは、ほかの地区でごみステーションに出す人を、住民からすると不合理じゃないのというようなことも起きかねないかなと考えております。

予定される指定ごみ袋の販売枚数とか収益云々というお話でございますけれども、指定袋の可燃ごみにつきましては、年間33万7,000枚ぐらいが出るのかなと。それは45リットルで、小については約3万8,000枚ぐらいかなと。資源ごみについては16万8,000枚ぐらいで、小袋については1万9,000枚ぐらいというような概算でいます。これは、基本的に、平成21年度推奨用の袋がございました。緑色の袋ですね。その販売の比率が、大きいものが90%、小さいものが10%というような売れ方になっているというところから判断いたしまして、その枚数を割り出したわけです。

それで、基本的には3,600世帯をある程度含む世帯数で、排出頻度については、可燃ごみが週2回、そうすると年間104回ということになります。そして、不燃ごみが週1回ということ

で、年間52回というような基礎的な数値に基づいて算出したということです。

そういう中から、今年も10月からということですので、今回の販売枚数につきましては、可燃の大きが約半年ということで16万8,500枚、可燃の小が1万9,000枚ぐらい、不燃ごみの大きが8万4,000から8万9,000枚、不燃の小袋が8,500枚ぐらいかなということ、合計28万500枚ぐらいじゃないかなと予想を立てております。

あと、販売による収入ということですが、処理手数料として計算しますと、大きな袋が50円、小で30円です。ということで、可燃の大きで842万5,000円、可燃の小で57万円ということで、合計899万5,000円ということで考えております。

また、平成22年度のごみ収集手数料の決算が約970万円ということなんですが、この50円と30円の袋の、計算上でいきますと、899万5,000円掛ける6カ月分、これは6カ月分なので、年間に比べますと、掛ける2というような計算をしますと、約1,800万円ぐらいが手数料という形で入ってくるのかなと。その中で、実際の袋の代金、売りさばき手数料等を考えますと、概算でいくと、約1,460万円程度の実質手数料になるのかなと考えております。

あと、一般家庭と標準家庭で負担がどうなるのかということですが、基本的に世帯構成やごみの種類等によって変わります。だから、一概に比べることはちょっと難しいのかなとは思いますが、今基本的に指定ごみ袋制は排出量に応じた負担ということで、ごみの排出世帯による分別の減量化が進むことによりまして、ごみ袋の購入回数が減るのではないかと、また家庭の負担も、そういう考え方からすると減っていくのかなというふうには考えております。ちなみに、一般家庭、親子で、夫婦で子供が2人ということでは、多いところで、大きい袋が週に2袋で、約8枚ですか、ということになると、月400円程度かなと。また、いろいろなやり方をして、大きい袋と小さい袋の組み合わせでいきますと月に320円、また家族の構成人員が少ないところにつきましては、20リットルの袋が週に2枚ぐらいでいけるのかなと。そういう計算ですと、1月240円程度というような計算にはなると考えております。

また、中には、ごみを、家庭の事情にもよるでしょうけれども、家庭菜園、あるいは山間部の方たちにすれば、生ごみ等を処理する、あるいはコンポスト、そういう制度の中で対応していくということになると、生ごみについては1週間に一度の排出、そういうことも可能になるのではないかなというふうに思います。いずれにしても、いろいろなケースが発生してくると思います。

また、事業所に関して、店舗兼住宅は一般家庭と同じ取り扱いということですが、先ほど申し上げましたけれども、1日10キロ未満の少量の排出者は、一般家庭のごみも中に含ま

れるということで、このぐらいの量では、規則の中で、現行規則ではありますので、それは維持していきたいと考えます。

また、事業所ということで、減量に対して云々ということなんですけれども、この今までの制度との大きな違いは、現状数値目標については、一般家庭及び事業所のごみのトータル的な目標値であります。全体的なごみの量ということでもあります。

ただ、既に多量な排出者、大きな事業所、そういうところについては、もう実際に持ち込みをしているところが、うちのほうでも確認しているだけで30件以上ございます。そういうところは、持ち込みを実際に自己搬入あるいは委託してやっているということで、そういう人たちにつきましては、経費を節減するために、実際に分別をして、資源ごみときっちりと分けまして、資源ごみについては、今も無料で扱っているということですので、そういう努力をいただいているということでございます。

また、事業所の今までの負担ということなんですけれども、これは免除という考えではありません。うちのほう、重量に応じた公平な負担を皆さんにお願いしたいという考えから、一般家庭と同様に、定額制を廃止し、重量制に移行したということです。排出量に応じた負担をお願いするというところでございます。一般家庭の方でも、現在でも定額を払った中で、量の多いところでは自分たちで搬入していると、そして代金をお支払いしているところもあるということで、同じように多量排出者についてもそういうやり方をしながら、非常に、言いかえると、今まで高い経費を払っていたということも考えられるものでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 質疑の途中ですが、ここで10分間、休憩します。

（午後 3時22分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時34分）

○議長（中村俊六郎君） 議長のほうからお願いがあります。限られた時間でありますので、質問者も答弁者も簡潔にお願いしたいと思います。

では、質疑を始めます。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 簡潔に質問いたします。簡潔に答弁してください。

次、その前に、さっきのごみの件ですけれども、その燃えないごみについて、リサイクルボックス及び御宿台の集積場は袋なしでオーケーですかという質問に対して、できたらそういう形だという話の中で、委員会室で聞いた説明とはちょっとニュアンスが違ってきたので、ちょっとその辺は後で協議させてください。

次、セーフティネットの再構築をしていただきたいと、これが質問の主眼です。そういう中で、孤独死、孤立死、この違いはどうかと。民生委員とか社協とか、各地のボランティアがいろいろと活動しています。この今質問の緊急電話の活用、それでも防げない孤独死と、どうしてもセーフティネットの構築が必要ではないかなと。

ページ45、46、老人福祉の中での緊急電話設置とシステムサービス、また利用料、もう一つは心身障害というのもありますね、これが緊急電話等システム利用、システム業務について説明と、利用者世帯数ですね、実績はどうかと。通報があったら、どういう経路で伝達されて、通報後、どう対応するのかと。マンパワーが一番大事なんだろうけど、それも限られた人員の中で難しいと。24時間的巡回介護と看護がありますけれども、これもいろんな問題を含んでおります。そういう中で、施設入所が大変難しい中で、在宅訪問が、今できる中では一番ベターかなという中で、この利用率とか、どうやって今利用しているのかと、今後、この24時間のほうへ移行していけるのかという質問です。

以上、7点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず孤独死から、孤立死というお話でございます。孤独死というのは、ひとり暮らしの方がだれにもみとられることがなくて、住居内等で、生活中的突発的な疾病等により死亡する事故ということで、ひとり暮らしの方がだれにもみとられないので、そのまま亡くなってしまうというケースを、すべて孤独死というふうに呼ぶそうでございます。

じゃ、孤立死については社会的には孤立した中で、住居内で死後、ほかの人に気づかれずに遺体そのままになったケースというようなことを指すようでございます。ですので、一般的には、ひとり暮らしで亡くなって、だれにもみとられずに、だれも知らないうちに亡くなることを一般的に孤立死と呼ぶと。

その中で、遺体そのままだれにも見られない、そのままほったらかしになってたというケース、社会的に孤立した状態を特に事件性のないものをそういった表現を使ってるということで、ほとんど同意語だということだそうでございます。

こういう方たちが非常に増えているという中で、緊急電話というご質問でございますが、現在の緊急電話事業は、平成12年度から町が設置事業を進めているわけでございます。対象者といたしましては、ひとり暮らしの老人、65歳以上です。また、老人世帯、夫婦とも65歳以上及びひとり暮らしの重度身体障害者、身体障害者手帳一、二級の所持者で、御宿町に住居を持っておられる方ということが、要件でございます。

今の対象者と世帯数でございますが、ひとり暮らしが185世帯、人数としましては、ひとり暮らしですから185人ということになります。老人世帯が43世帯、人数といたしまして86人、障害者が1名ということで、合計いたしまして、229世帯、272名ということでございます。

従来の方法ですと、この緊急電話のボタン等を押しますと、消防本部に直接入りまして、そちらに緊急電話用の回線がございますので、そこで119番通報という受けとめ方をいたしまして、実際に救急車が出動するということになります。実質的には月平均5、6件でございます。ただ、実際に内容を確認しますと、ほとんど8割方誤報でございます、つい間違えて押ししてしまったとかということで、非常に誤報が多いというような状況でございます。

誤報が多いからということではございませんが、今回、新システムという形で進めさせていただいております。こちらにつきましては、県内に消防本部が、現在36市17町3村、31消防本部というのがあるそうでございます。ここでも119番通報を受けているわけでございますが、消防署の統廃合によりまして、県内2カ所になるということでございます。そうしますと、やはり今ご指摘のように、いろんな実情が把握できないというようなことはございますので、私どももこれに合わせまして、新システムということで、今回進めておるわけでございます。

では、新システムというのはどういうものかということでございますが、従来と同じでございます、やはり中にボタン式のものでございます。今検討しているのは、首から下げて押せるように、これはやはり、ちょっと作業中には当たってしまうとは思いますが、そのくらいのものでしたほうがいいのかというような想定はしております。

サービス内容でございますが、当然緊急対応ということで、押しますと、一旦業者さんの方へ、警備システムのほうで内容確認をします。場合によっては警備員が出動すると、そこで警備員が出動するというところでございます。また、付属のサービスといたしましては、医療、健康相談というようなことも、一応取り扱っていただけるような内容が、パンフレット等に記載されておりますので、そういったものにも活用できればということでございます。

連絡対応はどうかということでございますが、もちろん24時間対応でございます、個人から、ボタンで通報がございましたら、一括で情報センターに入りまして、それから警備保障、

必要に応じて警察あるいは警備員がそこで対応するというような形で、24時間で見守り対応をするというようなことを、今現在検討しております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そうすると、これは消防署の、この通報システムから、今度は民間に移動するという確認が1点と、そうした場合、その行政がどこへ入っていくのかと。今の話だと、直接その警備会社、それがその通報を鳴らした家庭に、個人のお宅に入っていくと、大変危険性のある話なんですけれども、その辺はどうするのかと。どういう会社を、例えば名前を挙げてあれですが、セコムとか、そういう会社がやるのか、信頼関係ですよ。夜夜中、24時間体制で、夜中に個人宅に入っていくと、いろんな問題がヘルパーでさえ起こっている中で、そういう形の信頼性をどこに求めるのかということと、行政の役割がこうすると見えないけれども、行政のところへどういう連絡をして、行政はどう対応をとるのか、社協も含めて。その辺のそのかわり。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 通報システムでございますが、申しましたように、警備保障、セコムとか、警備保障会社でございますけれども、ここへ入りまして、その方が救急車なり警察なりと、通報対応ということですので、状況を判断して警察なり消防署に連絡をとるということでございます。

これにつきましての、行政のかかわり方ということでございますけれども、これにつきましては、今でもそうでございますが、実際に発生して利用されたものにつきましては、現状はNTTがやっているんですが、報告書という形で上がってきております。その中で、先ほど申しましたように、月大体平均5件のうち8割方が誤報だというような状況、それから呼びになった身体的な状況、そういったものも報告を受けております。当然、その報告と介護ケアセンター、包括への連絡というのは、これは当然入ってまいりますので、そこで対応できるだろうと思っております。

勝手に人の家へ入れるかということになりますけれども、これは新システムに入ったときに、改めて契約をし直していただく。今でも、消防隊が入ったりする場合には、入り口等、全部閉まっていた場合には、ガラス窓を割ってもいいという契約事項になっておりますので、割って入ったけれども簡単だったということもあるかもしれませんが、基本的には救急で行ってるといって、一分一秒を争うわけでございますので、契約の際にその辺はご了解をいただいて、

契約をさせていただくということで対応しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、その救急車、要するに公的なもの云々じゃなくて、業者はそういう形で119番の対応だけと、業者が直接駆けつけるということはないということですね。

そうした場合、行政とのかかわりは、本当に事後報告ということになりますよね。その辺でいいのかと。言葉は悪いけれども、この緊急通報システムというのは、じゃ業者あるいは消防署に丸投げの感じで、その手厚い福祉という中の、その点が欠落していると思います。これが1点。

それと、今言われた誤報が多いという中で、これは、物を見てないんですけども、ボタンを押せば通報できるというシステムですけども、そういう中でどうやってそれを確認するかという中で、確認ですね。例えば、ここで鳴らしたと、発信したという中で、確認作業はどういうふうな形でやっているのかと。やっぱり、現場まで行って、誤報だという確認をとってるのかしら、その辺がちょっと、実際のものを見てないし、実際の活動、動きがわからない中で、ちょっとその辺が不安に思います。それは、ちょっと後で答えていただきます。

次ですけども、ページ59、農業振興の委託、金額は大したことないし、全体的にその料金で行ってこいという話ですから、それはそれでいいし、農地の関係の話ですから、地主の話は了解しています、事情があるのは。

ただ、そういう中で、NPOというのを、特別に飛び越えていっちゃうというのはいかななものかなと。やっぱりそういう機会均等でなきゃいけないと。NPOのためにやるんなら、それはまた違った方法があると思うんですよ。行政がやる仕事に対してだれでも参加できるという形のものをとっかないと、前回の、3年前ですか、御宿で元気の3,000万円の話も、できた話を持ってくるんじゃないと、だれでも参加できるという形のものをとっかないと、なかなか難しい。というのは、言葉は悪いけれども、出来レースになっちゃっているんですよ、

この場合。3年間やって、じゃ雇用した人は、NPOの責任であとは雇えと。僕らが心配しているのは、3年たって、御宿町にわざわざ来てもらった人が雇用できるかと。できる体制をとるのはNPOだとあなたは言ってるけれども、それはなかなか激しい話で、NPOは本来ならみずから立ち上げてみずから運営していくと。足りないものは、町とか、そういう機関が補助していくと、それが本来の姿だったんですけども、立ち上げ資金まで税金でいっちゃってるから、運営資金まで税金でいっちゃってるから、税金がストップすれば倒れるんですよ。

そういう中で、この貸し農園に対しても、NPO直じゃない、観光協会もある、ほかの団体もある。そういう中で、やっぱり行政が税金は、これは行ってこいですがけれども、そういうものに対してだれでも参加できる条件を整えておかないとなかなか難しい。

ボランティア活動支援に16万円ついてます。魅力ある地域づくりの活動補助も、これは50万円ついてます。そういう中で、できましたら町民の方がそういう活動をするのにあたって、審査も必要ですがけれども、予算の何%か、そういう活動資金に、これはなかなか使うのは難しいんですけども、そういう形の支援体制、NPOに対する支援活動でもいいんですけども、そういう目的を持った予算計上をしていただければ、なかなかこの官民挙げて町づくりをやっていくという中で使いやすくなってくるんじゃないかなと。提案型で、それで予算の範囲内という中で、審査も必要でしょうけれども、そういう形だったらいろいろと活動範囲が広がると。

御宿町はゼロ予算というのがありますけれども、それはなかなか僕らは受け入れがたい話ですから、ボランティア、ボランティアと言っていますけれども、僕はボランティアはただだからボランティアでいいという話ではない。やっぱり必要経費、いろんなものがかかります。例えば、桜だって苗木買わなきゃいけないし、いろんな形の中で、そういう予算配分が、今後検討していただけないかと、さっきのまとめて3点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、行政機関のかかわり方と、それから確認の方法ということでございますが、緊急通報装置が一旦情報センターへ入った後につきましては、警備保障等が確認に回るというようなシステムでございます。その中で、いわゆる電話で、基本的には電話のときに、今ご指摘のように、どのくらい重度なのかどうなのかという判断というのはどこまでできるのかなというのは、業者から今パンフレットを取り寄せているところですので、どの程度の確認かは十分に留意しながら、業者選定というものも考えていきたいと思っています。

それから、行政機関のかかわり方ということでございますけれども、こちらにつきましても、今申し上げましたシステムがすべてではございませんので、今後、契約までの間に、充分その辺のシステムの中で、地域包括とつなぎ方をどうするかというのは、ご指摘いただいたように、今後も検討してまいりたいとは考えております。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、業務の内容ですが、予算的には、10万2,900円という非常に少額でございます。その中で、基本としまして、今回、御宿町が行っている貸農園が約

10年近くたっております。本来この農園については、地主さん、いわゆる農業者がみずからやる事業だと、私のほうは理解しております。

そういった中で、やはり今後の手法として、今まで行政が直接管理していたんですが、将来もっともっと多くの農業者が気づいていただくと、そういった試行の段階として、今こういう形で提案させていただいているということです。

内容的には、まず第1耕区と3耕区がございまして、道路の草刈り、その中の管理道路ですね、それと外周の草刈り。1耕区については、大体おおよそ、約85平米ですね。それと、第3耕区については、草刈りの面積が約460平米、これを年3回刈っていただくということと、またここが水道施設等がございませんので水の補充、または有害鳥獣対策として行っております電気さく管理、まだ実際埋まっていないところもございまして、その空き区画の管理委託、それとあわせて、やはり行政がやっている場合、なかなか周知等、また多くの方に利用していただく問題がございましたので、今回、専門的にある程度お願いするというので、貸農園の交流企画、そういったものをあわせてお願いするというので。

その中で、今、公募型の形も1つはあると思いますが、たまたま予算的に非常に少ないという状況でありましたので、今考えているのは、千葉県で行っているNPO法人、こういった事業を行っているNPO法人が4団体ございます。1つは千葉里山センター、これは千葉県の林務課がいろんな事業を行っている団体、それと食のネットワーク事業、これは企画部が実際の委託などを行っている、貸農園などの委託を行っている実績のある団体、それとあわせて千葉県自然学校、これは県の観光課が食とか、そういった交流を行っている、そういったところの団体、それとあわせて、今ご指摘の御宿町DE元気、そういった4団体から、基本的には見積もり合わせの中で進めていきたいということで、考えておりますので、よろしく願いいたします。

将来、やはりこれは一つの方向性が、今後どうしても必要だと考えてますので、農業者がみずから所得向上の意味でやっていただきたいと、その中でお手伝いがだれができるか、そういったことを今回研究させていただきたいということで考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議員ご質問の魅力ある地域づくり事業の補助金については、今までは、内容的には、イベント等の開催によって活力ある町づくりにする事業であると、環境とか、あとは健康づくり、その3つで、個人、団体ということになってました。原則、1回

やったものについてはという話を、いろいろから、それは出てくれば、平等とか優先順位というはあるんでしょうけれども、1回やったらだめだよということじゃなくて、その辺を、昨年、一部改正しました。

今年度、50万円計上しておりますけれども、今のご質問の中ではあれですけれども、事業として考えてるのは、商工会青年部が町のほうに相談に来まして、宿泊を兼ねた婚活をその商工会青年部としてやりたいと、それについて、その活用ができないかというご提案があった中で、今それが上がってくれば、想定して進めてみようかという認識を持っています。

今言ったNPOに関する補助とか等も、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 長い間、すみません。ラストです。

そういう中で、この3・11以来、その影響が大変出ております。魚離れ等があります。水産業は大変傷んでおります。官民挙げて、この産業振興に、この時期取り組んでいただきたいと、これが趣旨でございます。

そういう中で、ページ61、水産振興、漁港整備等で875万円出ております。中山間の整備がありますから、農業のほうは、今大変重くなっていますけれども、漁業は魚価の下落、また漁獲高も減ってるという中で、大変厳しい環境にあるという中で、4点、種苗放流の事業について、24年度の予定と今までの実績と、これは私はよくわからないんですけれども、廃棄率でいいんですか、これはどのくらいになるのかと、魚種別にどういうのと。また、漁獲高が大変落ちているという中で、この推移ですね。それと、大小はありましようけれども、今御宿町では、組合の漁船が何隻ぐらいと、トン数別にわかれば、わからなかったから結構ですけれども。

魚価、水揚げともに下降気味という中で、釜石の漁業の話は、この震災で結構テレビ放映されています。大変、その釜石とは規模は違いますけれども、バックヤードが違いますね。地元の水産加工が大変栄えていると、流通もしっかりしていると。御宿町は違うと。流通が未開発だと。施設も違う、技術も違うと。違いだらけなんですけれども、そういう中で御宿町の基幹産業の大切な一つの柱でございます水産業に対して、今後どう臨むかと。組合の自助努力が一番なんでしょうけれども、農業は今、中山間の中で方向性が見えてきています。漁業は、今、なかなか苦しんでる状況です。という中で、担当課長として、今後どうしていくのかという、この5点。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、種苗放流につきましては、23年度実績で約270キロ、本所で170キロ、御宿町で100キロ、事業費としては340万2,000円、町負担が170万円ということでございます。

実績ということですが、廃棄率について、ちょっと私のほうではわからないので、水揚高でご説明をいたします。23年度の種苗放流によって、水揚げについては、イセエビから申し上げますと、20年度、これは実績13.6キロ、またアワビについては、細かい数字、内容で申しわけないんですが、3キロ程度だったと思いますので、その中で、やはり種苗、自然のものはほとんどとれないと、ほとんど種苗放流。種苗放流したものについては、色がついておりますので、それで分別されまして、基本的には、今のところ種苗放流の実績でしか生息してないということでございます。

また、組合数については、私のほうでは把握していませんが、海女については、全体で42名、今現在おると聞いております。

それと、漁港整備については、やはり今まで、御宿、岩和田港、合併に伴って市場統合がありまして、昨年は、震災を含めて、岩和田漁港の整備が終了したという状況で、やはり長年、御宿漁港から、要望等で穴があいていたものについて、約65メートルですか、そういったところの穴埋めを進めておるところです。以上のような状況です。

先ほどのアワビについては、年間3トンですね、そういった状況です。申しわけないです。

我々としては、やっぱり第1産業、非常に大事な産業でございます。今までは、農業についてはあまり大きな事業がございましたので、そのバランスをとりながら、また水産業についても進めていきたいと。

今年、予算の状況もございまして、一たん、先ほどご説明したアワビについては、人工の漁場でしかとれないということも聞いております。一昨年から漁業者と町、また海女の人たちと直接協議会をつくりまして、そこで実態調査を行っております。そして、そういう中で、やはり今後、人工的な漁礁をつくっていきたいということで、今年予算が許せば、水産省の事業を使って各計画書の作成、また25年度から実際の人工漁礁の設置、またその後、26年度についてはそのシーバイシーですか、その費用対効果を検証する事業を予定していましたが、なかなか予算上、本年度については計上できなかったということで、今後もそういった水産資源の保護あるいは振興については、引き続き進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はございませんか。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） ちょっと防災のことをお伺いしたいと思います。二、三お伺いしたいと思えます。

今回の予算書には、防災の計画的なものが何も載ってないで、ただ無線が載っておりますけれども、何も目玉がなくて、本当に困惑しているわけがございますけれども、ちょっと防災の件で、二、三お伺いしますけれども、町長も防災に大分力を入れているわけがございますけれども、今回の震災で避難場所の看板等、よく本当にやってくれました。本当にありがとうございます。

また、町長も、その中で、消防関係に関しては、生命、財産を守らなくちゃいけないという言葉と、またきめ細かいというお言葉を使ったのを聞いておりますけれども、そこで、御宿町で防災で、その備蓄品でございますけれども、御宿町は仮設トイレでございますよね。あれは、当然仮設トイレがないのはわかっております。食料品に関しては、水と乾パンというのが、災害時に1人につき何日かもつというような話は聞いておりますが、災害時には、やはり食べ物を食べれば、必ずそのしっぺは来るわけがございますけれども、その仮設トイレがないのが、それが1点と。

それから、特に御宿台あたりは、下水道が、ライフラインがだめになったときに、トイレでございましてけれども、そういったときに身体障害者がおる家庭が何人かおると思えます。また、御宿町でも、身体障害者が全体で何人いるかわかりませんが、そういったときに仮設トイレがうちの中にあるかないかという問題でございます。そこで、やっぱり水が流れないということで、私もいろいろ調達したわけなんですけれども、この袋は、洋便所に広げていただいて、ここに用を足すと、こういうふうにありますけれども、これは、議員の皆さん、よく見てください。

それで、身体障害者も が必要なんですけれども、今、最低でも、今、現状で何が起こるかわかりませんが、身体障害者の方々には至急これを配っていただけないかと。1人何枚でも構いません。やはり、今、どの家庭でも、新しいうちはいいんですけれども、古くなると水洗が流れなくなっちゃうという、私も商売柄、そういうお電話をちょいちょいいただきます。夜中に業者は行けません。そういったときにも、緊急の場合にはこれで用を足されるときもございまして、そういうのをひとつ、身体障害者のニーズを調べて、至急何枚でもいいから、いざというときに使えるように配布していただきたい。それが1点。

それから、これは屋内だけではない。屋外でも使えます。それで、仮設トイレばかりでは

ないと。仮設トイレも、運んだりなんかするのは大変ですよ。だから、今市販されてる仮設の段ボールのトイレがあるわけなんです。それは何種類かありますけれども、要は簡単に考えていただければ、みかん箱を段ボールを何枚か重ねていただいて、簡単ですよ。重ねていただいて、その端々に段ボール針を三角に折って、端々に骨組みをします。それでおしりが入るところを切っていただいて、一番簡単な、こういうのがあるわけなんです。これで用を足すわけです。

これで、屋外でございますので、周りが見えますよね。それには、それも簡単でございますが、冷蔵庫の新しいのを買うと、こんな箱がついてます、大きいのが。それを切ってドアのかわりにしてやると、簡単なんですよ。そういった災害の緊急時には、それが今市販されておりますので、こういったことは、何種類かありますから、それを見本で買うとか何とかして、これからの各地域の防災、自主防災にも使って勉強していただきたいと、こう思うんですけれども、ただ自主防災、防災訓練で避難します。そういうことです。だけれども、避難しました、さあというようなことが起きたときに、やはり食べ物を食べますから、どうしても出ますから、そういったきめ細かな配慮もしていただきたいなど、こう思っていますので、ひとつ総務課長、よく考えて、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 災害時の仮設トイレについてのご質問でありますけれども、備蓄品について、既に町のほうでは備蓄をしております。ただいま議員から見せていただきましたコンパクトトイレセットにつきましては、今合計で460枚というようなことで、既に備えをしております。また、段ボール等のボックストイレについては5台というところで、今の防災班のほうの検討では、これについてはその袋によらなくて、通常の袋で対応できると。中身が見えない白い、例えば黒い、そういったトイレでこれは対応が可能ですので、今後、身障福祉会でありますとか自主防災組織の、その防災訓練等のときには、そのような啓蒙をしていきたいというふうに考えております。そういうことで、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 身体障害者ということでございますが、身体の方の障害者関係につきましては、371名、今ございます。ただ、こちらにつきましては、扶助費といたしまして、おむつ等が必要な方は、もう既におむつを配ってございます。ですから、実際にその有事の際に、各施設のほうで必要な枚数は、今総務課長が備えてもございますので、そういったものを利用していきたいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） はい、ありがとうございます。ご説明よくわかりましたけれども、とにかく仮設トイレという重要なものが、一つ控えておりますので、ぜひこれから皆さんに検討していただいて、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井と申します。

今回、当初予算に当たって、15%の投資的経費を計上できたと、ざっと見て5億5,000万円、ざっとはじいてその程度かなと。いろんな要望があり、多種多様にあると思います。そうした中で、やっぱりどうしてもこの投資的経費を上げていく努力を、まず、してもらいたい。

私は、ちょっと新人議員で申しわけないんですけども、わからないところがあったら、いろいろ教えてください。あの月の沙漠記念館、20年間運営して、4回のことしかないということ。また、私は町営プールについては、町営プール委員会みたいなのがありますので、これをちょっと私のほうも聞いてないので申しわけないんですけども、これも今年の予算では、入場料が880万円、運営費が1,977万円という計上をされております。約1,000万円の、これは持ち出しになります。月の沙漠記念館も同様に、1,000万円の持ち出しになります。ざっとですね。ですから、こういう運営、町が本当に実施すべき施設なのかどうか、それを本当に検討してもらいたい。私は、むしろそういう目的が達せれば民営化して、か、または公募制にして、やっぱり経営経験の豊富な方にこれを運営していただいて、極力ゼロに近づく、ないしはプラスにしたら、どうぞその方に賃金として支払うような形でも、この年間予算2,000万円がここで浮くかなと、そういう支出削減を、どこのところにあるんだと思いますけれども、ざっと私もこの2点はぜひとも検討していただきたいと思います。

また、ほかにちょっと質問させていただきます。

環境河川保全対策として1,123万円、これは堺川とあって、恐らく御宿町と六軒町の、あの流域を含んでいる川を対象にした、これは浄化対策ですね。これは大分前からやっているわけですが、清水川を見て、右に2河川、左に2河川、中心は清水川が2級河川で、その他は準用河川か普通河川だと思われそうですが、この河川に対して、いわゆる合併浄化槽の普及率、これはどの程度あるのか、わかる範囲で結構ですから、お答え願いたい。

次ですが、今回の合併浄化槽が設置10基と、去年の精算では8基しかなくて、2基は減額しましたと、そんなご報告だったと思います。この合併浄化槽が、やっぱり河川にとって、浄化

対策としてはもう最善な方法だと思っております。

そして、私は清水川の浄化ということを訴えてきたわけですが、御宿町に本当にこの外から来てくれる方、その方は、何回も何回も来てくれる方はどういう魅力があってこの御宿町に来てくれるんでしょうかね。私は思うんですけれども、この自然美豊か、いろんな施設があります。やっぱり、何といても、この海岸線2キロにわたる白い砂、海。そうすると、残念なことに、清水川は、もうあのように、清水川の川ではありません。どぶ川です。今は、現在、貧乏な町なんて、言葉はちょっと悪いですが、この周辺の市町村は、どこの河川を見ても汚いです。それで、私たち、例えば観光業、水産業もそうなんですけれども、この河川の役割について、やっぱりもう一度見直してもらいたい。この清水川における浄化対策をここでしているのかどうか。私がこの予算を見る限りでは、一銭もなんて言っちゃ申しわけないですけれども、投入してなさないんじゃないかと。

私は、やっぱり観光が本当に一大産業だと思います。それで、グローバル化して、やっぱり御宿町はここがいいんだから来たいと、そういうものをつくっていかない限り、観光者は年々、どんどん減っていくと、私は見えています。それで、この清水川をどうしても浄化してもらいたいというのが一念です。

また、実は平成5年から7年ぐらいにわたりまして、網代川の、御宿町の海域全域を海流調査しました。3カ年にわたってですね。その海流調査におきまして、どういう海流の特徴があるかということなんですけれども、実は沿岸流が流れてまして、最終的にはどういうわけか、岩和田の港の沖に禁漁区があるんです。これはアワビのすごくとれる禁漁区があると。4年に一遍とか5年に一遍とか口開けするんですけれども、1回で何トンとなしに、もう1人当たり100キロぐらい取れるような、当時200人とか300人いたのか、ちょっと数字はあれなんですけれども、すごく取れる区域があるわけなんですけれども、実は清水川も、あの河川の汚れが、あのタテネという禁漁区に、海流の特殊性があそこにありまして、あそこに沈降するそうです。それによって、浮泥という、いわゆるクロアワビは、棚の暗いところにいるんですけれども、そこに積もって、アワビが生息できないんですね。先ほど申したように、種苗放流しても、種苗放流のアワビしか取れないんです。自然のアワビがもう激減しているそうです。もうなんかはすぐわかるんだと、アウトですね。種苗放流したやつは、みんなそうなんです。

そういう漁獲高から見ても、今年の、先ほどざっと言ってるやつは、アワビは2,700キロ、販売高として3,300万円という、かつては、昭和48年、50年、私は昭和48年ごろが一番ピークだったんじゃないかなと思うんですけれども、約50トン取れたんですね。それが、今や2.7ト

ンです。約20倍近くのアワビの激減なんです。

これをしっかり受けとめていただいで、やっぱり、今、くどいことを言って申しわけないんですけども、若い人が漁業を継がないんですよ。魅力がないんですよ。かつては収入があったから、そんな学校なんか行かなくて、もう卒業してすぐ海女さんになるという人が多かったんですよ。何で学校なんかに行くだろうと、そんなようなときも、我々の同級生もいました。いい生活もしていました。そういうことを少しでも取り戻せたら、水産業にとっても、あの海水浴場のかつての入り込み数に見ても、きっと御宿町は、こんないい河川を持って、これがあるという、そういう自然に恵まれたところですから、どうかお金はかかる、でも、いろいろ工夫すればできるんじゃないかなと、私は思っています。

その一つとして挙げさせていただければ、三角コーナーにフィルターをつける。たったこれだけで、50%ぐらい除去率があるそうです。今現在、小中学校に呼びかけているんですけども、私はこの清水川、この全河川、5河川は、実は御宿町だけで浄化できる流域なんですよ。ですから、他の市町村にお願いするということなんかしなくてもいいんですよ。御宿町だけでもいいんです。

ぜひとも、今当面は合併浄化槽、私は推進したいと思えますけれども、下水道も推進したいと思えますけれども、そうは、先ほど投資的経費から見てもとてもあれですから、そういうことで、まずは各家庭に、いわゆる合併浄化槽以外、単独浄化槽、くみ取り、こういう家庭に対しては、家庭からそういう家庭雑排水を出さないというようなキーワードを、学校はもちろんのこと、その学校、中学生がいないところは町を挙げて、ぜひともそういうことでPRしてもらいたい、ぜひともそれをお願いしたいと思えます。

ほかに、あと次、質問させていただきます。

清掃センターの運営については、いろいろ聞いています。実は、3月11日が丸1年の東日本大震災の慰霊祭がありました。その後、総理大臣は、がれきの処理が、2万2,050トンもあって、まだ六、七%しかできてないと、がれき処理だけで向こう10年はかかるんじゃないかと言われていました。それで、広域処理だということで、44都道府県と言っては、東京都がもう既に実施していますのでね、文書を発すると、もうそろそろ来ているんじゃないかと思われるんですけども、そうした中で、今現在9都道府県、31市町村がこのがれき処理に当たっていると。

我が町は400周年を迎える。400年前に人命救助というような形で、こういう後世にずっと伝えられた、本当に名誉ある町だと、私は感じています。私は、この大災害、東日本大災害によって、これだけのがれき処理をみんな躊躇しているという状況の中で、ぜひとも御宿町は処理

できるだけいいですよ。そういうことを率先して手を挙げていただいて、やっぱり全国的にこれをサポートして、一日も早く復旧復興を早めていただけたら本当によろしいんじゃないかなと、そう考えております。ちょっとその点について、またお答え願います。

それで、私、同じ、ちょっと先ほどと前後しちゃって悪いんですけども、下水道についてなんですけれども、御宿台の下水道の町への編入は、実はまだ道路とか公園とか、そういう公共施設は御宿町が管理するというので、引き続きなさって、いろいろ管理運営の仕方は、100番台は町、こっちはプロパティというような形でやっているわけなんですけれども、この3・11の大災害のときに、一体下水道施設が破壊したら、これはどういう補修方法でなされるのか。一般的に、下水道施設は西武プロパティを持ってるわけです。あれだけの大災害が来たら、恐らく、今、20数年、もう下水道はたってます。そうしたら、多大な被害が予想されると、もう少しは試算はしているところなんですけれども、この公共土木施設災害に、今西武が、プロパティが所有していた場合は、この適用になるかどうかなんです。恐らく、これは公共土木施設災害だなど、適用にならないと思うんですけども、ぜひとも町は公共下水道を引き受けてもらいたい。

ただし、全町の下水道整備状況から見ても、ちょっと御宿台は特殊性がありますので、それは管理は西武プロパティに指定管理者等にしまして、今のままでもなさってもよろしいのかなと私は考えていますけれどもね。

そういうことで、どうしてもやっぱり私はこれはセーフティネットということで、住民がこういうこともわかってるわけですね。本当に定住化を促進するなら、こういうことだって、町はとるべきですよ、名前だけでも。管理は、また別ですよ。そういうように、私は、ぜひとも要望したいということです。

それと、あと69ページの清水川河川改修計画策定委託料が900万円、計上されています。この内容について、後ほどご説明願いたいと思います。

私、個人的には、極力歳出削減もあるんですけども、2級河川に指定されているのは、御宿町はあの河川しか、清水川しかございませんので、上流側もできれば県に2級河川指定を延長してもらおうような、そんなようなことをしていただければ、なおいいのかなと、そのように考えてます。

以上、ざっと、いろいろ言って申しわけないですけども、ちょっと一つ一つお答え願えますか。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） まず、初めに、清水川の河川の水質というお話を伺ったわけですが、清水川に直接流入している浄化槽の数ということですが、正直言って、ちょっと把握はしておりません、台数については。

ただ、御宿町の全体の浄化槽の数ということになると、2,500ぐらいかなと、これは環境衛生組合のデータからお話をしているわけです。

そういう中で、毎年、各河川については水質検査をやっているという中で、申し上げにくいことなのですが、一番多いのは、大腸菌が一番多いというような結果が出ています。大腸菌が多いということは、糞便性のものが多いということです。基本的に浄化槽の維持管理が、個人の維持管理がしっかりとできていないのではないかと判断はしているわけでございます。いずれにしても、時期的な採水結果にもよるとは思いますが、浄化槽の維持管理については徹底をしていきたいと考えております。

それと、がれきの処理と、震災に対するがれきの処理というお話があります。

そういう中に、何日か前に、公益社団法人の日本青年会議所というところで、全国の首長さんに、このがれきの処理について協力できるかできないかと、いろんなアンケートがありました。基本的に、我が町はちょっと難しいかなというようなことを報告したわけですが、その各首長さんたちの一番の難しいというのは、処理施設が不足しているんだというものが50%以上あったということです。

うちのほうの清掃センターの現状をひとつ述べさせていただきますと、平成14年にダイオキシンの回収によりまして、経費節減ということで、2基であったものを、1基で今、運転しています。それが現状です。

1基というのは、例えば定期点検、修繕等が発生したときには、炉が完全にストップすることです。そういう中で、現状では、約250日以上を運転をしているというのが現状でございます。稼働率も90%以上を超えて、94%、95%近くなっていると。そして、7月、8月、9月については、稼働率がほぼ100%というような現状であります。

この関係については、町長ともお話をしました。町長は何とか受け入れたいというような考え方で、職員も協力は惜しまないということではあるんですが、基本的に、物理的にちょっと難しい面があるというのが現状でございます。

それと、御宿台の下水道の関係で、これはなかなか難しい問題がございます。というのは、どこまで話していいか、ちょっとわからないところがあるんですが、区の役員さんとも協議を何回かした経緯がございます。結論から言うと、まだ結論が出てないということがあり

ます。

実際に破壊した場合に、じゃどうするのかということですが、現在の状態では町の所有となっておりません。そういうわけで、例えば先ほどのように、公共土木施設と災害復旧というお話でしたけれども、それには該当しない可能性があるということでございます。

いろいろな考え方もあろうかとは思いますが、まず移管の関係が云々という話から言いますと、4者協定というものがございまして、その中で、町が公共下水道を開始したときには移管を受けますというような文言が入っております。

しかしながら、現状の下水道計画ということになりますと、費用対効果を考えた場合には、公共的な下水道が町中ではオーケーだよというお話が出ている中で、財政的に70億円ぐらいかかるという試算が出ています。実際に始めるには、計画上は平成37年あたりから実施したいというような計画になっていますけれども、こういう社会状況あるいは震災等に対して広域的な被害を免れるためには、また違った方法があるのではないかなと、個別処理みたいな、そういうものもあるのではないかなと個人的には考えてます。

また、コストの問題も一つありまして、個人が合併浄化槽を設置した場合と今の御宿台のコミュニティプラントの維持管理費を考えた場合には、コミュニティプラントの維持管理費のほうがぐっと安いんじゃないかなというふうに思います。そういう面では、ある程度経費が安いようなところにお住まいになっているというような考えがしているわけです。それを町が引き受けるということになりますと、維持管理、あるいはもと違った形態、公共下水道の小さいやり方にはなるとは思いますけれども、基本的にどのくらい経費がかかるかということになると、現状よりはかかるのではないかと判断していますので、充分町と住民の方々が協議を重ねながら進めていくほうがよろしいのではと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 河川浄化の関係につきましては、過去に地曳橋のところで塩素をやった経緯がございます。先ほどの浄化槽の関係とある程度重複するとは思いますが、例えば磯に影響があるとか、そういうものについては、確たるものはございませんが、最終的には、私の考えは、河川から流入する、例えば塩素あるいは洗剤、そういうものが大きな影響があるのかなというふうには思っています。

三角コーナーの普及ということですが、23年度予算で小学校を中心に三角コーナーを配った経緯がございます。残念ながら、全戸配布まではできないような状況でしたけれども、子供同士で父兄の方にそういうものに関心を持っていただいて、少しでも河川の水質浄化に協

力をしていただけたらなというふうには考えております。

あと、清水川の上流のということですが、これは、ご存知のように、久保橋から上流が普通河川という位置づけになっております。下流が2級河川、清水川ということで、千葉県の管理というわけでございます。

この計画については、上流に、主に久保地区の住民の長年の懸案事項であるということで、少しでも進めたいなという中で、今回これを計上させていただいたわけです。過去に、この普通河川を準用河川にして、そして町の管理という形の中で、補助金をいただきながら河川改修をしていったらいいじゃないかという考えもございました。そういう中で、私たちのほうも少しずつでも進めたいということで、県の河川課関係に協議に行った経緯がございます。

そういう中で、準用河川にして補助金等をもらうためには、事業費の大きさがあるということで、2億円から3億円ぐらいの事業費じゃなければ該当しません、それなら普通河川のまま、交付金等を活用しながら護岸改修をしていったらどうですかというご指導も受けました。

そういう中で、まず、いずれにしても、単独でやるというのは難しい財源状況の中で補助対象にさせていただく申請をするためには、基本的な調査をしなければいけないということで、流域の状況調査あるいは浸水被害の発生状況、計画降水流量の検討、概算事業費の算定、または一番大きな事業効果の検討ということで、幾つかの項目について調査を行い、その調査をもとに河川、また詳細な設計が出てくると思いますけれども、なるべく水捌けのいい護岸の改修をしていきたいというところでございます。

◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、会議を延長いたします。

ここで、10分間休憩します。

（午後 4時41分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時54分）

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 先ほどの月の沙漠記念館及び町営プールの赤字対策として民間活用したらいかがということでございますが、まず町営プールにつきましては、平成19年、当時のプール運営委員会を初め、多くの方と年10回程度の協議を行って、その中では今後もやっっていこうという結論がありました。それとあわせて、プールの指定管理をやっている、実績のある業者さんに現状と課題を報告しましてやった結果、やはり今の規模等では、指定管理では難しいという結論がその当時ございました。

それと、あわせて月の沙漠記念館については、産業観光課が所管しておりますが、教育の、ほかの例えば団体が、教育課とかが持っていた場合、やはりその文化的な財産として考えるのか産業振興の財産と考えるかによって、大きな考え方が相違するものと、私のほうでは考えています。

今の月の沙漠の運営状況については、非常勤職員の館長が1名と臨時職員2名の形で進めており、これを、例えば指定管理者にした場合、企業としても、運営していく経費が、応分の負担が当然かかってくる、そういうこともございますので、この2つの点については、今後とも慎重に考えないと、やはり難しいのかなということで、考えています。

ご指摘のように、確かに年間1,000万円近くの赤字ということでございますが、やはりその中には経常経費以外の修繕、当然20数年たってますから、そういった修繕も含まれていることはご承知いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 先ほどの浄化槽の基数という、・井議員からの質疑でしたけれども、合併浄化槽は約700基程度というふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣井君） 少し補足説明をさせていただきますが、公共施設の経営改善ということにつきましては、公共施設であるからこそ、なかなか、民間の立場に立つてできることを考えたときに、公共施設の場合はできないことがありまして、そういう意味では経営改善につ

いて、いろいろな手法もこれから広く検討していきたいと考えているところでございます。

そして、また清水川の浄化につきまして、河川の役割を再考してもらいたいと、ご提言をいただきましたが、このことについて深く認識をしていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

1つだけ、ちょっと三角コーナーが、今、過去に小学校に配布したというんですけれども、私、先ほど来、全町的にこれをやってもらえないかという要望というか、そういう考えはないかということ、ちょっとそれを補足していただけないか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私も職員の時代に、環境にかかわる仕事を9年やらせていただいたんですが、非常に私も環境に関する思いといいますか、深く持っておりますので、ぜひ実行していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

あと、もう一つ、ちょっと忘れちゃったことがありまして、駅裏の路地ですね、御宿駅に立つと、どうもあの上質でない、草ぼうぼうの、何かどこに来たのか、本当に田舎に来たのか、何かすごくみすぼらしい形に見えるということは、多々私は耳にしまして、何とかならないのかなというようなことをおっしゃっているわけです。せっかくあれだけの、過去に耕地整理したと思うんですけれども、何とか活用する方法を考えていただきたいというか、1つの例としまして、私はこの前の3・11、こだわるわけじゃないんですけれども、かなり農地もやられたと。それで、南相馬市の避難施設として、町は早く提供するということはお聞きしてました。それは変わらなかったんですけれども、何とかそういう、あの人たちを救済するような、1つの案ですけれども、活用してもらえないかなと思っております。

もう一つ、町長から公共経営の手法について検討したいというようなことがございましたけれども、私は公民館なんかは、どっちかといいますと、あれは税金で、幾らマイナスだろうと、住民の集う場所ですから、それは町が管理して運営していくこと自体はよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、ただプールとか月の沙漠記念館なんかはそういう施設に値するものかどうかということ考えたとき、公共施設の中でもちょっと違うのかなと。やっぱりあれは公共機関が管理運営していくのが最も一般的だし、ふさわしいなと思っておりますけれども、加藤ま

さをさんという、あの大変な方があの月の沙漠の作詩をしていただいたということは、それは、でも、そういう指定管理者にこだわるわけじゃないんですけれども、ちょっとあれが公民館と同じような扱いで運営していった方がいいのかどうかというのは、プールもそうですね。

だから、いまいち歳出削減を本当に目指して、投資的経費をどんどん増やすような、この中で、私はこの2点しか見つけられなかったんですけれども、そういう方向でいかないと、金が幾らあっても足りないと思いますよ。町債がどんどんどんどん増えて、それこそ昨日の小学校の卒業式じゃないんですけれども、30何名しかいないんですよ、少子化でね。それを、みんな子供たちに押しつけるなんていったって、それはかわいそうですよ。我々が残した借金ですよ。やっぱり借金を返済して、後世に残さないような施策を展開していかないと、ますます少子化になると思いますので、今後ともひとつご検討のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 部田前の耕地の件なんですけど、やはり多くの方から要望がありまして、御宿町では平成23年9月に、農業者70名に対して。筆数284筆、耕作面積約14.4ヘクタールに対して、希望調査、あるいはそういったものをとっております。その中で、やはり今後貸し出していいという方が114筆、約40%ございまして、水利組合を中心として、空き農地バンク制度という制度を今後、検討していきまして、町のほうと水利組合、あるいは農業者と、そういった共同の情報提供をしながら、そこについて、今後新たな希望者を募りながら、ある程度農地として保全したいと。

その1つの理由としては、先ほどの大きな洪水の等々とき、やはり114.4ヘクタールが水田であることによって、一たん貯留槽としての機能を持つということもありますので、農政側としては、やはり農地として、今後とも保全するための努力を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 3点ほどお聞きします。

概要の45ページの文化交流プログラムの53万円、これについて、まず、先の私の一般質問で、町長は、文化交流を充実させていくという中で予算組みをしていくんだということで、その当時、ここにスペイン文化交流で25万円、メキシコ文化交流で28万円、計上してあります。この

金額、どういう内容でこの金額を充てて交流事業を進めていくのか、まずその金額の使用内容ですね。

それから、もう一つ、住宅環境で、同じ概要の中の41ページの住宅環境の向上と維持管理の中で、新規事業として345万円が計上されております。その中の岩和田団地倉庫屋根修繕に13万円と。これは、私が見た限りでは、4カ所あるんですね、倉庫がね。それで、401の棟のほうは、これはもうひどいんです。どう見ても13万円で直るのかなと、ちょっと疑問に思うんで、ここの4カ所ある倉庫の屋根の修繕というのはどういうふう考えておるのか、それが1点です。

もう1点、同じ概要の24ページの養護老人ホーム入所措置という形で948万円が計上されて、ここにその理由として、「65歳以上の高齢者（介護保険の対象外）」と、「で、心身・経済・環境的な理由から自宅で生活することが困難な場合、自立した日常生活を営むための施設への入所措置費です。」というふうにうたわれておるんですけども、ここにやはり一般財源が761万円。よって、この介護保険対象外の、該当する、その人数と、今既にこれに該当してホームに入っている方、この人数等をぜひ教えていただきたいということですね。

それから、同じく、23ページのケアプラン原案作成委託138万円、この「一部民間事業者に委託しています。」と、この民間事業者というのはどこのどういう施設を指してお願いしているのか、それだけをお聞かせください。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） それでは、予算概要の45ページの文化交流プログラムの内容につきましてをご説明させていただきます。

この経費につきましては、スペインと、それからメキシコとの文化交流に関する行事の費用ということでございます。

400周年以来、スペイン大使館のほうのご協力をいただきながら、スペイン大使館のほうで楽器の演奏ですとかフラメンコですとか、そういったことを事業協力をいただいております。そうした際の謝礼金、それから、あとピアノの調律ですとか、それからパンフレットをつくったりする印刷製本費ですとか、そういった経費でございます。

それから、メキシコにつきましては、本年も実施いたしました、黒沼ユリ子さんがまたお越しをいただけるような、継続してもいいというようなお話もいただいた中で、今年につきましては当初予算のほうで計上させていただいたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 岩和田団地の倉庫ということですが、先ほど貝塚議員が言われた、正直全部は一気にできないというところで、屋根の一部をできるところから改修していくというものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、まず1点目がケアプランの作成ということでございますが、こちらにつきましては、現在地域包括センターが60件程度作成しております。そのうちの45件が事業所、ヤックスや、介護事業を取扱っているニチイケアセンターといった民間業者でございます。

それから、介護の状況ということでございますが、現在の要支援介護関係でございますが、全体で495名認定しております。要支援関係、支援の1、2級が122名、要介護が373名ということになってございます。これらの方が養護老人ホームの入所措置ということでございますが、介護の認定というふうなことはちょっと違まして、急にいじめがあったとか、いわゆる高齢者のいじめ、虐待に対して、そういう方たちを措置するための費用でございますので、現在利用されている方が4名いらっしゃいますので、その人達の施設の継続的入所費用です。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 今、現実的には1人もいないというあれで、将来いじめに遭ったりとか、そういう形で、虐待ですね、そういう目に遭った場合の速やかな措置のために予算化されたというふうな受けとめて、解釈させていただきます。

今、岩和田住宅の倉庫について、順次悪いところから直していきますという答えだったんですけれども、私のおふくろが入居しているところの倉庫は、もう全くどう見ても、屋根が抜けちゃって、中のそれぞれが、あてがっておる倉庫の区切り、そういうものも、雨漏りによって腐食しちゃって、境がわからない。そして、今そこに荷物を入れてる人はだれもいません。入れられないというような状況です。その修理をするのに、どう見ても13万円じゃ、私は修理できないと思います。どういう形でこの13万円という予算を組んだのか、疑問になって仕方ないんですけれども、それはそれで直すということですね。私も、以前にも、こうなんですよと言って、予算措置をして直してやってくださいというお話ししたことがあると思いますけれども、どっちにしても直していきますよということでもありますので、ぜひこれはいち早く直してやってほしいなというふうに思っております。

あとは、別にあれしませんけれども、私も一つの御宿メキシコアミーゴ会という会の代表幹

事をしておりますけれども、ここ3年間続けて、黒沼ユリ子の率いるバイオリンのリサイタルを行っております。町から20万円の補助を受けて、来てやっていただいておりますけれども、実のところ、そのボランティアとして私どもの会員になっている皆さんが出し合って棚積みを出しておるということで、実際の話、28万円ぐらいの文化交流事業の予算としては、私は町長がこれからもそういった歴史の事実を伝承していく、文化交流の拠点として進めていくという答弁をしていただきましたけれども、それにしちや余りにも予算が少ないなというふうに感じておるんですけれども、その辺も今後、ぜひ考慮していただいて、末永くこの文化事業は続きますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

ページ、37ページの諸費、19節暴力団排除活動事業補助1万円というのが計上されていますが、この内訳を説明いただきたいのと、あと昨年9月に暴力団排除条例が全国各都県で制定され、当御宿町でも施行されておりますが、各事業所や町民への啓蒙、そして運用は今どこまでできているのでしょうか、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 暴力団の排除活動事業補助の、この1万円でありますけれども、財団法人千葉県暴力団追放県民会議に支出をしているものであります。内容としましては、暴力団追放意識の普及と暴力団排除運動を推進している団体でありまして、パンフレットの作成、研修用のビデオ貸し出し等、啓発事業を行っているところであります。

もう一つの質問のほうの昨年制定いたしました御宿町暴力団排除条例につきましては、9月2日に制定をしたところであります。これは、県条例の9月1日施行に合わせまして、県内でも最も早い時期に制定をいたしました。

この条例は、もう既にご存知であると思っておりますけれども、町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済を健全に発展させるために、暴力団排除の基本理念を定めるとともに、町・町民・事業者の役割、禁止措置を定めた内容となっております。

暴力団排除条例の基本理念としましては、暴力団を恐れない、暴力団に協力しない、暴力団を利用しない、これらの基本理念に基づき、町・町民・事業者等で連携し、協力し、暴力団の排除を推進することと規定したものであります。これに基づきまして、町広報、またSST、安全で安心な事業の中で、この内容について説明をしたところであります。また、区長会等で

も、この条例の趣旨について、内容を説明して、暴力団を恐れないというような趣旨の中で、まず不当要求を受けたときは相手の確認をする、次に要求内容の確認をする、そして早い通報、すぐ相談というような、事件に巻き込まれないポイントの、今、啓蒙を進めておるところであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。ありがとうございました。

御宿町の場合、住民、町民だけに限らず、観光全般、お客様にもこのことが広い意味ではかわってくるという、特殊な条件下にあると思いますので、ぜひともみんなで意識を持って進めていけたらなというふうに考えます。

次に、62ページの観光費の中の13節委託費の3,069万円、そして15節の工事費162万2,000円、この内訳と、あと昨年海水浴場開設期間中、ジェットスキーとバナナボートでの問題があったと聞いておりますが、今年その取り扱いについて、どういうふうに組み立てていますか。それと、海水浴場開設者としての責任の所在についての町の考え方をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、委託料の13節3,069万9,000円の内訳ですが、まず浄化槽清掃委託、これは月の沙漠の記念館横の公衆トイレ・浜、岩和田・記念塔等の清掃委託として70万2,000円、海岸整地委託として、これは海水浴場の開設前の入り口等の整地委託ということで50万円、それと観光企画作成委託として550万円、昨年は600万円ということですが、財政課長の先ほどの説明の中にありましたが、今後、キャンペーンについては、キャンペーン費用については市町村復興交付金という形で、新たにがんばれ千葉県、千葉という制度が制定されまして、6月補正で、観光PRについてはそちらのほうの事業として進めていく予定でいます。また、海岸道路警備委託については50万9,000円、植栽整備委託については125万円、内訳としては駅前通り月の沙漠公園の植栽、また夏を迎える前に駅前通りのヤシの伐採等を予定しています。あと、浄化槽保守点検委託として80万6,000円、先ほど冒頭で説明した箇所の清掃委託です。それと、管理委託として、メキシコ記念塔の清掃または入り口の開閉、公園内の施設管理という形で102万7,000円、それと町営駐車場の徴収業務委託として292万1,000円、また指定管理料として483万円、あと海水浴場の監視雇用委託として1,260万円、以上の委託でございます。

続いて、工事費については、162万2,000円については、現在月の沙漠通りの擬木さく、また

砂丘橋の擬木さくが非常に傷んで、また落下しそうなところについて、今回その補修ということで162万2,000円を計上させていただいております。

先ほどの海水浴場の関係でございますが、海水浴場の管理運営の中で、2つの法の中で動いています。1つは、海水浴場を開くために、海岸法10条によつての海岸保全の占用申請をまず行います。その後、御宿町で海水浴場を開きますということで海水浴場開設届、これは海水浴場の指導要綱の、千葉県がつくってあります第5条によつて、これは地域振興事務所のほうに提出し、その中で実際は公衆用トイレの位置、また案内所の位置、それと安全対策における監視台、あるいは期間中使う備品等の一覧、それとあわせて監視員の人数等をそこで報告し、開設届ということで進めることになっています。

それとあわせて、先ほどの説明の中で、バナナボートの件でございますが、基本的には、これはもう一つの占用、今度は各事業体の占用の問題がございます。それについては、まず全体として、4月に御宿町観光協会によつて、海外売店設置基準に基づいて、浜1店、中央7、岩和田5店の申し込みをまず受け付けると。その後、5月に、これは御宿町では、平成2年ですか、海水浴条例が、全国でも珍しい条例ができています。その後、海岸法が一部改正になりまして、平成17年、千葉県が制定しました海の家等適正利用要綱に基づいた利用者会議ということが義務づけられております。そのメンバーとしては、構成員としては、産業観光課、観光協会、また各売店組合の代表、またそのオブザーバーとして夷隅健康福祉センター、いわゆる食品衛生の関係と、それと夷隅土木事務所、これは占用等の管理すると、あと、これにあわせていすみ警察署等がオブザーバーとしているような組織となっています。

その中で、先ほど申し上げた海の家等適正化要綱の中では規制がございます。規制としまして、その中の第14条の中に、組合員は、原則として組合員のみ、許可を受けた土地について使用できると。その中で、2項としてうたつてあるのは、組合員が組合員以外の者に飲食、物販、営業をさせた場合は基本的には認めませんと。ただし、この利用者会議の中で決定することによつてできますよということで、基本的にこれは町と団体が利用者会議の中で、数、またはそのバナナボート等をやるかどうかについて協議した結果を夷隅土木事務所のほうへ提出すると。バナナボート自体の営業についても、一部占用、夏の間、そこでやる関係がございますので、夷隅土木事務所としての見解は占用物件だということで、今までそういった議論がなされてないんですが、昨年の、そういったことから土木のほうで見解が出ています。

ということで、我々としてはそういった協議の中で検討するほか、また町としては、今後、やはりそういった活動をできるだけ自粛させていただきたいと考えていますので、よろしくお

願いいたします。

そういうことで、この問題の中で一番の開設責任者、海の家を開設するのは、当然町でございます。その中で、やはり各事例ごと、例えば監視業務の中で起こった事項については、やはりそれは、そこには受託、委託の問題もございますので、第一責任者としての問題、また管理者として、発注責任者としての問題、そういったことで考えています。ですから、一概に、例えば今言った営業行為については、やはりそこには海岸法の中で、新たに千葉県が平成17年につくった利用促進計画の中でもそういうことがうたわれていますので、そういった相互の連携の中で、当然考えていく必要があるのかなということで考えています。

また、暴力団排除条例が、9月に、千葉県が制定して、これはまだ売店組合等々も周知ができていませんので、5月の利用者調整会議、またはその後に行う、6月に予定しています出店者全員説明会か、どちらかの中で、いすみ警察の刑事課に協力をお願いして、制度についての説明会を行って周知したいということで、進めている状況ですので、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。ありがとうございました。

現場を総括している観光協会も、そして現場に立ってる監視のライフセーバーの人たちも、本当になかなか第三者には伝わらないような苦勞をしながら、毎日監視業務等をやっているのが現実です。その中で、御宿町の場合、過去から現在まで、ほとんど想定される弊害というのは、皆さんもご承知のとおりだと思いますし、経験していると思いますので、ぜひとも、特に今年に関しては事前協議を綿密にさせていただいて、想定できることは想定して最初から臨むというようなことでいっていただければ非常にありがたいと思います。

そして、観光地はイメージが大事です。健全でなければいけません。観光客や町民の安全を守るために、いすみ警察署との連携、警備体制は現在どのようになっていますでしょうか、願いします。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 毎年、夏が来る前に協力体制についてお願いに行っております。その中で、要望としていすみ警察のほうから出るのは、やはり月の沙漠インフォメーションでもお話ししましたが、やはり臨時的な休憩所、またそういった施設がどうしても必要だということで、そういったことで、町のほうとしては施設の提供を進めながら、より安全な運営体制を整えていく状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

毎年の臨時派出所の経緯とか、結構海岸へ出て、監視じゃないんですが、散歩をしながら見回ったりしているんですけども、海岸に駐在さんとか、ふだんの場合、警察が入っていることがほとんど見受けられません。その辺についても、具体的に要請するなり、どこまで実際できるのかも含めて、今年については事前協議していただきたいと思います。

次に、一般質問でも皆さんから出ましたが、・井議員からも質問もありましたが、月の沙漠記念館、ウォーターパーク等の再利用計画、そして温泉宣言は、御宿町の経済基盤の整備にとって急務だと思っています。民間活力を導入して、町も意思を持って前進しなければなりません。予算がないなんて、言いわけにしか聞こえません。予算がないんじゃないじゃなくて、やろうとする意思があるかないかだと思います。今やらないと、価値すらなくなってしまうことも、多々あると思います。長たるものは、はっきりとしたビジョンを掲げ、意思と危機感を持って決断して、実行していかなければならないと思っていますが、総括してその辺に対しての見解を町長にお伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町におきまして、観光地としてのイメージづくりというのは、非常に重要であると思います。そういうことで、今活力ということを言われましたが、活力の導入について、活力を生むために必要なことは、皆さんからまたご意見、ご指導いただきながら、協議をいただきながら、活力を生むためにいろんな事業、実施できる事業を実施していきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） ありがとうございます。個人的にはもうちょっと踏み込んで、強く見解が欲しかったんですけども、教育のほうにちょっと移らせていただきます。

77ページの教育費、学校建設費の委託料1,126万円と工事請負費5億3,280万円、この2点について、入札を初め、どのように執行していくのか、その辺について、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 学校建設費の内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、委託費につきましては、体育館、柔剣道場工事が設計どおり行われているかなどの監理を委託します監理委託経費でございます。

それから、工事請負費につきましては、体育館、柔剣道場の建設工事費 5 億 3,130 万円と校舎普通教室等の窓の遮熱フィルムを貼付する工事 150 万円という内容でございます。

これにつきましては、体育館、柔剣道場の工事のおおむねのスケジュールですけれども、4 月に入りまして、国の交付金に関する本申請、また工事实施のための入札の手続など準備を進めまして、入札、また契約に関する議決をいただいた後、7 月ごろから工事を実施するようなスケジュールで考えております。体育館、柔剣道場のほうにつきましては、建設のほうは 2 月中におおむね完成を予定しておりまして、既存施設の解体を含めた、工事全体の完了は、3 月に完了するという計画ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 1 番、大野吉弘君。

○1 番（大野吉弘君） 1 番、大野です。

今、体育館についても、ちょっと触れましたが、念願の体育館の着工が 24 年度、そして完成もこの 24 年度末ということをお伺いしておりますが、体育館と柔剣道場ということで、本年度から必修科目となった柔道、剣道についてなんです、これはなぜ必修科目となったのか。国の方針だと言え、それまでなんです、町としての受けとめ方をお聞かせ願えればと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 今お話のありましたとおり、来年度から中学校では武道が必修ということで、柔道、剣道、相撲その他から実施をするということになってございます。武道の取り組みにつきましては、基本動作、技を身につけるということだけではなく、武道の特性や成り立ち、相手を尊重すること、伝統的な行動、考え方、礼儀作法を身につけることなどが目標とされております。こうした内容については、中学生の成長過程において重要な課程であるというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 1 番、大野吉弘君。

○1 番（大野吉弘君） ありがとうございます。

それに伴うことなんです、柔道着、そして大がかりな防具が必要となる剣道等について、個人で購入なのか学校である程度用意していただけるのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 柔道着につきましては、今年度に先行実施しておりますが、町のほうの費用で購入をしております。こうした授業で使うものにつきましては、町の費用での購

入ということで考えております。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） ありがとうございます。

特に、柔道は事故の多い競技でして、報道等でも、複数の報道がなされていますが、剣道、柔道に補助講師等をつける考えはおありなんでしょうか、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 補助講師ということですが、県の教育委員会のほうでは、以前、50年代というふうに聞いてますが、体育科の教員に対して武道の実技講習を実施しております。またこの受講者が校内研修を行うことで、安全に配慮した指導方法、また段位の取得を促すのと、教員の養成を行ってきたということでございます。また、来年度におきましても講習を充実させるということで、年間計画が既に示されておりまして、講習の取り組み、体育科教員に対する指導者養成、指導者講習、また段・級の認定のための養成講習会などの開催が予定をされてるところでございます。この中で、事故防止、受け身の指導法など、安全対策についての実技も含めた講習が予定をされているということでございます。

御宿中学校のほうでは、これまで男子については柔道指導を先行して行ってきておりますけれども、こうした安全指導につきまして、改めて確認、徹底をお願いいたしますとともに、指導補助員の必要性についても、学校とも協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。

ぜひ民間のコーチとか講師等も、御宿町、そして近隣の勝浦市等にも多数いるように聞いてます。その辺の民間活力も利用しながら、より安全な運営をしていただければと思っています。

最後に、新年度は選択肢なく柔道のみだというふうに聞いてますが、その点についてと、剣道場ができると一緒にできますということですが、剣道の授業はないものということに、今のところなってますが、それを含めて、今後の見通しと方向性についてお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 御宿中学校では、現在受け身が身について、日常生活の安全にも直接つながるといような考え方の中から、数年前から先行して柔道は実施はしておるところでございます。

来年度からの必修化ということで、郡市内、近隣の状況を聞いてみますと、24年度の計画といたしましては、柔道実施が5校、剣道が2校、郡市内2校を含めまして、県内全体を見ます

と、柔道、剣道、両方実施するという中学が少数ながらあるというふう聞いております。中学生にとりまして、より多く経験でき、学べるということは大切なことがあるというふうを考えますので、在学中に剣道が中学で学べるように、学校のほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 1番、大野吉弘君。

○1番（大野吉弘君） 1番、大野です。ありがとうございました。

武道をきちんと始めるということで、受け入れ側も大変なご苦労があるとは充分わかりますが、より安全を確保しながら指導していただきたいと思います。

そして、最後に、瀧口議員からも提案がありましたが、品川区の日野学園ですね、品川区の教育に対する取り組み等について、スマイルスクールについて、ぜひ関係者、視察に直接行っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

まず、最初に、1ページであります。平成24年度御宿町一般会計予算、歳入歳出総額34億9,000万円ということですが、先般の23年度、最終となりますが、補正予算では幾つか繰越明許が議決されているというふうに思いますが、実質といたしましては総額幾らになるかということ、まずお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 繰越明許は、町有地の工事の450万円、それと消防のデジタル簡易型無線511万円、それと災害、御宿高校3,840万円ですから、約、プラス、大まかですけれども、5,000万円程度。ですから、合わせて35億4,000万円程度です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先般の補正のときにもお伺いをいたしました。御宿高校の購入に関しては、全額一般会計、町の予算ということと、全額が繰越明許、要するに新年度になるということで、私、この質問をしたんですけれども、その当時お答えをいただかなかったというふうに思うわけであり。それで、その補正予算のときに、6月とこの3月定例の補正の提案内容についてお伺いをいたしました。その中で、最後町長は、私の質問を全額、全面的にお返ししますよというような

ことをおっしゃられたかと思います。町長といたしましても、6月もこの3月も自信を持って提案をされたというふうに理解をしたところでございます。

この予算可決に伴いまして、町長は、たしか防災関連の整備をしたいと、これを早速整備をしたいというようなご発言をたしかなさったと、私は記憶をしているわけですが、当然自信を持って提案をされたわけですから、可決ということで提案をされるのが当然だろうと思うんですけども、提案をされるわけですから、可決ということで提案をされるのが当然だろうと思うんですけども、必要な予算は、当然この24年度、新年度に上程されているということで解釈できるというふうに思うわけでありまして、そうしますとこの防災関連の予算というのはどこに載っているわけですか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 補正関連につきましては、まず教育課長のほうから、以前利用計画についてご説明をしておりますけれども、備蓄品ということで、まず計画を上げております。御宿町の役場に、かなりの備蓄品を蓄えておりまして、今既に御宿小学校、布施小学校、それから旧岩和田小学校、それから社会福祉協議会に分けて備蓄品を配分していますけれども、旧御宿高校についても、町の財産になりましたら、速やかに配分して備蓄をしたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それは、現状あるものを移動するという考え方ですよね。一番大事なのは、たしか水道というようにお話をされましたよね、町長、水道、飲料水が大事だと。私もそれは全く同じ認識なんですけれども、それでこの間の協議会等の説明の中では、最低限町として整備をするということで、最低限といってもかなりの多額でありまして、当然予算を計上しないと、私はできないものばかりだろうというふうに理解をしているんですね。

それと、もう一つ、今の備蓄品につきましても、この間、議会の中でもまだまだ足りない、全体ですね、という認識だと思うんですね。ですから、今あるところを動かすのではなくて、必要なところに新しいものを備蓄させるということだと思うんですよ。あそこが町のものになりまして、もしあそこに、その日じゃなくて、何日か経過したら、多分充分あそこに移動できると思いますから、かなりの人数があそこで対応できると思うんですね。そういうことも含めまして、もう一度お聞きいたしますが、この新年度予算にはその辺はどのように上程されているんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 備蓄品につきましては、ご指摘のとおり、今の備蓄品で足りるものでもございません。また、中には、水のように賞味期限のあるものもございますので、当然今後の補正予算、また当初予算でも若干の備蓄品については予算を計上してございます。今、そういったことを考えております。

特に、新年度につきましては、市町村復興基金交付金というようなものが6月に配分をされる予定でありますので、そういった交付金も充てながら、今後のその防災対策に備えてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3回目ですので、これでこの件については終わりにしたいと思いますが、はっきりしたのは、自信を持って提案をされた。6月のときにも町長は提案をされましたけれども、防災関係、一刻も早く利用したいということでおっしゃってたわけじゃありませんか。それならば、なぜここにそういう予算を計上されなかったんですか、ということになると思うんですね。

先ほども、先般の補正のときにも伺いましたけれども、100%繰り越しをするのに、なぜ当初予算に上程しなかったのかということも、私、そのときにお聞きしましたよね。大事な問題だと思うんですけども、町長、どうですか。最後、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つは、保守関係につきましては、これから必要最小限の要望があればですね、やっぱり、これから県から取得しまして、町有財産の活用委員会等でいろいろご意見をいただく中で、1月30日に、例えば教室等の活用方針をご説明させていただきましたが、そういう中で要望が出てきたときに、必要とあらば最小限の補正予算等でお願ひしたいと。

それと、やはり私がもう一つ申し上げましたのは、ライフラインの水道等につきましては、その災害が起きたときに、さあこれから補修とか、そういう手だてをするとおくれますから、そこでその施設が既に活用されてて、そういうライフラインの整備がなされていれば災害発生時に活用できると、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 何度も繰り返して申しわけないんですけども、それであれば、調査費1,000円でも上程すればいいんじゃないんですか。災害対策ということで、1,000円用意してありますよね。それと同じように、これについては議決を受けて購入ということは、御宿高校の購入ですよね、これが議決になれば、これに基づいて、今町長がおっしゃった分を調査費と

して盛ると。最大限もんで、議決があれば補正が組めるじゃないですか。それをずっと言ってるんですよ、私。12月もそのことを。3月の補正のときもそのことなんですよ。自信を持って提案されてるんでしょう。目的があるんでしょう、町長。そのために使うんでしょう、最低限。

今だって、あそこは避難施設です。これは先般の質疑にもありましたけれども。県に対して、必要があれば、それを申し出て、県の持ち物ですけども、そういうことで利用するんだったら、私は県は承諾すると思いますよ。例えば、備蓄についても承諾すると思いますよ。もしくは、県の備蓄庫として、この間、昨年、提案いたしましたけれども、そういう防災関係の施設として、県として備蓄をしてもらったっていいわけじゃありませんか、県の持ち物なんですから。

で、正式に議決を受けて、それを同時期に提案をしているんですよ、町長。この3月議会で、案件は2本で別でありますけれども。だけれども、実質的には全額繰り越しです。だから、聞いたじゃないですか。今年予算、実質予算として確認しましたね、私はね。一緒に提案しているんでしょう、町長。冒頭に、今回もそうですよね、提案されましたよね。一括して、全議案提案されましたね、町長ね。一括のものなんですよ、町長、年度はまたがりますけれども。それが責任のある対応ということじゃないんですか。違いますか、私の言ってることは。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私が、旧御宿高校跡地を購入しなければいけないと考えたことは、何度か申し上げておりますけれども、防災対策の一環として、あの高台にある施設を、とにかく、やはり購入しなければいけないということでございます。そういうことで、それからの、その次に来るライフラインとか、あるいは施設の改修とか、それはこれから必要に応じて考えると。

ライフラインについては、何度か申し上げてございますけれども、中央高等学院という企業者が希望を申し出てきてございますので、ぜひこの中央高等学院の活用について、積極的に検討していきたいと考えている次第です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

25年度に行うわけじゃないですよ。いつまで購入できるかというのはありますけれども、結局購入したいだけだったということのあらわれじゃないかということ、私は指摘をさせていただいて、次に移りたいというふうに思います。

次、26ページであります、財産貸付収入ということで、先ほども議論になりましたが、光ファイバー網ということであります、今年度、25万円程度と申しましたか、持ち出し分がね、

ということであります。それで、年度内には、多分プラスに転じるのではないかというようなご説明であったかと思えます。これは、本当にこれからの町、産業の米とも言われております。町としても大変大事なインフラを整備されたというふうに、私は理解をしております。

しかし、この利用というのが、なかなか町の政策の中で出ていないのではないかということに危惧しております。例えば、今年は予算の中で新しくパソコン53台ですか、これで、多分職員が使えるパソコンは全部新しいものになるというふうに理解をしております。それから、学校関係も、たしか予算の中に教職員のパソコン購入と、これも長らく要望があったものでありますけれども、今般やっと予算化されたという理解をしております。

これからでありますけれども、こうした大容量・高速度の通信が利用になるわけでありますから、例えば御宿町のホームページ、これがもう40%を超えたという報告も受けておりますが、例えば動画でのサービスの案内、今、文字じゃないと出てこないんですね。それも動画で案内できるということも、可能になるというふうに思います。

それから、町のいろんなイベントがございます。今日も、特命全権大使がここでごあいさつをいただきましたが、こういうこともなかなかほかの町では考えられないことだと思います。400周年も控えてございますけれども、そうしたものも、単なる写真じゃなくて、動画ですね、映像で、動く映像で紹介をしていくということも、今度は可能になってくると。そうしたものも、新しいパソコンでは編集して、ホームページに載せることは可能になってくるというふうに思うんですね。ですから、そのための、せっかく新しく、パソコンですから、そういう動画編集、DVDも含めてですけれども、そういうものもきちんと編集できる。

それから、もう1つは、それを市内のさまざまところで利用できる、そのためのWi-Fiと申しましょうか、そういう無線でのインターネットの接続というものも、やっぱり今後、町としても積極的に対応をとっていく。この市内についても、議会としても、例えばこの議会を動画で町民に提供しようということも、今検討されておるわけであります。そういう仕事も踏まえて、光が生きる町づくり、そこに向けての、私は、今年の新年度の予算の整備だと思ってるんですよ。それについて、ちょっと考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、2月末で約600人、600件加入になっております。年度内、新年度内には、やっぱり目標数値に達するというふうには認識しております。

あわせて、町の、それを活用した、今後施策展開がどういうことができるかというのを検討していかなきゃいけないというふうには認識しております。例えば、防災、産業振興、観光、

福祉等があります。ただ、端末等の設置とか、それはいろいろありますので、それはできる範囲からやっつけていかざるを得ないというのが実態だと思います。

また、あわせて、先ほどWi-Fiというような、公共アクセスポイントの関係がご提案がありますけれども、まずは駅前の案内所、あと月の沙漠記念館のところに、助成を受けて整備を行いました。当初の目的ですと、次には、できればあの給食棟の周辺に置きたいというふうには考えております。あと、その後、やはりこの庁舎で、市公民館でもよし、公共施設のほうでできるように、順次広げていきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） ここで10分間、休憩します。

（午後 5時56分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時06分）

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

光ファイバーの関係でありますけれども、1つは先ほど、今年度中にはプラスになるというふうなお話もありましたが、私の住む地域の方は、もう既にADSLに入っている方で、いわゆるほとんど負担は変わらないんですけれども、光への交換を躊躇されてる方がいらっしゃるんですね。やはり、私の地域でも、光の説明会をしていただいた経過があって、その方も実は参加されているんですけれども、まだなかなかわかりづらいということのようでございます。先ほど、営業を民間に任せるといようなお話もありましたが、町としても、今後、この光ファイバーの利用、光の利用について、ぜひ引き続き講習会等を開いていただきたいと。

それから、もう1点、少し違うんですけれども、いわゆる昨年、地上デジタルテレビに移行して、いわゆるホワイトリストと言われている、直接電波が受信できなくて、一般的には衛星のBSチャンネルの代替放送ですね、こちらを利用されている家庭、これはたしか期限つきだというふうに理解をしております。

たしか、町は、今光テレビは利用あるわけでありましてけれども、フレッツテレビも含めまして、要望活動をしていったというふうに思うわけでありましてけれども、最近それらの報告がありませんが、それについてどう考えるのか。

それから、このホワイトリスト、あと3年ちょっとですか、過ぎた中で、あくまでも町は、

それを、残った方々は現在も含めてどう考えるのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） とにかく700を超えれば町の収入になるというか、そういうことで701ですから、それを目指して、事業所とあわせて、町もフォローしていきたいという中で、実際はN T T側との協議でありますけれども、できれば説明会のほうもやる方向で、協議を進めていきたいというふうに考えております。

また、フレッツテレビも、業者側でいうと、やっぱりどれだけその需要があるか、採算性の問題が当然出てくるわけです。要望活動はずっと行っていますが、ネックになるのが、その、要は業者側がペイできるかという、それであるということのようです。ただ、それも、前提として、光に入る、加入するというか、利用者が増えないとそちらも動きませんので、まずは光の加入を増やしていくということというふうに考えております。

あと、ホワイトリスト、これは衛星放送から受信しているということで、山陰とか、どうしてもアンテナで地デジが受信できないところは、イワマ、高山田、上布施、七本地区で、合わせて、現在私のほうのホームページ上でつかんでいるのが148世帯あると、残ったのがあります。その中で、実際調査してみて、受信できるというところもありますので、それは秋以降、実際に、国の総務省を含めて、NHK、千葉テレビ、フジテレビ、ここが協議会をつくってしまして、実際に調査して、状況を確認しております。

今の放送は、2015年3月末、平成27年だと思いますけれども、あと3年に迫っております。その間に、今調査もしてしまして、どの方法が一番よいのか検討して、今後、地区の説明会等を開催して対応したいという報告を受けております。それについても、極力補助制度を使って、住民の皆さんの負担のない方法でということを知っております。その辺の連絡ですね、その協議会との、について、もし町のほうでも問い合わせがあれば、引き継いで、町からご回答するというような体制もとっていきたいというふうに考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に、35ページ、企画費であります。11節需用費、印刷製本費ということで、39万9,000円ですか、予算計上をしておりますが、この内容について説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 内訳としましては、町総合計画の印刷ですね、1,000部を予定しています。これが、予算的には32万円。それと、住民アンケートを4月以降やっていきま

すので、その費用、はがきの印刷代ですね、これが2万円。それと、ボランティア活動で、桜植栽グループが自前で町内の桜の名所づくり、これをつくってまいりました。これを1,000部、カラーで印刷したいと、その予算でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ちょっと項目は見当たらないんですけども、同じ内容で、町の広報はどっちなんですかね。町の広報というのは、予算的には、何ページの何々ですか、ちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 文書広報費ですね。失礼しました。印刷製本費としてありますが、総合計画等でもそうなんですけど、ちょっと私が紹介したいのは、実は2011年12月号、町政特集号の編集についてお伺いをしたいんですけども、ここに1部持ってまいりましたけれども、例えば人口、行政区別世帯数と人口、これは住民基本台帳ということで、各区ごとの人口数と、それから世帯数、男女計という、縦横の計算をしてあるわけですけども、この計が合わないんですね。

それから、もう1点、これは財政のところなんですけれども、これの歳入総額、22年度34億9,647万7,000円となっているわけですけども、これが21ページの財政の変遷というところの、同じく平成22年度を見てもみますと、34億8,649万7,000円というふうになっているんですね。

それで、今般も、たしか予算概要書の差しかえもございました。やっぱり、数値だったと思いますね。それで、私、どうしてこうなるかということを知ったこともあるわけですけども、印刷所で組み直すという中で、もう一回確認はしてはいるんでしょうけれども、どうしてもそれが見落とすということがあったということを教訓としておっしゃられておりました。

今、例えば、議会のほうでも、議会の広報について、ほとんど100%事務局でつくっていただいているんですけども、それをもう一度、印刷所で改めて組み直すという作業をやっているんですね。私は、これは大変無駄だというふうに思うんですね。再度校正をするというふうに思いますので、今、先進自治体では、いわゆるDTPというふうに申しまして、こうしたものを100%、要するに印刷屋さん印刷だけ頼むというところが大変多くなっていると思うんですね。さらに、簡単に言えば、ダイナミックな広報を出しているというのが実態であろうというふうに思います。

今までも提案はしておったんですけども、パソコンが古過ぎて対応しないと、能力的にも限界があるということで、やっとならぬに、職員の皆さんが通常使われているパソコンが、先

ほどお話ししましたけれども、全面的に新しくなりますので、そのためにはきちんとした能力のを入れてもらいたいというのは、それはそれであるんですけども、こうした間違いは起こさないように、それからせつかくこうやって自前でつくられるわけですから、もっといろんな形で編集、簡単にできますので、そうしたものを、これははっきり申しまして、オフィスのワードでつくるよりは、時間的には圧倒的に早くなりますので、それこそ行革だと思うんですね。

これは多少の勉強も必要だと思いますけれども、やはり今後、自前でやっていただくと。そして、また、こうした、やっぱり間違いがあってはなりませんし、特にパソコンで財産の問題、例えば戸籍も今度電算化されました。それから、税の課税もありますよね。このときも、やっぱり数字で、やっぱり人間が入れるものですから、間違いを起こしやすいと思うんですね。そうしたものをどうチェックしていくのかと。一方で、職員は増やせませんよと。パソコンも一緒だと思うんですね。それは、やっぱりきちんと生きるような形で、今般の予算も執行していただく必要があると思うんですけども、それについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 2点ありまして、予算内容については、全く私どものチェックミスで、以後、充分注意をしたいと思います。

広報については、以前石井議員からもお問い合わせがあって、理由についてご説明しましたが、まずはうちのほうで完成品をデータで送ると、それを書き直すと、修正して広報紙に出るわけですけども、実態として、最終的には、その作業をするときに間違いが起こると。本来は、そうは言っても私どもの責任で、最初のチェックが一定の1日、2日の中で漏れてしまった結果になるということでもあります。

改善方法について、石井議員からも、そういう手法があるというのを伺ってますので、それについては導入について進めたいというふうに考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に、37ページであります。防災諸費で委託料、地域防災計画策定業務委託ということで、これは概要のほうを見ますと、防災アセスメントを行うというようなご説明があるわけでありまして、これは、やはり基礎的な内容をきちんととらえるということは正しいというか、正確、しかも効果的な防災計画を進めていく上においては必要な内容だというふうに理解をしているわけでありまして、具体的にこの防災アセスメント、どのような項目でやられる

のかと、その効果も含めて、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防災アセスメントについてのご質問ですけれども、これまで御宿町では、地域防災計画策定にあたってはこのアセスメントは導入をしておりません。それは、多額の経費がかかるというようなことで、ちょっと見合わせをしていたということだと思います。

近年、消防庁のほうで、やはり大震災が頻発する中で、この防災アセスメントは重要であるというようなことで、通知を何回かもらっておるところであります。

内容につきましては、災害の誘因ですね、地震、台風など、それから災害の素因といたしまして、急傾斜地、それから軟弱地地盤等、それから災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して、総合的かつ科学的にあの地域の災害危険性を把握する作業であるわけであります。

被害想定は、こうした災害危険性や自然的、社会的環境要因等の諸条件に基づきまして想定される災害に対応した人的被害、構造物の被害等を算出するというような作業になっております。実効ある地域防災計画を作成するためには、この防災アセスメントと被害想定を実施し、地域の災害危険性等、想定される被害を把握することが非常に重要だということであります。具体的には、既存資料の収集整理、それから防災体制等の検討、計画骨子の検討、防災施策の基本方針、災害予防計画の素案の作成、災害応急対策計画の素案作成、災害復旧計画の素案作成、資料等の素案作成、地域防災計画の作成、防災会議協議等の開催支援、地域防災計画の印刷であるとか、また自然条件、社会条件の整理・検討、風水害等における危険性の整理・検討、地域災害における危険性の整理・検討ということで、これが今回のアセスメントと地域防災計画の設計書の主な項目になるわけであります。よろしく願い申し上げます。

なお、これにつきましては、地方交付税の算入もされるということでもありますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

大変多面的な調査が行われるというふうに理解をしました。それで、非常に分量が多いと思うんですけれども、それはおよそどの程度の見込みで、要するに成果物として委託になってますよね、ですから、多分成果物としていただくんだと思うんですけれども、それはいつごろまでに上がるのかと、それとこの計画そのものが最終的にはどこまでいくのかというのを、ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） スケジュールにつきましては、できるだけ、予算成立後に発注の準備をしたいと考えております。4月当初、入札を考えておまして、およそ1年はかかるだろうというふうに考えています。おおむね今年中にある程度の資料は、もう作成を完了したいということでもあります。その後、県に、報告という形にはなってますけれども、県の防災計画との、そのすり合わせ等を行いまして、おおむね3月までには見直しを完了したいというところでもありますけれども、今の国の中央防災会議であるとか、国の、その災害想定であるとか県の、災害想定、その作業も進められているところがございますので、それらとの、その整合性がいつの時点で図れるのかというのが一番重要なポイントとなってきております。そういうことで、現段階での計画では3月を目安にしておりますけれども、若干これがずれ込むことも想定されるというところがございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

大変大事な計画だと思っております。計画に基づく訓練が大事だというふうに思いますし、もう一つ、先般、資料としてお渡しいたしましたけれども、いわゆる地図ですね、こうしたもののいろんな調査をいたしまして、どういうところが危険なのか、どこに逃げるのかということで、私が資料としましたのは、睦沢町が同様なものをちょっとつくっております。コンパクトで簡単に折り畳みができて、ポケットやかばん、車等にも簡単に入れておいて、いつでも、もしあったら、それをパッと見て対応できるぞということもできるようでございます。大変利用価値の高い地図、たしかパテントかなんか取っておるかと思っておりますので、ぜひ最終的な形として、そうしたものをご検討いただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今般の防災アセスメントまた地域防災計画、これは新年度の事業となっておりますけれども、25年度に津波ハザードマップの見直しを行う予定でおります。それに合わせまして、検討をさせていただきたいと考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に移ります。44ページであります。社会福祉総務費、13節委託料、障害者計画策定委託ということで、障害者計画を新たにつくられると、見直しをされるということのようでございます。

それから、先ほど議論になりましたけれども、45ページ、老人福祉の中での緊急電話の設置の関係でありますけれども、議論を聞いておまして、ちょっとわからなかったことがありましたので、確認をさせていただきたいと思います。

1つは、対象者ですね。これは高齢者のみというふうに、こう概要のほうではうたわれておるわけでありますけれども、ご承知のことと思いますが、日中独居、それから夜間独居、こういう方もいらっしゃいます。それから、またこの新しいシステムに伴う利用者の負担というのはどのようになっているのかということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 障害者計画ということでございますが、こちらは障害者基本法に基づきまして、5年周期で実施しているものでございます。今回は、特に自立支援法の計画期間が今年の8月までということで、大きく変わるということが予想されますので、専門業者等、あるいはアンケート調査等を実施しまして計画を策定していきたいとは考えております。

それから、緊急通報でございますが、こちらにつきましては、独居の老人のほかに、障害者の方も一応対象とはしてございます。日中独居、確かにいろんなケースが今般、出てきております。同じ敷地内にいらっしゃいまして、息子さんや娘さんと一緒には住んでいても、家が離れてるから、これは独居だとか。これは、実は今行っております避難支援プランのほうにもちょっと影響しておまして、基本的にその範囲というのがなかなか見分けづらいというのが現実でございます。ただ、避難支援プランを策定するにあたりましては、調査員も派遣しておりますので、動向を見ながら、今後はその対策的なものは考えていきたいと考えております。

負担については、今のところはございません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

緊急電話については、やっぱり現実に見られるわけありますから、弾力的な運用をお願いしたいというふうに思います。利用者優先という形でお願いしたいと思います。

それから、障害者計画であります、5年ごとに見直しで、今の自立支援法というのは、健常者の若者でさえ仕事のない中で、負担を求めるということは、大変評判の悪い制度ということで改定されるという内容のようでございます。

障害者計画であります、このいすみ地域、重度心身障害児・障害者の施設が一つもないというようなお話があるようでございます。この団体からも要望いただいてるかと思っておりますけれども、町として要望があった場合、こういった施設を町内につくるつもりがあるのかどうか、

そういう設置を許可というんでしょうかね、含めまして、そのことについて町の考え方をお聞かせ願いたいと思います。計画の中にも、当然最終的には入ってくるのかと思いますけれども、それを踏まえての話ですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今、ご指摘いただきましたように、今回の障害者計画を策定していくことにはなるとは思いますが、議員がおっしゃっているのは、そういった障害者をお持ちの方たちがそういう施設をつくりたいという、恐らく情報を得ているのかなということだと思いますが、それにつきましては、郡内にそういった施設は見当りません。日中支援につきましても、支援学校がお休みのときの、間を見ていただく場所がないということで、昨年度は、これは昨年夏ですが、町社会福祉センターの場所を貸してくださいというのがございまして、無料で提供したこともございます。

郡内の、ちょうど御宿町が真ん中に位置しますので、通所上、非常にいい立地であるということで、お話はいただいたところでございます。町有地の利活用につきましては、いろんな形で、今回の議会でもご指摘をいただいたところでございますので、計画及び、利活用の検討の中で、またお話をしていきたいとは考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

では、次に移ります。53ページ、環境衛生費の中の13節委託料、ミヤコタナゴ保護増殖事業ということでございます。先ほど、カサギについては、前段者が細かいお話をされてまして、全くもったもな話だというふうに、私も思うところでございます。

このミヤコタナゴというのは、そういう生活環境そのものが、本当に環境のすぐれたところということで、過去は町内どこにでもミヤコタナゴは生息しておったというふうに理解をしておるわけでありますが、このミヤコタナゴの現状も大変厳しいというふうに理解をしております。また、抜本的に保護育成のための計画も必要であるというふうに理解をしておりますが、今般の、この事業内容はどうなっておるのかと、それから最終的にそのミヤコタナゴが本当に生活といいましょうか、生息できる環境を構築するというための計画づくりというのも、もうこれも待たない話だろうと理解しておりますが、それに向けて、今どのような現状になっているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 事業内容ということでございますけれども、まず区域内の約

3,600平方メートルの草刈りを、例年のとおり実施したいと。また、タナゴの生息に必要な栄養分等のもとになる休耕田の耕機作業、65アールということでございます。また、カゴナット、水路とか、法面の崩落によるカゴナットを13平方メートル実施したいということでございます。

また、今後のミヤコタナゴの関係につきましては、ミヤコタナゴ運営委員会がございしますが、そのほかに有識者の望月先生という方がおられます。望月先生が非常に熱心にやっていただきまして、実動部隊というんでしょうか、農林・教育・環境の若手職員、そのほかに一般従業員を含む活動メンバーを今つくりまして、実際に現地で実態の調査というものとかを行っております。今後、そういうものが浮き彫りになってくるというふうに思っておりますので、その辺のことについて、より環境がよくなるように考えていきたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。わかりました。

次に移ります。これは57ページであります。じん芥処理費の中の、これは19節生ごみ減量化補助ということで、16万5,000円ということですが、新年度は、先ほどから議論になっておりますけれども、いわゆる減量化の中で、指定ごみ袋制に移行する年だというようなご説明であったかと思えます。たしか、この生ごみ減量化ですよ、電動またはプラスチックのコンポスト等あるわけでありまして、非常に効果的であるというふうに思いますし、たしか近隣では御宿町はいち早くこうしたものの助成の導入をしていただいたという経過があると思えます。今年度でこれほどの程度の数、補助をされる予定なのかと。それから、ちなみに、今月末でも結構でございますので、こうしたものが今までどのくらい町が町内に設置されているのか、補助した数だけでも結構ですけれども、お答えいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 減量化補助ということで、生ごみの処理機の補助は、24年度は5基、またコンポストについても、同じく5基を予定しております。

今までの設置基数、申請件数、基数といいますか、コンポストについては約180基、また生ごみの補助については170基程度というふうには把握をしております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） この電動と、それからコンポスト、5基、5基というのは、昨年度と比べてどうなんでしょうか。先ほど言いましたね。今年の指定ごみ袋制の移行の中で、増えるとかということなんでしょうか。それとも、逆に質問すれば、申請が増えた場合は、さらにプラスしていくと、補正対応するということですか。それも含めて、ちょっとお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 申請が増えた場合に、また予算的に許せば補正対応をしていただくと、そしてなるべくごみの減量化に重点を置いていきたいというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

減量化が一番効果的であるというふうに思いますので、説明会等もこれから行うということであるようでございますので、ぜひこうしたものを引き続き、こうした補助制度もあるということも、その中で当然説明をいただくかなと思いますし、また実際やった効果等も、その辺は把握しておられると思いますので、有効な補助制度になるようにという内容で担保をとっていただきたいと思います。

次に移ります。60ページであります、これは農業振興費の中で、中山間総合整備事業負担金ということで、3,688万7,000円という額が計上されておりますが、先般、一般質問でちょっと触れないで終わってしまったんですけれども、端的に申しますと、12月議会でさまざまな施策内容について大地議員が質疑されておりましたが、問題はその担い手をどう育成するかというところが、私、一緒に皆さんとさまざまな作業をさせていただいておまして、引き続き大きな課題ではないかというふうに理解をしております。

先ほど、農地の空きについては、集積事業ですか、農地バンク制度というものを導入したいということでありましたが、しかし、この農地バンクをつくるというのは、やはり農地が利用されることが前提で、こうした農地バンクをつくるわけだと思うんですね。

今、この中山間総合整備事業で、この間、田んぼより畑ですね、圃場は畑のほうが多くなってきたという理解をしているわけなんですけれども、その辺の率ですね、面積がどのようになってきたのか。去年から今年ですか、畑というか、圃場の整備がどんどん進んできているわけでありまして、新年度でそれがどの程度進む予定なのかも、わかれば、その辺もご回答いただきたいと思います。

そして、特に、今年の、24年度の中で担い手育成、具体的にどう進めていくのかということについては、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、耕地の面積ですが、全体計画で、約38.2ヘクタール、うち道路の公共施設等を除いた農地面積が34.8ヘクタール、内訳としては、水田が27.1ヘクタ

ール、畑が7.7ヘクタール、受益者数が130人、1人当たり平均しますと、大体水田が0.21ヘクタール、畑が0.05ヘクタール、合計で0.26ヘクタールを、この整備の中で計画として上がっております。

そして、進捗状況につきましては、平成22年度が上布施字打越地区の一部、3.3ヘクタール、また23年度については実谷字初崎地区の一部と実谷農協倉庫周辺の7.0ヘクタールを実施しております。これで、全体の計画の約27%程度が進んだものと思っています。また、平成24年度については、実施設計調査を含めて、実谷字戸越、上布施字石ヶ原地区の約10.6ヘクタールの基盤整備を予定しています。これによって、全体計画のほぼ55%程度が終了するというところでございます。今の段階では、計画どおりに工事のほうは進んでいるということで、理解しています。

その中で、やはり担い手については大きな問題であります。これについては、町のほうも認識している中で、具体的には、地権者の、意向調査を行っております。その中で貸し付け希望の農地については、各集落で営農組織で農地を担うということが、基本的な方向性としては、申請時からの確認事項でございますが、既に5年が経過している中、この事業が平成24年度を完成目標としていることもありますので、今後さらに集落営農の高齢化が進むことが想定されますので、各農家の意見などを考慮しながら、営農組織の設立や計画作付の作付け等を検討し、継続的な農業、営農につなげていきたいということで、調整をしております。

具体的には、いすみ地域内の直売所の経営状況などの、四季ごとの不足する野菜などを、農業事務所の協力を得ながら、農業者への参考資料を提示するほか、先進的に行っている事例で、大多喜町のセブンカラー、これは産直システムの、多分郡内でも初めてのケースですが、産直システムの参考などにしながら、農業者に作付けの促しを行うほか、今後の就農についても、今後検討していきたいということで考えています。

この事業では、やはり採択の中で、面的な整備のほかに、この事業で国が求めているのは、費用対効果が当然必要ですということでもありますので、当時提出した費用対効果等を調整しながら進めていきたいということで、昨日12日の夜、営農委員会、役員も含めた中で協議を行って、具体的に事例を提示しながら、農業者の動機づけ。やはり、我々は農業をやるわけではありませんから、農業者がやる気を出させるような形をとりながら進めていきたいということで、考えています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井、了解いたしました。

今般の総合整備については、いわゆる費用対効果、逆に言うと、農地として使われないものについては補助金の返還請求があるということ、これは構成員の皆さんも最初から承知をして進めてきているわけでありましてけれども、今、課長、ご説明あったとおり、非常に、もう5年という形で時間がたってきております。農家の方も高齢化と、それから比較的若い方も、いわゆるサラリーマンですね、兼業農家ではあるんですけれども、実質サラリーマンという中で、退職されても、御宿町の市民農園をやっている方々のほうが逆に農業の知識、畑の知識が多いというのが実態であろうと思います。そのような形で、非常に脆弱な状況は理解されてるというふうに思います。

やはり、そういう面では、毎回繰り返しますけれども、一年一年が本当に大事であるというふうに思います。この1年、特に各圃場ができました、いわゆる畑とか水田ができました。水田はいいんでしょうけれども、特に畑については、多面的な利用の中で、全体面積が増えているというふうにも理解しております。ですから、そういう面では、この1年、本当に懇切丁寧な指導、その動機づけを含めて、おっしゃられたとおりでと思うんですけれども、それが一つ一つ実になって、具体的に農家が一步一步前進できると、ひとりで歩いていけるというような形で、営農組織も含めて、大変忙しいとは思いますが、対応をとっていただきたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） そのような形で、また、やはりこの面積を考えたときに、非常に少ない耕地面積、1人当たりが想定されるのが当然ありますので、今後業として考えたときに、やはり中核的な農家を育てる、動機づけですか、そういった施策もどうしても必要だと考えてますので、あわせてそういった農業者との打ち合わせをしながら、理解を求めて進めていきたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。よろしく願いいたします。

次に教育費、具体的には74ページになりますが、これは管理費、需用費の額で、医薬材料費、それから飼料費ということでございますが、特に医薬材料費につきましては、インフルエンザ、これの御宿町の状況を伺いたいと思います。それから、この飼料費について、内容を伺いたいと思います。

そして、もう1つ、同じページで、工事請負費がございます。緊急地震速報装置取り付け工事ということで、これは布施小学校で、私、議会に出ておまして、そちらでも説明を受けた

ことなのですが、これは具体的に動くのか、内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） まず、インフルエンザの関係ということでお話し申し上げますが、昨日現在のデータになりますけれども、布施小学校ではインフルエンザが、今罹患している生徒はいないということなのですが、御宿小学校のほうは、各学年分散しながら、10名がインフルエンザで、昨日現在かかっているような状況でございます。今週末に卒業式もある中で、6年生にもというのがちょっと心配されているというふうな状況でございます。

それから、飼料費の関係につきましては、御宿小学校のほうで、ミヤコタナゴ等の飼料費ということでございます。

緊急地震速報の関係ですが、こちらにつきましては、地域直下、近隣での地震も検知をできる地震計を内蔵した緊急地震速報受信機を校内放送に連動させて、緊急地震速報が発令された場合には校内放送で流せるというシステムを連動させて整備するというような内容でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

インフルエンザのほうは、いわゆる消毒薬等、引き続き対応をとっていただきたいと思えます。

それから、飼料費、タナゴのえさ代ということですが、このタナゴを幾つか、たしか公民館などでこの間、増やしていただいているというふうに思うわけですが、生育状況ですね、育成状況と申しましょうか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、緊急地震については、これは中学校のほうも入っておりますけれども、中学校も同様ということで考えてよろしいわけですね。

それで、これは停電の場合等、これはどのように動くのか、それについてもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） ミヤコタナゴにつきましては、役場と、それから布施小学校、御宿小学校、それから月の沙漠記念館と公民館のほうで飼育をしているということでございます。

ちょっと数のほうは資料を持っていなくて申しわけございませんけれども、今年度につきましても、繁殖といえますか、数が順調に増えていて、タナゴ保存会のほうで見ていただきながら、順調に数のほうは増えているような状況ということでございます。

ちなみに、公民館と月の沙漠記念館のほうは、御宿小学校のほうで増えたものを移した経緯がございますが、順調に増えているということでございます。

それから、あと緊急地震速報の関係ですが、基本的には、第一報が出る際には、平常時ということですので、最初に出た発令はきちんと受信をして、校内放送に連動できるというふうに考えております。その後につきましては、停電等の被害等が考えられるわけですが、これについては技術的に一定の時間、バッテリーを積んで対応できるようなことで検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

次、75ページ、教育費、中学校費という大枠の中でお伺いいたしますが、ご承知のとおり、郡内の学校は統廃合ということで、県が先般説明会を行いまして、たしか3月中には結論を出す旨のお話があったやに理解をしております。御宿町でも、町民の皆さんから、漁協、それから営農組合、それから区長会を通じまして、ご署名を上げられたということのご報告はいただいておりますが、県教委の動きについて情報があればご報告いただければと思いますが。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） すみません。県のほうの情報については、申しわけございませんが、ちょっとお聞きはしておりません。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 千葉県教育長から、いろいろ、情報といいますが、正式なご回答は、現在来ておりません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 新聞報道を見ますと、県議会では見直し等を求める請願が出されておったと、これが審議されて継続審査扱いになったというようなお話を伺っております。私どもは県議のほうからお話を伺いましたところ、県教育委員会会議がこの21日に開かれるということをお伺いしております。

ただ、政治的には、議会が判断をしないものを、執行部が判断してよいのかということもございまして。とりあえず不採択とならなかったという中で、引き続き望みがあるのかなというふうにもございます。

町長がおっしゃられましたとおり、特に農業、漁業、本当に地域産業そのものでございまして。

て、家族経営ですね。今日も幾つか出ておりましたけれども、根幹であります。そうしたものを、やっぱり県の高等教育の中でやっていただくというのは、非常に大事だろうというふうに思いますし、特に勝浦若潮高校におきましては、考えてみれば、御宿家政高校、御宿高校、それが若潮高校になったわけでありますから、そういう面ではこの御宿の学校がなくなったと同意であるというふうにも理解をしております。引き続き、町長にご尽力いただきたいというふうに思うわけでありますが、それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 存続に関する方針といたしましては、考え方につきましては、引き続き持続して、これからもそのような要望等は重ねていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、88ページであります。これは公民館費の中になるかと思いますが、備品購入、図書、カメラ、ストーブ購入とございますが、具体的な使途、どのようにお使いになられるのかを含めて、内容について説明を受けたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 備品購入、カメラにつきましては、デジタルカメラの購入費用ということで、公民館事業の記録用としての購入を考えてございます。

ストーブにつきましては、1階のホール、ラウンジの天井が非常に高い状況になっておりまして、なかなか暖房が効きづらいというようなことで、寒いというご意見をいただいたことを踏まえまして、ピンポイントで温める電気ストーブを2台購入する予定ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

たしか、公民館は、今年度、パソコンをたしか設置していただいたというふうに理解をしておりますけれども、それからテレビ等もたしかラウンジのほうにあったのかなと、あと新聞等もあったというふうに思いますけれども、そういう面では丁寧な対応だと思いますが、せっかく設置をしたパソコンでありますけれども、これは今、どのように利用されておるか、それについても説明を受けたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） パソコンを使用していただく際には、公民館のほうでお名前とご

住所等をお聞きするようなことで、記録をさせていただいております。1カ月の間に半分以上、定期的にご利用なさっている方もいますけれども、毎日とまではいきませんが、かなりの頻度でご利用いただいているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

利用いただいているというふうに理解いたしました。

最後になりますが、81ページ、文化財保護費でお伺いいたします。委託料ということで、看板作成委託がございます。この内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） こちらにつきましては、文化財のある位置に、今、町が指定しておる文化財と、その名称について看板で設置をしておりますけれども、こちらの1カ所分について、老朽化しておりますので、その看板をつけかえるということでございます。今後、こうした各箇所を回りながらチェックし、それぞれ計画的に改修をしてみたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 1カ所ですか。こういうポール状のものとか四角いものとか、幾つかあったというふうに思うんですけれども、今回のはどういう内容になってるのかということは。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 今回につきましては、1カ所ということで予定をしております。形としましては、支柱のタイプで、御宿町指定と、それから文化財の名称を書いた支柱タイプの看板ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

文化財保護は非常に大事だろうと思いますし、大分指定されてから年限がたっておりますので、これもきちんと計画的に整備をしていただきたいと思います。

それで、この文化財の関係でありますけれども、たしか新町の商工会の近く、ここにたしか千人塚があったと思うんですね。それで、私、町外にいる同級生から言われたんですけれども、中学校のとき、この千人塚の教育なんか受けなかったよという説明を受けたんですね。今回の大震災を経まして、この千人塚、この災害、歴史がどうであったのかということも、学校教育の中できちんと教えていただくことも、やはり大変重要ではないかなというふうに思うわけで

ありますけれども、現在この学校教育の中でどのように扱われておられるのか。

防災訓練等はされてるということは、何度となくお聞かせいただいているわけでありましてけれども、この郷土の歴史、防災の歴史、これについて、400年は、これは充分をやられるとは思いますが、あわせてこうした津波、地震等、災害についての教育というの、私は大変重要であるという認識しておるわけでありましてけれども、それについてどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 千人塚につきましては、元禄地震による被害も含めまして、それ以前の複数の被害の供養塔というような形で、現在の地先に置かれているということで認識しております。

防災も含めまして、地域の教材としての活用について、今後、学校と協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。大変大事であると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、この中に載ってるわけではございませんけれども、最後に新しく総合計画を立てるという中におきまして、いわゆる文化財というよりも、町史ですよ、これは一度編さんしてから、もう相当たつというふうに理解をしております。いわゆる近代史ですよ。ここら辺も、いわゆる昭和というのももう大分遠くなってきて、もう四半世紀過ぎようとしているんですね。やはり、この昭和を含めて、要するに近代御宿をきちんと形に残すというのは大事な作業であると思います。これはすぐできるわけではありませぬので、調査だとか含めまして、長い時間が必要であると思うんです。ぜひ、これを次期の企画に盛り込んでいただきたいと思うんですけれども、町長どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 町史については、策定以来、かなり経過するわけでありましてけれども、この間については、歴代の助役が町の、事業関係については、全部資料をとっております。また、文化財審議委員さんとか、いろいろ活動の中で、そういった資料もあわせて、今保管をしているという状況でありまして、いつそれを正式なものにしていくかというのは、今後ちょっと時期を見て進めていくことになろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、すぐそれで着手するというのは、ちょっと難しい状況にはあろうかと考えています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、討論に入りたいと思います。

本案に対する反対意見の発言を許可いたします。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

平成24年度一般会計当初予算に対する反対討論を行います。

昨年3月11日に起きた東日本大震災からはや1年を経過いたします。また、昨日は東大の研究グループが、M7クラスの首都直下型地震が70%に達しているという報道があります。さらに、東方沖の地震はいつあってもおかしくないと言われており、防災対策は急務です。とりわけ、津波対策では、てんでんこに避難するためには、岩和田海岸と清水川に隣接する保育所の高台への移転は急務であり、町民からは保護者を中心に、558名の請願を出されております。

ちなみに、今般の大地震の御宿町内の一番のてんでんこの実例は、ハードによらない防災は、漁船の引き潮を感じて、沖に一斉に逃げたことだと思っております。近隣の漁港施設で大きな被害が出ていることと対照的であります。

さらに、御宿町議会でも、昨年7月にいすみ市で複合施設として新たに設置された保育所視察を行い、今後の保育所のあるべき姿について調査を始めたところであります。

さらに、同じ太平洋岸に位置し、東日本大震災で津波の被害を受けた山武市は、沿岸部にあ
る4つの保育園や保育所を1つ統合した上で、海岸から5キロ余り離れた場所に新たな施設を
建設し、2年後の春をめどに開園を目指すと報道されております。

一方で、御宿町ではどうでしょうか。新年度の予算案には、そのための予算どころか、予算概要書を見ましても、一言の言及もありません。町長は一昨日の私の一般質問の答弁で、第一優先とするという認識を示しましたが、一刻も早く保育所を高台に移転させるための必要な会議や委員会を立ち上げ、津波対策を具体化し、安心・安全の礎を築くことを求め、反対討論といたします。

○議長（中村俊六郎君） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可いたします。

7番、大地達夫君。

○7番（大地達夫君） 7番、大地です。議長の許可をいただきましたので、平成24年度一般会計予算に対しまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

さて、わずか1年前、23年度予算を審議する第1回定例会直前に、あの未曾有の大災害をもたらした東日本大震災が起きました。地震の規模もさることながら、その後に襲ってきた大津波に飲み込まれる家が、町が、車が、人が、その光景を伝えるテレビの画面に愕然として、凍りついた記憶もまだ生々しいところです。なお、その上に、日本人が経験したことのない原発事故が起きました。放射能にどう向き合っていくのか、収束させていけるのか、いまだ解決の糸口も定まらないという状態です。

国内のみならず、ヨーロッパの経済不安や中東、アラブの不安定で危険な状況と世界全体の先の読めない不確定な中にあるわけですが、その中での予算編成はさぞ困難を極めたのではないかと推察いたします。予算規模で言いますと、昨年度に比べて3億5,000万円ほどの増加となっておりますが、これは長年の懸案となっております御宿中学校の屋内運動場建設が押し上げたもので、県支出金の緊急雇用対策費やLED防犯灯設置事業が終了した分、数字にあらわれない苦労などが読み取れるところです。

さて、近年、福祉に対する取り組みと工夫が、行政の中で大きな比重を占めてきていますが、今回の予算の中でも、中学生までの医療費無料化は大きな特色と言えるでしょう。また、指定ごみ袋導入によるごみ収集は、ごみの減量化や将来にわたる広域仕様の方向からいっても、当然の流れではありますが、長年なれ親しんだ収集方法と大いに異なるということですから、くれぐれも住民への周知に手抜かりないよう、お願いするところでございます。

今後、国から地方に権限を移譲し、その地域ならではのあり様を期待するという方向がさらに進んでいくだろうと思われます。しかし、どのようにその流れに取り組むかで、地域間の格差は大きくなるだろうと予測されます。その意味でも、首長の方向づけと手腕、それを実現していく役場職員のやる気と能力が強く求められるわけです。また、議会も単なるチェック機関だけでなく、みずからも研究をして提言をしていく方向にかじを切り、住民も行政のサービスをただ享受するだけではなく、協働の町づくりとして、行政とともに汗をかくことが必要となるでしょう。

大震災の復旧・復興は、いまだ緒についたばかりです。原発・放射能対応も、まだまだこれからです。地方の経済は冷えきったままですが、国からの多くの助けは期待できません。しかしながら、どんな状況であれ、町の歩みをとめることはできないのです。

この予算案は、石田町長として、任期4年目の節目となる予算です。本当に厳しい状況の中、石田町政らしさを表現すべく、苦労された様子は随分推しはかれる予算ですが、残された任期の中でより強くリーダーシップを発揮され、さらなるらしさの実現に向けて力を発揮され続け

ることを期待し、本予算の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに、本案に対する反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） ほかに、本案に対する賛成意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第23号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村俊六郎君） 起立多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、発議第1号 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、瀧口義雄君、登壇の上、提案理由の説明を願います。

（9番 瀧口義雄君 登壇）

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

発議第1号を読み上げ、提案をさせていただきます。

平成24年3月8日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、瀧口義雄。

賛成者、御宿町議会議員、大地達夫。

御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について、上記の議案を、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

（提案理由）

平成23年4月の地方自治法改正により、市町村基本構想の議決の義務付けが廃止されました。しかし、地方分権の進展により、町政における計画等の策定は重要性を増しており、その決定に参画する観点と議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立

ち、透明性の高い行政の計画的かつ効果的な推進のため、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例を制定するものです。

条例文は、添付のとおりでございます。削除いたします。

附則として、この条例は、平成24年4月1日より施行します。

以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

続きまして、石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成24年第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、平成24年度一般会計予算を初め、25案件についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたが、東日本大震災から1年が経過いたしました。被災地の復旧は、これから本格化すると思われまます。一日も早い復興を願わずにはられません。

本定例会で、議員の皆様方から防災に関してご指摘、ご意見などをいただきました。東京大学地震研究所の首都直下型の地震発生の確率など、地震についての多くの情報が報じられております。町といたしましては、住民への注意喚起とともに、準備すべきものは準備し、十分な体制を整えていきたいと考えております。

ここに成立を見ました平成24年度各予算によりまして、町政各般にわたり、所期の施策を推進し、町政の一層の伸長と町民生活の向上発展に寄与してまいりたいと存じます。

会期中、全般にわたり、議員各位より賜りましたご意見、ご要望につきましては、今後、充分これを検討しながら、町政の運営を進めてまいる所存でございます。どうぞ今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、時節柄、まだ寒い日々が続いておりますので、健康には充分にはご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、平成24年御宿町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 7時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 7月27日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 小 川 征

署 名 議 員 瀧 口 義 雄